昭25.12.29.

官報

主要目次

政　令
○鉱工品貿易公団及び繊維貿易公団解散令　五〇五頁
○預金部資金運用規則の一部改正　五〇六
○輸出貿易管理令の一部改正　五〇六
○食糧管理法施行令の一部改正　五〇七
府　令
○総理府内部部局組織規程の一部改正　五〇七
○警察予備隊の部隊の編成及び組織に関する規程　五〇七
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正　五〇九
府令、省令
○兵器、航空機等の生産制限に関する件の一部改正　五〇九
省　令
○臨時財産調査令施行規則の一部改正　五一〇
○大蔵省職員定数規程の一部改正　五一〇
○輸出貿易管理規則の一部改正　五一〇
○建設省附属機関組織規程の一部改正　五一〇
規　則
○俸給等の支給（人事院規則九―七）　五一〇
告　示
○特定財産管理令第一條の特定人指定　五一一
○労働力調査規則第四條により指定した地域の別表の抽出調査区の一部改正　五一一

政　令

鉱工品貿易公団及び繊維貿易公団解散令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十五年十二月二十九日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百七十三号

鉱工品貿易公団及び繊維貿易公団解散令

内閣は、貿易公団法（昭和二十二年法律第五十八号）第八條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（通則）

第一條　鉱工品貿易公団及び繊維貿易公団（以下「公団」という。）の解散及び清算に関しては、この政令の定めるところによる。

（解散の登記）

第二條　通商産業大臣は、公団の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に、その解散の登記を嘱託しなければならない。

2　登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、直ちにその登記をしなければならない。

（公団の存続）

第三條　公団は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了まで、なお存続するものとみなす。

（清算結了の時期）

第四條　公団の清算は、遅くても昭和二十六年九月三十日までに結了しなければならない。

（清算人の数）

第五條　公団の清算人は、それぞれ五人以内とする。

（清算人の任命）

第六條　清算人は、通商産業大臣が部内の職員又は公団の役員若しくは職員のうちから任命する。

（清算事務の監督）

第七條　清算人が数人あるときは、清算に関する行為は、清算人の過半数をもつて決定する。

2　可否同数のときは、通商産業大臣が清算人のうちからあらかじめ指定する清算人が決定する。

（清算人の代表権）

第八條　清算人が数人あるときは、清算人は、各自公団を代表する。

（清算人の登記）

第九條　清算人は、その就任の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、その変更の登記をしなければならない。

（清算人の職務権限）

第十條　清算人は、左の職務を行う。

一　現務（公団が管理する政府の財産に係るものを含む。）の結了

二　債権の取立及び債務の弁済

三　残余財産の引渡

2　清算人は、前項の職務を行うために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をすることができる。

（清算事務の監督）

第十一條　清算人は、就任の後直ちに公団の財産及び公団が管理する政府の財産の現況を調査し、それぞれ財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作り、通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2　前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

3　清算人は、前項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

（清算結了の登記）

第十二條　清算人は、前條第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記を除いて、公団の登記は、清算人の申請によつてする。

（登記の手続）

第十三條　第九條第一項の規定による登記の申請書には、清算人の任命を証する書面を添附しなければならない。

2　第九條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第十四條　清算結了の登記の申請書には、第十六條第一項の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（清算人の復職）

第十五條　清算人が清算結了の登記を終えたときは、通商産業大臣は、清算人のうち部内の職員である者をその就任直前における官職又はこれと同一條件の官職に復するものとする。但し、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の適用を妨げない。

（決算書類提出の義務）

第十六條　清算事務が終つたときは、清算人は、直ちに決算報告書を作り、通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2　前項の決算報告書には、清算に関する重要な書類、公団の帳簿及びその事業に関する重要な書類を添附しなければならない。

3　第一項の決算報告書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

（清算結了の登記）

第十七條　清算人は、前條第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

（登記の手続）

第十八條　解散の登記を除いて、公団の登記は、清算人の申請によつてする。

第十九條　第九條第一項の規定による登記の申請書には、清算人の任命を証する書面を添附しなければならない。

2　第九條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第二十條　清算結了の登記の申請書には、第十六條第一項の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（清算人の復職）

第二十一條　清算人が清算結了の登記を終えたときは、通商産業大臣は、清算人のうち部内の職員である者をその就任直前における官職又はこれと同一條件の官職に復するものとする。但し、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の適用を妨げない。

（債権者に対する催告）

第十二條　清算人は、その就任の日から一月以内に、少くとも三回の公告をもつて債権者に対し、一定の期間にその債権を申し出るべき旨を催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないときは、清算から除斥されるべき旨を附記しなければならない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその催告をしなければならない。

4　清算人は、知れている債権者を清算から除斥することができない。

（除斥された債権者に対する弁済）

第十三條　清算から除斥された債権者は、公団の債務完済の後まだ国庫に引き渡さない公団の財産に対してのみ請求することができる。

（清算行為の特則）

第十四條　清算人が左の行為をするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

一　公団の財産及び公団が管理する政府の財産の処分

二　公団の財産及び公団が管理する政府の財産に関する契約の更改及び和解並びに仲裁契約の締結

三　公団の財産に関する権利及び利益の放棄

（残余財産の帰属）

第十五條　残余財産は、国庫に帰属する。

毎日大学
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

附則

この政令は、昭和二十六年一月一日から施行する。

法務総裁 大橋武夫
通商産業大臣 横尾龍
内閣総理大臣 吉田茂

預金部資金運用規則の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十五年十二月二十九日

内閣総理大臣 吉田茂

政令第三百七十四号

預金部資金運用規則の一部を改正する政令

内閣は、預金部預金法（大正十四年法律第二十五号）第四条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

預金部資金運用規則（大正十四年勅令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一條第四号中「特別ノ法令」を「銀行又ハ特別ノ法令」に改め、「銀行其ノ他ノ」を削る。

附則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十五年十二月二十五日から適用する。

大蔵大臣 池田勇人
内閣総理大臣 吉田茂

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十五年十二月二十九日

内閣総理大臣 吉田茂

政令第三百七十五号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十五條、第四十八條第一項、第四十九條、第五十四條第二項及び第六十九條第一項の規定に基き、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項に次の一号を加える。

四 貨物を積み替えようとするとき。

第一條第三項中「第二十六号1、第二十七号、第二十八号2及び第二十九号から第三十二号まで」を「第二十七号1、第二十八号、第二十九号2及び第三十号から第三十三号まで」に、同條第四項中「第三十三号、第三十七号及び第三十八号」を「第三十八号及び第三十九号」に改める。

第四條但書を次のように改め、同條第三号を削る。

但し、別表第一第三十四号から第四十号までに掲げる貨物については、この限りでない。

第八條の次に次の一條を加える。

（承認の有効期間）

第八條の二 第一條第一項及び前條第二項の承認の有効期間は、その承認をした日から三箇月とする。

2 通商産業大臣は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する承認について、同項の期間と異なる有効期間を定め、又はその有効期間を延長することができる。

第九條中「前條」を「第八條」に改める。

第十一條第一号中「第一号から第三十三号まで、第三十九号及び第四十号」を「第一号から第三十四号まで、第四十号及び第四十一号」に、同條第二号中「第一号から第三十三号まで及び第三十九号」を「第一号から第三十四号まで及び第四十号」に、同條第三号中「第三十四号から第三十八号まで」を「第三十五号から第三十九号まで」に改め、同條第五号の次に次の一号を加える。

六 通商産業大臣の指示する範囲内において、第八條の二第二項の規定により第一條第一項の承認の有効期間を延長する権限

第十二條第二項中「第七條まで」の下に「、第八條の二」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一

一 鉄鉱石及びその精鉱

二 銑鉄及び鋳鋼品（ちゅう房用具を除く。）

三 鋼塊及び鋳鋼品

四 鉄くず及び鋼くず

五 合金鉄及びそのくず

六 鉄鋼半製品

七 鉄鋼一次製品及び鉄鋼二次製品並びにそれらを加工したもの（純鉄及び電解鉄を含み、ちゅう房用具及び玩具を除く。）

八 非鉄金属の鉱石、精鉱、中間製品、半製品、二次製品及び合金並びにそれらのくず

九 非鉄金属の製品（ちゅう房用具及び装身具を除く。）

十 石炭

十一 コークス

十二 石油及び石油関係製品（添加物、混入剤、合成油、触媒及びガムインヒビターを含む。）

十三 建設用機械、道路用機械及び運搬用機械並びにそれらの部分品及び附属品

十四 鉱業用機械及び採石用機械並びにそれらの部分品、附属品及び附属品

十五 石油の採取、精製、輸送、加工及び処理用機械並びにそれらの部分品及び附属品

十六 化学用機械、産業用機械及び製造用機械並びにそれらの部分品及び附属品

十七 圧延用機械及び鍛鍛造用機械並びにそれらの部分品及び附属品

十八 工作機械並びにその部分品、附属品及び附属品

十九 電気機械、装置及び器具（家庭用及び装飾用電球並びに家庭用品を除く。）

二十 建機械並びにその部分品及び附属品並びに雑品

1 溶接機

2 タービン

3 圧力計及び真空計

4 動力製かん機

5 動力圧縮機、ポンプ、ファン及び排送風機

6 産業用ベルト及びベルティング

7 くずゴム

8 ボールベアリング及びローラーベアリング並びにそれらの部分品

9 エアーコンディショナー

10 黒鉛、人造黒鉛及びその他の炭素で製造された電極、棒、ブロック、るつぼ、れん瓦、板、ストッパー、ヘッド、ノズル、スリーブ及びレトルトその他の製品

11 カーボンブラック

12 工業用水装置

13 バルブ及びコック

14 人造及び天然の研磨材及び研磨器材

15 工業用ダイヤモンド（ダスト、パウダー、スプリット及びボーツを含む。）

16 水圧用液

17 アスベスト及びアスベスト製品

18 けい酸マグネシウム

19 セメント

20 厚さ千分の二インチ以下の紙又は合成薄膜（たばこ巻紙、手すき和紙及びセロファンを除く。）

21 フイルムくず、洗じょうずみフイルム及びエックス線用フイルム（硝化綿製のものに限る。）

22 無線受信機、無線送信機、無線機械器具及び電子機械器具並びにそれらの管、部分品及び附属品

23 サーチライト（サーチライトフイルター、サーチライトオービット及びそれらの附きょ装置を含む。）

24 鉄道信号保安装置並びにその部分品及び附属品

25 ディーゼル機関及びセミディーゼル機関（機械類に装備された場合を含む。）並びにそれらの部分品及び附属品

26 前号に掲げるもの以外の内燃機関（電気着火式であつて十馬力をこえるものに限る。）

27 蒸気機関、蒸気ボイラー並びにそれらの部分品及び附属品

28 ジヤイロコンパス及びその伝達装置

29 洗鉱装置

二十一 理化学機械器具、精密機械器具及び研究用機械器具並びにそれらの用品

二十二 陸用及び水用の輸送用機械及び装置並びにそれらの部分品及び附属品（自転車、子供用の乗物及び長さ十八フイート未満の艇を除く。）

二十三 天然又は合成のゴム製の容器、タイヤ及びチューブ（自転車用及び玩具用を除く。）

二十四 繊維機械

二十五 化学薬品及び医薬品（家庭用医薬品を除く。）

二十六 マニラ麻、ジュート及びサイザル麻並びにそれらの製品（包装用に使用された場合を除く。）

二十七 繭その他

1 繭、蚕種及び副蚕糸

2 ブーレット

二十八 主要食糧及び飼料

二十九 肥料及びその原料

1 原料

2 製品

三十 油脂原料、油脂及び油かす

三十一 林業種苗

1 すぎ

2 ひのき

3 あかまつ

4 くろまつ

5 からまつ

6 えぞまつ

7 とどまつ

三十二 木製品

1 電柱

2 枕木

3 坑木

4 杭丸太

5 針葉樹素材（パルプ材、そま角及び割材を含む。）

6 針葉樹製材（仕組板（もみ茶箱仕組板を除く。）及びかんなをかけ切込を施したものを含み、輸出品包装材を除く。）

7 かつ葉樹素材（パルプ材、そま角、割材及び最小横断面における丸身が三十%以上の製材を含む。）

8 普通薪及びガス用（対馬から輸出されるものを除く。）

9 木炭

三十三 除虫菊及び除虫菊製品

三十四 兵器その他の軍用物資及び火薬その他の爆発物（産業用に供するもの、爆薬安定剤、毒ガス、焼夷剤、花火類、兵器その他の軍用物資の部分品及びそれらの原料を含む。）

三十五 偽造、変造若しくは模造の通貨、郵便切手若しくは収入印紙又は通貨を複写彫刻したすべての貨物

三十六 いずれかの政府に対するむほん又はせん動する内容を有する書籍、パンフレット、新聞、文書、広告、回状、写真、映写用フイルム又は絵画

三十七 風俗を害するおそれのある書籍、図画、彫刻物その他の貨物

三十八 麻薬又はその用具

三十九 いずれかの国の国宝又は重要美術品

四十 仕向国における特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権を侵害する貨物又はそれらを侵害するおそれがあるものとして通商産業大臣が指定する貨物

四十一 輸入された貨物（仮に陸揚された貨物を含む。）

別表第二第五号の次に一号を加える。

六 国立国会図書館が国際的交換の用に供する出版物

附則

1 この政令は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2 この政令施行前にした第一條第一項（第十二條第二項において準用する場合を含む。）及び第八條第二項の承認の有効期間は、第八條の二第一項の規定にかかわらず、この政令施行の日から三箇月とする。

3 かせいソーダ等の船積を差し止める省令（昭和二十五年通商産業省令第九十号）但書又はかせいソーダ等の船積を差し止める省令（昭和二十五年通商産業省令第九十六号）但書の規定による許可を受けた者（昭和二十五年十二月五日以前に中国本土等への貨物の船積を差し止める省令別表に掲げる仕向地に輸出する貨物に係るものは、同令但書の規定による許可を受けた場合を除き、この政令施行の日にその効力を失うものとする。

内閣総理大臣 吉田茂
大蔵大臣 池田勇人
文部大臣 天野貞祐
厚生大臣 黒川武雄
農林大臣 広川弘禅
通商産業大臣 横尾龍
運輸大臣 山崎猛

食糧管理法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十五年十二月二十九日

内閣総理大臣 吉田茂

政令第三百七十六号

食糧管理法施行令の一部を改正する政令

内閣は、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第八條ノ六の規定に基き、この政令を制定する。

食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

別表十七の項中「小麦粉」を「精麦、小麦粉」に改める。

4 第八條の二第二項の規定は、前二條の有効期間に準用する。

5 昭和二十五年十二月五日以前に受けた第一條第一項の承認であつて、中国本土等への貨物の船積を差し止める省令別表に掲げる仕向地に輸出する貨物に係るものは、同令但書の規定による許可を受けない者を除く。）は、当該貨物の輸出について、第一條第一項第一号の承認を受けたものとみなし、その承認の有効期間は、この政令施行の日から三箇月とする。

4 第八條の二第二項の規定は、前二條の有効期間に準用する。

5 昭和二十五年十二月五日以前に受けた第一條第一項の承認であつて、中国本土等への貨物の船積を差し止める省令別表に掲げる仕向地に輸出する貨物に係るものは、同令但書の規定による許可を受けた場合を除き、この政令施行の日にその効力を失うものとする。

内閣総理大臣 吉田茂
大蔵大臣 池田勇人
文部大臣 天野貞祐
厚生大臣 黒川武雄
農林大臣 広川弘禅
通商産業大臣 横尾龍
運輸大臣 山崎猛

食糧管理法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十五年十二月二十九日

内閣総理大臣 吉田茂

政令第三百七十六号

食糧管理法施行令の一部を改正する政令

内閣は、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第八條ノ六の規定に基き、この政令を制定する。

食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

別表十七の項中「小麦粉」を「精麦、小麦粉」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

府令

◉**総理府令第五十一号**

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七條の規定に基き、総理府内部部局組織規程の一部を改正する総理府令を次のように定める。

昭和二十五年十二月二十九日

内閣総理大臣 吉田茂

総理府内部部局組織規程（昭和二十四年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九條第二項第一号を次のように改める。

一 製表企画の調整を行うこと。

同條同項第三号中「製表材料」を「国勢調査以外の統計調査の製表材料」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 国勢調査以外の統計調査の機械製表を行うこと。

同條同項第五号中「製表機械器具」を「国勢調査以外の統計調査の製表に用いる製表機械器具」に改め、同項第六号中「労働力調査」の下に「及びその他の抽出人口調査」を加える。

同條第三項第二号及び第三号を次のように改める。

二 国勢調査の製表材料及び製表結果の材料を保管すること。

三 国勢調査の製表に用いる機械器具を保守すること。

附則

この府令は、昭和二十六年一月一日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

農林大臣 広川弘禅
内閣総理大臣 吉田茂

◉**総理府令第五十二号**

警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百六十号）第十條の規定に基き、警察予備隊の部隊の編成及び組織に関する規程を次のように定める。

昭和二十五年十二月二十九日

内閣総理大臣 吉田茂

警察予備隊の部隊の編成及び組織に関する規程

目次

第一章 総則（第一條・第二條）

第二章 部隊の編成（第三條―第七條）

第三章 総隊総監部（第八條―第二十條）

第四章 管理補給監部（第二十一條―第二十六條）

第五章 管区総監部（第二十七條―第三十二條）

第六章 連隊本部その他（第三十三條―第三十七條）

附則

第一章 総則

第一條 この規程は、警察予備隊の部隊（以下「部隊」という。）の編成及び部隊の本部組織を定めることを目的とする。

第二條 部隊の単位は、総隊、管理補給隊、管区隊、連隊、大隊、中隊、小隊及び分隊とする。

第二章 部隊の編成

第三條 総隊は、総隊総監部、総隊総監部直轄部隊、管理補給隊二及び管区隊四をもつて編成する。

第四條 管理補給隊は、管理補給総監部及び所要の管理補給部隊をもつて編成する。

第五條 管区隊は、管区総監部、管区総監部直轄部隊、普通科連隊三、特科連隊一及び特科大隊二をもつて編成する。

第六條 普通科連隊は、連隊本部、連隊本部附中隊及び大隊三をもつて編成する。

昭25・12・29. 第7192号

2　特科連隊は、連隊本部、連隊本部附中隊及び大隊四をもつて編成する。

3　総隊副総監は、警察監をもつて充てる。

第七條　総隊、管理補給隊及び管区隊の部隊及び部隊本部の名称は、別表による。

第三章　総隊総監部

第八條　総隊総監部に総隊総監を置く。

2　総隊総監は、警察監をもつて充てる。

第九條　総隊総監は、警察予備隊本部長官（以下「長官」という。）の統轄の下に、総隊の長として総隊総監部及び部下諸部隊を統率する。

第十條　総隊総監は、長官の指揮監督を受け、総隊総監部の行政的部務を掌理し、部下諸部隊の行政的隊務を統括する。

第十一條　総隊総監部に、一般幕僚機関として人事、調査、訓練及び管理の四部並びに書記室を置き、各部に所要の班を置く。

2　総隊総監部に、特別幕僚機関として次の課を置く。

総務課、保営課、法務課、検務課、監察課、衛生課、施設課、会計課、補給課、武器課、通信課、化学課、輸送課

総隊総監部に、経理官室を置く。

3　総隊総監部に、学校その他所要の機関を附置する。

4　総隊総監部に、総隊副総監一人、部長四人、主任経理官一人、課長十三人及び所要の秘書官その他の警察官を置く。

第十二條　総隊総監部に、必要により、衛生監一人を置くことができる。

2　総隊副総監は、総隊総監を補佐し、且つ、総隊総監部内の事務の調整及び整理につき、総隊総監に対して責任を負う。

第十三條　総隊副総監は、総隊総監の不在のとき及び総隊総監の特に定める事項につき、総隊総監に代り、その職務及び権限を行う。

2　総隊総監は、警察監をもつて充てる。

第十四條　各部は、総隊総監に対して責任を負う部長の指揮の下にある。

2　経理官室は、総隊総監に対して責任を負う主任経理官の指揮の下にある。

3　部長及び主任経理官は、それぞれ第十五條から第十九條までに規定する職務を行う外、総隊総監又は総隊副総監の特に命ずる職務を担任する。

4　第十二條第二項の衛生監を置いたときは、衛生監は、医務衛生に関し、総隊総監又は総隊副総監の特に命ずる職務を行う。

第十五條　人事部長は、次に掲げる職務を行う。

一　人事の実施計画に関する事項

二　進退、身分及び賞罰に関する事項

三　法務、監察及び検務の実施の指導に関する事項

四　補充計画の実施指導に関する事項

五　厚生諸施設の実施指導に関する事項

第十六條　調査部長は、次に掲げる職務を行う。

一　警備に関する各種情報の収集整理に関する事項

二　情報連絡に関する事項

三　警備に関する調査及び統計に関する事項

第十七條　訓練部長は、次に掲げる職務を行う。

一　警備実施計画の策定に関する事項

二　警備の実施指導に関する事項

三　部隊の編成配置の実施及び改善意見に関する事項

四　教育訓練の実施計画の策定に関する事項

五　教育訓練の実施指導に関する事項

第十八條　管理部長は、次に掲げる職務を行う。

一　装備実施計画の策定に関する事項

二　装備品（通信資材、武器及び車両をいう。以下同じ。）の購入、配分及び保管の計画並びに補給計画の策定に関する事項

三　装備品の規格の制定に関する事項

四　被服その他の需品の購入、配分及び保管の計画並びに補給計画の策定に関する事項

五　輸送業務の実施計画の策定に関する事項

六　後送業務の実施計画の策定に関する事項

七　施設の建設及び維持補修の指導監督に関する事項

八　医務衛生管理の実施指導に関する事項

九　医務衛生関係者の勤務及び教養の実施指導に関する事項

十　医務衛生の調査及び研究に関する事項

十一　医療衛生資材の購入、配分及び保管の計画並びに補給計画の策定に関する事項

第十九條　主任経理官は、一般幕僚機関の各部と協力の下に、次に掲げる職務を行う。

一　次に掲げる事項に関し長官の定める大綱及び方針に基く実施計画及び手続の策定並びに監督に関する事項

イ　予算の編成及び執行

ロ　会計手続

ハ　会計監査

ニ　経過報告及び統計報告

二　前号イ、ロ、ハ、ニに掲げる事務の管理組織及び管理手続に関する事項

三　会計事務の監督に関する事項

四　管理事務についての継続的調査及び分析に関する事項

第二十條　各課は、総隊総監に対して責任を負う課長の指揮の下にある。

2　課長は、総隊総監、総隊副総監及び一般幕僚機関に対して、技術的又は実務的助言若くは具申を行い、及び一般幕僚機関を援助するため、その恒常的事務を行う。

3　部長は、総隊総監の命を受けて関係課長を統制し、その職務を調整する。

4　課長より総隊総監又は総隊副総監に具申すべき事項は、あらかじめ関係部長の承認を受けるものとする。

第四章　管理補給総監部

第二十一條　管理補給総監部に管理補給総監を置く。

2　管理補給総監は、警察監をもつて充てる。

第二十二條　管理補給総監は、総隊総監の指揮を受け、管理補給隊の長として管理補給総監部及び部下管理補給諸部隊を統率する。

第二十三條　管理補給総監は、総隊総監の指揮監督を受け、管理補給総監部の行政的部務を掌理し、部下管理補給諸部隊の行政的隊務を統括する。

第二十四條　管理補給総監部に、管理補給副総監、幕僚長、部長、課長その他所要の警察官を置く。

2　管理補給副総監は、管理補給総監を助け、管理補給総監の職務につき、管理補給総監の命によりその部下を統督する。

3　管理補給副総監は、管理補給総監の不在のとき及び管理補給総監の特に定める事項につき、管理補給総監に代り、その職務及び権限を行う。

4　管理補給副総監は、警察監補をもつて充てる。

5　幕僚長は、管理補給総監部内の事務の調整及び整理につき、管理補給総監に対し責任を負い、部長及び課長を指揮監督する。

第二十五條　管理補給総監部に、特別幕僚機関として、次の課を置く。

総務課、法務課、検務課、衛生課、施設課、会計課、調達課、武器課、通信課、化学課、輸送課

2　管理補給総監部に、学校その他所要の機関を附置する。

第二十六條　第十一條第一項、第十四條第一項及び第三項、第十五條から第十八條まで並びに第二十條の規定は、管理補給総監部に準用する。この場合において、第十四條第三項、第二十條第二項及び第四項中「総隊総監」とあるのは「幕僚長」と読み替えるものとする。

第五章　管区総監部

第二十七條　管区総監部に、警察監又は警察監補をもつて充てる。

2　管区総監は、警察監又は警察監補をもつて充てる。

第二十八條　管区総監は、総隊総監の指揮を受け、管区総監部及び部下諸部隊の行政的隊務を統括する。

第二十九條　管区総監は、総隊総監の指揮監督を受け、管区総監部の行政的部務を掌理し、部下諸部隊の行政的隊務を統括する。

第三十條　管区総監部に、管区副総監、幕僚長、部長、課長その他所要の警察官を置く。

2　管区副総監は、警察監補又は一等警察正をもつて充てる。

第三十一條　管区総監部に、特別幕僚機関として、次の課を置く。

総務課、法務課、検務課、監察課、特技課、衛生課、施設課、会計課、補給課、武器課、通信課

2　管区総監部に学校その他所要の機関を附置する。

第三十二條　第十一條第一項、第十四條第一項及び第三項、第十五條から第十八條まで、第二十條並びに第二十四條第二項、第三項及び第五項の規定は、管区総監部に準用する。この場合において、第十四條第三項、第二十條第二項及び第四項中「総隊総監」とあるのは「管区総監」と、第十四條第一項、第二十條第一項及び第三項中「総隊総監」並びに第十四條第三項、第二十條第二項及び第四項中「総隊副総監」とあるのは「幕僚長」と読み替えるものとする。

第六章　連隊本部

第三十三條　連隊本部に連隊長その他所要の警察官を置く。

2　連隊長は、一等警察正又は二等警察正をもつて充てる。

第三十四條　連隊長は、管区総監の指揮を受け、連隊の長として部下諸部隊を統率する。

第三十五條　連隊長は、管区総監の指揮監督を受け、連隊本部の行政的部務を掌理し、部下諸部隊の行政的隊務を統括する。

第三十六條　特科大隊の長は、管区総監の指揮を受け、部下部隊を統率し、行政的隊務を統括する。

2　前項の大隊の長は、二等警察正をもつて充てる。

第三十七條　この規程に定めるものを除くの外、部隊の編成及び組織に関する事項及び階級別定員は、長官が定める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

別表

部隊の単位	部隊の名称	部隊本部の名称
総隊	警察予備隊	総隊総監部
管理補給隊	警察予備隊管理補給隊	管理補給総監部
管区隊	第一管区隊	第一管区総監部
	第二管区隊	第二管区総監部
	第三管区隊	第三管区総監部
	第四管区隊	第四管区総監部

総理府令
文部省令
農林省令
通商産業省令
第二号
運輸省令

◎法務府令第百五十六号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十二月二十九日

法務総裁　大橋　武夫

別表神戸地方法務局の部明石支局の款同支局の項中「明石郡」を削る。

附　則

この府令は、昭和二十六年一月十日から施行する。

府令省令

◎農林部省令第二号
通商産業省令
運輸省令

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、兵器、航空機等の生産制限に関する件の一部を改正する命令を次のように制定する。

昭和二十五年十二月二十九日

内閣総理大臣　吉田　茂
文部大臣　天野　貞祐
農林大臣　広川　弘禪
通商産業大臣　横尾　龍
運輸大臣　山崎　猛

兵器、航空機等の生産制限に関する件の一部を改正する命令

兵器、航空機等の生産制限に関する件（昭和二十年商工、文部、農林、運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一号を次のように改める。

一　兵器（弧銃、捕獲砲、捕獲用標識銃、救命索発射銃及空気銃ヲ除ク）

第四條の次に次の五條を加える。

第四條ノ二　弧銃、捕獲砲、捕獲用標識銃又ハ救命索発射銃ノ生産（改造及修理ヲ含ム以下同ジ）ノ業ヲ営マントスル者ハ、通商産業大臣ノ許可ヲ、空気銃ノ生産ノ業ヲ営マントスル者ハ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ金属製弾丸ヲ使用セザル玩具用空気銃（以下玩具用空気銃ト称ス）ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

弧銃、捕獲砲、捕獲用標識銃、救命索発射銃又ハ空気銃（以下弧銃等ト称ス）ノ生産ハ前項ノ許可ヲ受ケタル者（以下生産業者ト称ス）ニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ但シ弧銃等ヲ修理スル場合又ハ玩具用空気銃ノ生産ハ此ノ限ニ在ラズ

弧銃等ノ販売ノ業ヲ営マントスル者ハ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ生産業者ガ其ノ生産ニ係ル弧銃等ヲ其ノ生産ノ場所ニ於テ販売スル場合又ハ玩具用空気銃ヲ販売スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項又ハ前項ノ許可ヲ申請セントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ通商産業大臣又ハ都道府県知事ニ提出スベシ

一　申請者ノ氏名又ハ名称及住所

二　生産又ハ販売ヲ為サントスル弧銃等ノ種類及規格

三　弧銃等ノ生産又ハ販売ヲ為サントスル場所及施設ノ概要

四　第一項ノ許可申請ノ場合ニ在リテハ生産ニ関スル技術ノ主任者ノ氏名及経歴

第四條ノ三　生産業者ハ其ノ生産ニ係ル弧銃等ガ自己ノ生産ニ係ルモノナルコトヲ表示スル記号ヲ定メ之ヲ都道府県知事ニ届出ヅベシ之ヲ変更シタルトキ亦同ジ

生産業者ハ其ノ生産ニ係ル弧銃等ニ前項ノ記号及一連番号ヲ刻印スベシ

第四條ノ四　生産業者ハ弧銃等ノ生産ヲ為ス場合ニ於テハ左ノ制限ニ従フベシ但シ修理ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

一　弧銃

イ　銃腔内ニ溝旋ナキコト

ロ　口径ハ一三・八ミリメートル以上二〇・四ミリメートル以下ナルコト

ハ　銃身ノ長ハ六六〇ミリメートル以下ナルコト

二　捕獲砲及捕獲用標識銃

イ　砲腔又ハ銃腔内ニ溝旋ナキコト

ロ　口径ハ九〇ミリメートル以下ナルコト

ハ　砲身又ハ銃身ノ長ハ一、五二四ミリメートル以下ナルコト

三　救命索発射銃

イ　銃腔内ニ溝旋ナキコト

ロ　口径ハ一五ミリメートル以下ナルコト

ハ　標準到達距離ハ二三〇メートル以上三五〇メートル以下ナルコト

四　空気銃

イ　銃腔内ニ溝旋ナキコト

ロ　口径ハ四・七二四ミリメートル以下ナルコト

ハ　銃身ノ長ハ四五七・二ミリメートル以下ナルコト

ニ　銃身又ハ金属管ノ厚サハ一・五七四ミリメートル以下ナルコト

ホ　弾丸ヲ発射シタル場合ニ於テ銃口ヨリ三・〇五メートルノ距離ニ在ル厚サ六・三七ミリメートルノ松板ヲ貫通セザルモノナルコト

第四條ノ五　生産業者又ハ第四條ノ二第三項ノ許可ヲ受ケタル者（以下販売業者ト称ス）ハ其ノ生産又ハ譲渡ニ係ル弧銃等ニ付其ノ種類別及規格別数量ヲ都道府県知事（空気銃以外ノ弧銃等ノ生産業者ニ在リテハ通商産業大臣）ニ報告スベシ

生産業者又ハ販売業者ハ前項ノ記載事項中其ノ生産又ハ譲渡ニ係ル弧銃等ノ種類別及規格別数量ヲ都道府県知事（空気銃以外ノ弧銃等ノ生産業者ニ在リテハ通商産業大臣）ニ報告スベシ

生産業者又ハ販売業者ハ其ノ譲渡及保管ニ係ル弧銃等ニ付其ノ種類別及規格別数量（譲渡ニ在リテハ其ノ年月日並ニ譲受人ノ住所、氏名又ハ名称及職業ヲ含ム）ヲ都道府県公安委員会、市町村公安委員会又ハ特別区公安委員会ニ報告スベシ但シ空気銃ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條ノ六　通商産業大臣又ハ都道府県知事ハ本令施行ノ為必要ナル限度ニ於テ其ノ職員ヲシテ生産業者又ハ販売業者ノ弧銃等ノ生産、販売又ハ保管ノ場所ニ立入リ其ノ者ノ帳簿書類其ノ他必要ナル物件ヲ検査セシメ又ハ関係者ニ対シ質問セシムルコトヲ得

警察官又ハ警察吏員ハ人ノ生命、身体若ハ財産ノ保護又ハ公共ノ安全保持ノ為必要アリト認ムル場合ハ生産業者又ハ販売業者ノ弧銃等ノ生産、販売又ハ保管ノ場所ニ立入リ其ノ者ノ帳簿書類其ノ他必要ナル物件ヲ検査シ又ハ関係者ニ質問スルコトヲ得

前二項ノ職員ハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯シ且関係者ニ之ヲ呈示スベシ

第二項又ハ第二項ノ規定ニ依ル立入検査ノ権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スベカラズ

第六條中「第四項」の下に「、第四條ノ二第一項乃至第三項、第四條ノ三乃至第四條ノ五」を加える。

第六條の次に次の一條を加える。

第六條ノ二　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ三千円以下ノ罰金ニ処ス

一　第四條ノ六第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

二　第四條ノ六第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル質問ニ対シ陳述ヲ為サズ又ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　生産業者若しくはその使用人（当該生産業者が、あらかじめ都道府県公安委員会、市町村公安委員会または特別区公安委員会に届け出たものに限る。）が生産業者若しくは販売業者から譲り受けた猟銃等を業務のため所持するとき、銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）第二條の規定にかかわらず所持することができる。

省　令

◎大蔵省令第百十五号

臨時財産調査令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十五年十二月二十九日

大蔵大臣　池田　勇人

臨時財産調査令施行規則の一部を改正する省令

臨時財産調査令施行規則（昭和二十一年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「昭和二十五年十二月三十一日」を「昭和二十六年十一月十九日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◎大蔵省令第百十六号

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）第三條の規定に基き、大蔵省職員定数規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十五年十二月二十九日

大蔵大臣　池田　勇人

大蔵省職員定数規程の一部を改正する省令

大蔵省職員定数規程（昭和二十四年大蔵省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第一項の表外局の部定数の欄中「二〇、二〇七人」を「九、七〇七人」に、「五〇、四一七人」を「五〇、九一七人」に改める。

附　則

この省令は、昭和二十六年一月一日から施行する。

◎通商産業省令第百十二号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）を実施するため、輸出貿易管理規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十五年十二月二十九日

通商産業大臣　横尾　龍

輸出貿易管理規則の一部を改正する省令

輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の二項を加える。

2　前項の輸出承認申請書には、商品内容明細その他輸出承認申請書の各項目についての申請者の最上の情報、知識および信念に基き、正確かつ完全な記載をし、その者を申請者の署名によって明らかにしなければならない。

3　令別表第一第一号、第三号から第九号まで、第二十号14および第二十五号に掲げる貨物の輸出の承認を申請しようとする者は、第一項の輸出承認申請書に当該貨物についての試験または研究機関の代表者および輸出の承認を申請しようとする者の署名のある成分表または化学分析表を添附しなければならない。

附　則

1　この省令は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2　中国本土等への貨物の船積を差し止める省令（昭和二十五年通商産業省令第百号）は、廃止する。

◎建設省令第四十五号

建設省附属機関組織規程（昭和二十四年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十二月二十九日

建設大臣　増田甲子七

第二十六條中「機械課」の次に「企画課」を、「地質研究室」の次に「施工研究室」を加える。

第二十七條第五号を次のように改め、第七号を削り、第八号を第七号とする。

五　図書の購入、整理及び保存に関する事務を行うこと。

第二十八條第三号を削る。

第二十八條の次に次の一條を加える。

（企画課の所掌事務）

第二十八條の二　企画課においては、左の事務をつかさどる。

一　研究業務の企画を行うこと。

二　調査研究に関する連絡事務を処理すること。

三　所報及び年報の編集及び刊行に関する事務を行うこと。

四　土木技術に関する現場技術者及び特殊技術者の養成に関する事務を行うこと。

五　製図に関する事務を処理すること。

この省令は、昭和二十六年一月一日から施行する。

第三十七條の次に次の一條を加える。

（施工研究室の所掌事務）

第三十七條の二　施工研究室においては、土木施工法特に機械化施工法に関する調査、研究及び試験並びに建設機械の基礎的事項の調査、研究及び試験をつかさどる。

第三十八條第二項及び第三項を次のように改める。

2　技術員養成所においては、左の事務をつかさどる。

一　建設機械の構造、操縦及び施工法等に関する技術者の教育及び養成を行うこと。

二　建設機械の構造、性能等に関する調査、研究、試験及び改良試作を行うこと。

3　技術員養成所に庶務課、指導課及び実験課を置く。

附　則

この省令は、昭和二十六年一月一日から施行する。

規　則

人事院規則九―七（昭和二十六年一月一日施行）

俸給等の支給

（俸給の支給）

1　職員の各給与期間の俸給は、職員の属する組織の区分に応じ、その給与期間における左に掲げる支給定日に支給する。但し、その日が休日又は日曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日でない日を支給定日とする。

職員の属する組織の区分	支給定日
国会	七日
内閣、会計検査院、人事院、総理府、外務省、大蔵省、建設省、経済安定本部	二十二日
裁判所、法務府、文部省、運輸省、郵政省、電気通信省	八日
厚生省、農林省、通商産業省、労働省	二十三日
	九日
	二十四日
	十日
	二十五日

2　給与期間中俸給の支給定日後において新たに職員となった者及び給与期間中俸給の支給定日前において離職し又は死亡した職員には、その際俸給を支給する。

3　職員がその所属する支給義務者を異にして移動した場合の俸給は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）により、発令当日までの分をその者が従前所属していた支給義務者において支給し、発令の翌日以降の分をその者が新たに所属することになった支給義務者において支給する。

4　前項の場合において、その者が従前所属していた支給義務者は、その移動が給与期間中俸給の支給定日前であるときは、その際俸給を支給し、その者が新たに所属することとなった支給義務者は、その移動が給与期間中俸給の支給定日後であるときは、その際俸給を支給する。

5　職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、弔儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために俸給を請求した場合には、給与期間中俸給の支給定日前であっても、請求の日までの俸給を日割計算によりその際支給する。

6　職員が休職を命ぜられ、停職処分を受け若しくは無給休暇を与えられた場合又は休職、停職若しくは無給休暇の終了により職務に復帰した場合におけるその給与期間の俸給は、日割計算によりこれを支給する。給与期間の初日から引き続いて休職、停職又は無給休暇中にある職員が俸給の支給定日後に職務に復帰した場合には、その給与期間中の俸給をその際支給する。

（扶養手当の支給）

7　扶養手当の、俸給の支給方法に準じて支給する。

（勤務地手当の支給）

8　勤務地手当は、職員の在勤官署の所在地の属する地域の区分に従って支給する。

9　前項の官署に支所、分室その他これらに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員については、それらの所在地をもって前項の所在地とする。

10　勤務地手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。但し、俸給及び扶養手当が日割計算により算出されている場合には、その俸給及び扶養手当の合計額に支給地域の区分に応ずる支給割合を乗じた額を勤務地手当として支給する。

（超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給）

11　超過勤務手当、休日給及び夜勤手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。但し、職員が第五項に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給する。

（雑則）

12　この規則に定めるもの外、俸給、扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

告　示

◎総理府告示第三百五十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三條第一項第三号の規定により行う福島県選出の参議院議員の補欠選挙に関し、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の施行に関する命令（昭和二十二年閣令、内務省令第一号）第八條第一項の規定により、候補者が立書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を内閣総理大臣に対して求むべき期日を、次のように指定する。

昭和二十五年十二月二十九日

内閣総理大臣　吉田　茂

昭和二十六年一月三日から

同　年一月九日まで

◎総理府告示第三百五十一号

特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）第一條の特定人として、連合国最高司令官から次の者が指定された。

昭和二十五年十二月二十九日

内閣総理大臣　吉田　茂

氏　名

藤田誠三郎　昭和二十五年一月二十七日

池沢　照次　昭和二十五年二月十六日

門松　正一　昭和二十五年一月二十七日

大村　襄治　昭和二十五年二月十六日

（備考）

右のうち、いまだ逮捕されない者で、調査未了の者については、あて字を使用した。

◎総理府告示第三百五十二号

労働力調査規則第四條により指定した地域の別表（昭和二十五年十月二十日総理府告示第三百五号）の抽出調査区の一部を次のように改正し、A組に属する調査区の改正は昭和二十五年十月一日から、B組に属する調査区の改正は昭和二十五年十一月一日から、C組に属する調査区の改正は昭和二十五年十二月一日から、それぞれ適用する。

昭和二十五年十二月二十九日

内閣総理大臣　吉田　茂

労働力調査の指定調査区の変更並びに抽出調査区の組中1北海道の03夕張市のB組中「378―1」を「377―1」に、28兵庫県の26神戸市の2604兵庫区のA組「640―1」を「(640―1)(641―1)」に、同県2610尼崎市のA組中「1201―1」を「(1201―1)(1202―1)」に、29奈良県の76吉野郡の7621十津川村のB組「37―1」を「49―1」に、同県同郡7627上北山村のB組「(16―2)(17―2)(18―1)」を「21―1」に、34広島県の80佐伯郡の8024小方村のC組中「13―1」を「14―1」に、40福岡県の89鞍手郡の8911小竹町のC組「16―1」を「15―1」に、43熊本県の96球磨郡の9624水上村のC組「15―1」を「14―1」にそれぞれ改める。

◎総理府告示第三百五十三号

市村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十五年十二月一日から、福井県丹生郡大虫村を廃し、その区域を武生市に編入する旨、福井県知事から届出があった。

昭和二十五年十二月二十九日

内閣総理大臣　吉田　茂

◎地方財政委員会告示第三十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百九十一條第一項の規定により地方財政委員会の指定する大規模の発電施設を次のとおり定め、昭和二十五年十月二十一日から適用する。

昭和二十五年十二月二十九日

地方財政委員会委員長　野村　秀雄

左の上欄に掲げる株式会社の所有する中欄に掲げる発電施設の下欄に掲げる市町村に所在する償却資産

会社名	発電施設名	所在地
日本発送電株式会社	雨龍発電所	北海道上川郡風連村
〃	十和田発電所	北海道上川郡幌加内村
〃	神代発電所	青森県上北郡十和田村
〃	秦萢発電所	秋田県仙北郡生保内村
〃	猪苗代第一発電所	福島県伊達郡立子山村
〃	猪苗代第三発電所	福島県耶麻郡日橋村
黒部川電力株式会社	山郷発電所	福島県耶麻郡山郷村
〃	信濃川発電所	新潟県中魚沼郡外丸村
〃	栗山発電所	長野県下水内郡岡山村
〃	豊実発電所	長野県下水内郡水内村
〃	鹿ノ額発電所	新潟県東蒲原郡阿賀瀬村
〃	第六水力発電所	新潟県西頸城郡小滝村
〃	小原発電所	富山県東礪波郡上平村
〃	祖山発電所	富山県東礪波郡平村
〃	小牧発電所	富山県東礪波郡東山見村
〃	中野発電所	富山県東礪波郡中野村
〃	黒部川第二発電所	富山県下新川郡内山村
〃	黒部川第三発電所	柳河原発電所
〃	上志比発電所	富山県下新川郡愛本村
〃	大野発電所	福井県吉田郡上志比村
〃	御岳発電所	福井県大野郡和泉村
〃	常盤発電所	福井県大野郡阪谷村
〃	読書発電所	長野県西筑摩郡三岳村
〃	三浦貯水池	長野県西筑摩郡王滝村
〃	水内発電所	長野県西筑摩郡読書村
〃	東町発電所	長野県下水内郡水内村
〃	牧発電所	岐阜県吉城郡神岡町
〃	兼山発電所	岐阜県加茂郡和知村
〃	瀬戸発電所	岐阜県益田郡中原村
〃	下原発電所	岐阜県益田郡下原村
〃	上麻生発電所	岐阜県武儀郡上麻生村
〃	今渡発電所	岐阜県可児郡今渡町
〃	大井発電所	岐阜県惠那郡蛭川村
〃	笠置発電所	岐阜県加茂郡飯地村
日本軽金属株式会社	富士川第一発電所	山梨県西八代郡楠根村
〃	大間発電所	山梨県西八代郡大河内村
〃	大井川発電所	静岡県榛原郡上川根村

昭25.12.29. 第7192号

表紙

(一)　消費世帯用主要食糧購入通帳　B列六号　八頁

六中(一)から(四)まで、(仕)から(主)まで及び(古)を次のように改める。

第二頁

家族名簿

	氏名	続柄	性別	年令	生年月日	登録	異動 月日	異動 事由
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

特記事項

消費世帯用主要食糧購入通帳

昭和　年　月　日発行
農林省

整理番号　都道府県　市区町村　No.

交付者名　同上印

世帯主　住所　氏名

配給所

注意事項

1　この通帳は、配給所(小売販売業者(甲))から、主要食糧の配給を受けるために発行されるもので、この通帳がない場合には、配給を受けられません。
2　この通帳による配給は、指定配給所又は各自が登録した配給所でなければ受けられません。
3　この通帳は、昭和　年　月末日まで有効です。
4　この通帳に農林省印その他所定の印がないものは、無効です。
5　この通帳は、失つても原則として再交付しません。
6　この通帳を譲渡又は貸与したり、偽造又は変造した場合は、食糧管理法その他の法規によつて処罰されます。
7　転出入その他世帯人員に異動があつた場合には、直ちに必要な異動申告の手続をとつて下さい。

第三頁及び第四頁

各月配給割当量

基準	量	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
0～1	210g	人											
2～4	270g	人											
5～8	320g	人											
9～13	400g	人											
14～24	405g	人											
25～59	385g	人											
60以上	330g	人											
(妊)	70g	人											
(授)	140g	人											
計	家族人員	人											
	一日当配給量	g											
当月割当量		g											
クーポン関係	日数	日											
	数量	g											
	半分四期先繰	g											
	米穀による割当	g											
配給機関	町村												
	市区												
備考													

第五頁

表紙

配給明細表

月日	品名	配給量 実量	米穀換算	金額	米穀先渡日数	備考	印

◎法務府告示第二百九十一号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十二月二十九日

法務総裁　大橋　武夫

本籍　三重県北牟婁郡九鬼村大字九木浦二十五番地の一
住所　東京都新宿区戸塚町一丁目四百九十五番地
角田美智子
大正十二年九月十四日生

本籍　広島県豊田郡本郷町八百四十番地の二
住所　北米合衆国ハワイ・ホノルル市ウエップ・レーン千三
居所　京都府久世郡宇治町平等院内天野　博智
明治三十二年二月二日生

◎法務府告示第二百九十二号

左記の者は、オーストラリア国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十二月二十九日

法務総裁　大橋　武夫

本籍　大阪府高槻市芥川四百番地
住所　大阪府大阪市天王寺区椎寺町二十八番地
福田　光江
大正四年一月四日生

本籍　福岡県三井郡北野町大字中五十五番地
住所　北米合衆国ハワイ・ホノルル市二十二番街六百七十三
田中　律夫
大正十二年十二月十九日生

本籍　山口県防府市大字江泊九百六十七番地
住所　北米合衆国ハワイ・カワイ島コロア
田中　徹
大正十二年四月二十九日生

本籍　福岡県三井郡北野町大字中五十五番地
住所　北米合衆国ハワイ・ホノルル市二十二番街六百七十三
田中　力雄
昭和二年一月二十三日生

本籍　広島県安芸郡中野村五千八百六十五番地
住所　北米合衆国ハワイ・ハワイ島ヒロ市ラウカプ街五百九十五
檜垣八重子
大正十三年三月二十二日生

本籍　山口県岩国市大字今津第二千百六十七番地
住所　北米合衆国ハワイ・ホノルル市ヤング街二千百二十二
森川ミツ子
大正十一年五月二十四日生

本籍　三重県鈴鹿市中若松町四百八十八番地
住所　北米合衆国ハワイ・オアフ島ワヒアワ
中村　義一
昭和三年六月五日生

本籍　熊本県玉名郡神尾村大字野田千三百六十二番地
住所　北米合衆国ハワイ・オアフ島アイエア・ハラワ住宅三YB
中島　保之
大正八年八月二十二日生

本籍　鳥取県日野郡日野上村大字霞八百五十二番地の三
住所　北米合衆国ハワイ・ホノルル市ワイアラエ街四千三百二十一B
岡田　孝治
昭和七年八月十日生

本籍　広島県安芸郡中野村五千八百六十五番地
住所　北米合衆国ハワイ・ハワイ島ヒロ市ラウカプ街五百九十五
檜垣八重子
大正十三年三月二十二日生

本籍　山口県岩国市大字今津第二千百六十七番地
住所　北米合衆国ハワイ・ホノルル市ヤング街二千百二十二
森川ミツ子
大正十一年五月二十四日生

本籍　三重県鈴鹿市中若松町四百八十八番地
住所　北米合衆国ハワイ・オアフ島ワヒアワ
中村　義一
昭和三年六月五日生

本籍　熊本県玉名郡神尾村大字野田千三百六十二番地
住所　北米合衆国ハワイ・オアフ島アイエア・ハラワ住宅三YB
中島　保之
大正八年八月二十二日生

本籍　鳥取県日野郡日野上村大字霞八百五十二番地の三
住所　北米合衆国ハワイ・ホノルル市ワイアラエ街四千三百二十一B
岡田　孝治
昭和七年八月十日生

本籍　福岡県三井郡北野町大字中五十五番地
住所　北米合衆国ハワイ・ホノルル市二十二番街六百七十三
田中　律夫
大正十二年十二月十九日生

本籍　山口県防府市大字江泊九百六十七番地
住所　北米合衆国ハワイ・カワイ島コロア
田中　徹
大正十二年四月二十九日生

本籍　福岡県三井郡北野町大字中五十五番地
住所　北米合衆国ハワイ・ホノルル市二十二番街六百七十三
田中　力雄
昭和二年一月二十三日生

本籍　広島県甲奴郡田総村大字下領家五百二番地の二
住所　北米合衆国ハワイ・ホノルル市カネアリー街二千二百三十二
山本　巌
大正十年五月二十八日生

本籍　福井県三方郡耳村南市第十二号十七番地
住所　北米合衆国ハワイ・ホノルル市パロロ・テラス・プレス三千二百八十五
吉長　章
大正十二年五月十六日生

本籍　広島県安芸郡海田市町百四十五番地の一、百四十五番地の二合併
住所　北米合衆国ハワイ・カワイ島ハナペペ
浜井　徹三
明治三十五年十二月一日生

本籍　三重県一志郡大井村大字井生千三百七十七番地の三
住所　北米合衆国ハワイ・ホノルル市マカニオル街六千百七十五
岸田　達男
大正七年六月二十日生

本籍　和歌山県西牟婁郡日置町大字大古六百五十番地
住所　北米合衆国ハワイ・オアフ島ホノルル市ラナレン六百六十五
中上　明治
大正十四年十二月二十二日生

◎農林省告示第三百九十九号

食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）第四條の二の規定に基き、昭和二十二年農林省告示第百九十六号（食糧管理法の施行に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十六年一月一日から施行する。

昭和二十五年十二月二十九日

農林大臣　広川　弘禅

第六頁、第七頁及び第八頁

月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	未払 先渡日	備考	印

第五頁

配給明細表

月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	未払 先渡日	備考	印

第二頁

配給明細表

月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給済月日	配給所名	同印	次回受託予定地

(三)　旅行者用主要食糧購入通帳
B列六号　二十八頁
表紙

旅行者用
主要食糧購入通帳

昭和　年　月　日発行
長町市印村社区
農林省

交付者名		交付年月日	年　月　日
整理番号			
住所			
氏名		性別	年月日
昭和　年　月現在		米穀通帳番号	
満　才　月	印		印
一日当基準量　瓦			

注意事項

1. この通帳は、巡回者、調査団、視察団等長期に亘り且つ轉々と旅行する者が配給所(小売販売業者(丙))から主要食糧の配給を受ける場合に限り発行されるものです。
2. この通帳は、昭和　年　月末日まで有効です。
3. この通帳に農林省印その他所定の印のないものは無効です。
4. この通帳は、失つても原則として再交付しません。
5. この通帳による配給は、各地旅行者用指定配給所又は小売販売業者(丙)でなければ受けられません。
6. 同一市区町村に一箇月以上滞在する場合には、原則として配給が停止されますから、この通帳を返還し、轉入の手続をとつて下さい。
7. この通帳を謄写したり、偽造又は変造した場合は、食糧管理法その他の法規によつて処罰されます。

(二)　生産世帯用主要食糧購入通帳
B列六号　八頁
表紙

生産世帯用主要食糧購入通帳

昭和　年　月　日発行
農林省

整理番号　都道府県　市区町村　No.

交付者名		世帯主	住所
			氏名
同上印		配給所	

注意事項

1. この通帳は、配給所(小売販売業者(甲))から、主要食糧の配給を受けるために発行されるもので、この通帳がない場合には、配給を受けられません。
2. この通帳による配給は、指定配給所又は各自が登録した配給所でなければ受けられません。
3. この通帳は、昭和　年　月末日まで有効です。
4. この通帳に農林省印その他所定の印がないものは、無効です。
5. この通帳は、失つても原則として再交付しません。
6. この通帳を謄写又は偽造したり、偽造又は変造した場合は、食糧管理法その他の法規によつて処罰されます。
7. 轉出入その他世帯人員に異動があつた場合には、直ちに必要な異動申告の手続をとつて下さい。

第六頁、第七頁及び第八頁

月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	未払 先渡日	備考	印

第三頁及び第四頁

各月配給割当量

基準量		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
0～1	210g	人											
2～4	270g	人											
5～8	320g	人											
9～13	400g	人											
14～24	405g	人											
25～59	385g	人											
60以上	330g	人											
㊚	70g	人											
㊛	140g	人											
計	家族人員	人											
	一日当割当量	g											
当月割当量		g											
クーポン割当量	日数	日											
	数量	g											
	四半期分繰先量	g		g									
通帳による配給割当量		g											
市区町村印													
備考													

第二頁

家族名簿

	氏名	続柄	性別	年令	生年月日	基準量	異動 月日	異動 事由
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
特記事項								

昭25.12.29. 第7192号

船員用主要食糧購入通帳
B列六号 三十二頁
表紙

船員用
主要食糧購入通帳

昭和 年 月 日発行

整理番号

港 交 印 付

農林省

第二十八頁

月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給済月日	配給所名	同印	次回受配地予定地

一人一日当配給基準量

年令別	0~1	2~4	5~8	9~13	14~24	25~59	60以上
基準量	210g	270g	320g	400g	405g	385g	330g

但し5ヶ月以上の妊婦加配は70gです。

第二頁

登録年月日	昭和 年 月 日	船種	
登録番号	号	船舶名	
船舶番号又は船籍札番号	号	船主名	
総屯数	屯	住所	
登録年月日	昭和 年 月 日	船種	
登録番号	号	船舶名	
船舶番号又は船籍札番号	号	船主名	
総屯数	屯	住所	
前通帳による配給済年月日及び切換時精算過不足量	年 月 日	g	管海官庁名印

配給明細表

切符番号	月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給済月日	精算過不足	配給所名	印
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									

第三頁及び第四頁

切符番号	月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給済月日	精算過不足	配給所名	印
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									

第三頁、第七頁、第十一頁、第十五頁、第十九頁及び第二十三頁

配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算
配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算
配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算
配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算
配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算

この頁は次の切取切符と複写し、その控として、この通帳と共に保存するものですから切取らないで下さい。この頁を切取ると、通帳は無効となります。

第五頁、第九頁、第十三頁、第十七頁、第二十一頁及び第二十五頁

配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算
配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算
配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算
配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算
配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算

第二十七頁

配給明細表

月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給済月日	配給所名	同印	次回受配地予定地

第六頁、第十頁、第十四頁、第十八頁、第二十二頁及び第二十六頁

消印 氏名 配給所名 その他	消印 氏名 配給所名 その他
消印 氏名 配給所名 その他	消印 氏名 配給所名 その他
消印 氏名 配給所名 その他	消印 氏名 配給所名 その他
消印 氏名 配給所名 その他	消印 氏名 配給所名 その他
消印 氏名 配給所名 その他	消印 氏名 配給所名 その他

昭25.12.29. 第7192号

第二十九頁

船員數及び一日当配給量

月日	船員數 一般船	船員數 特殊漁船	船員家族數 0-1才	2-4才	5-8才	9-13才	14-24才	25-59才	60才以上	配給量	管海官庁印	備考
	730g	805g	210g	270g	320g	400g	405g	385g	330g			

第二十二頁、第二十三頁、第二十四頁、第二十五頁、第二十六頁、第二十七頁及び第二十八頁

乗船配給年月	時給済日	順名	氏名	性別	年令	生年月日	転入年月日	乗船検印	転出年月日	時給配給年月	下船検印

第三十二頁

月日	船員數 一般船	船員數 特殊漁船	船員家族數 0-1才	2-4才	5-8才	9-13才	14-24才	25-59才	60才以上	配給量	管海官庁印	備考
	730g	805g	210g	270g	320g	400g	405g	385g	330g			

注意事項

1、この通帳は、船長が乗船中に消費する主要食糧を配給所(小売販売業者丙)から配給を受けるために、船舶単位で発行されるものです。
2、この通帳に農林省印その他所定の印のないものは無効です。
3、この通帳は、失っても原則として再交付しません。
4、この通帳による配給は、各地船員用指定配給所又は小売販売業者丙でなければ受けられません。
5、この通帳を譲渡したり、偽造又は変造した場合は、食糧管理法その他の法規によって処罰されます。

第三十頁及び第三十一頁

第七頁、第十一頁、第十五頁及び第十九頁

整理番号第 号 ( )		
品名	数量	米換算量
		船舶名
		配給年月日

第五頁、第九頁、第十三頁及び第十七頁

この頁は次の切取切方上種守し、その侭として、この通帳と共に保存すること。

第二十一頁

乗組員受配者名簿

乗船配給済年月日	時	職名	氏名	性別	年令	生年月日	転入年月日	乗船検印	転出年月日	転出時配給済年月日	下船検印

第八頁、第十二頁、第十六頁及び第二十頁

船長 氏名印 配給所 名印

(甲) 漁船乗組員用主要食糧購入通帳
B列六号 四十八頁
表紙

漁船乗組員用

主要食糧購入通帳

昭和 年 月 日発行

整理番号
漁業種類
漁業許可番号

農林省 農林水産業種別管理庁

第二頁

登録年月日	船主名	
年月日	船名	
登録番号	漁船登録番号	
	総屯数	
登録年月日	船主名	
年月日	船名	
登録番号	漁船登録番号	
	総屯数	
登録年月日	船主名	
年月日	船名	
登録番号	漁船登録番号	
	総屯数	

船舶所有者の変更又は譲渡の年月日	船舶の滅失又は解体の年月日	船舶の譲渡又は解体による配給資格の喪失又は不足	年月日	印	業務所管庁印

配給明細表

符号の切替	月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給月日	配給年月日	配給所印

第三頁、第四頁、第五頁及び第六頁

符号の切替	月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給月日	配給年月日	配給所印

第三頁

配給明細表

月別	配給月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給所印	受領印	備考
			kg	kg	円 銭			

第二頁

1ヶ月当割当量

月別	割当労働者数	割当家族数	1人1日当配給量(加工用を除く)	月配給日数(加工用を除く)	割当量	配給順序	切符引換印	備考
	人	人		日	kg			

第六頁

注意事項

1) この通帳は工場事業場等の労務者が一括して特配を受ける場合に交付されます。
2) この通帳に所定の印のないもの、数量を改竄したもの又は訂正印のないものは無効です。
3) この通帳を譲渡又は貸与したり偽造又は変造した場合は食糧管理法その他の法規により処罰されます。
4) この通帳による配給は指定配給所又は登録した小売販売業者甲でなければ受けられません。

月別	配給月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給所印	受領印	備考
			kg	kg	円 銭			

第四頁及び第五頁

月別	配給月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給所印	受領印	備考
			kg	kg	円 銭			

第四十七頁

月日	船員数 805瓦	船員数 730瓦	配給量	業務用所印	備考

第四十六頁

乗組員数及び一日当配給量

月日	船員数 805瓦	船員数 730瓦	配給量	業務用所印	備考

第四十八頁

(十一)
表紙
工場事業場用労務加配主要食糧購入通帳
B列六号 六頁

工場事業場用
労務加配主要食糧購入通帳

昭和 年 月 日発行

農林省

整理番号		工場事業場の番号
受配工場事業場	住所	
	名称	
	受配代表者	
配給所	所在地	
	配給所名	
地方配給庁名		同印
業務地方庁名		同印
交付機関名		同印
交付年月日	年 月 日	
備考欄		

注意事項

1. この通帳は通給乗組員が乗船中の主要食糧の配給を受ける場合通給単位に発行されるものです。
2. この通帳に農林省印その他所定の印のないものは無効です。
3. この通帳は失つても原則として再交付しません。
4. この通帳による配給は各地通業用指定配給所又は小売販売業者丙でなければ配給を受けられません。
5. この通帳を譲渡したり、偽造又は変造した場合は食糧管理法その他の法規によつて処罰されます。

月日	船員数 805瓦	船員数 730瓦	配給量	業務用所印	備考

昭25・12・29・ 第7192号

第十九頁

配給明細表

符切番号	月別	給日配月	品名	配給量 実量	米換算	金額	配給所名印	受領印
				kg	kg	円 銭		

第六頁、第十頁、第十四頁及び第十八頁

消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他	消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他
消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他	消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他
消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他	消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他
消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他	消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他
消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他	消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他

第二十四頁

注意事項

1) この通帳は指定物資の出荷供出等によるリンク加配を受ける場合個人又は受配責任者に発行されます。

2) この通帳に所定の印の無いもの数量を改竄したもの訂正印の無いものは無効です。

3) この通帳による配給は指定配給所又は小売販売業者丙でなければ受けられません。

符切番号	月別	給日配月	品名	配給量 実量	米換算	金額	配給所名印	受領印
				kg	kg	円 銭		

第二十一頁、第二十二頁及び第二十三頁

符切番号	月別	給日配月	品名	配給量 実量	米換算	金額	配給所名印	受領印
				kg	kg	円 銭		

第二頁

1ヶ月当割当量

月別	出荷場所	受配人氏名	配給所及印	品目及数量	交付機関印	割当数量	配給庁印	備考

（三）リンク制労務加配主要食糧購入通帳 B列六号 二十四頁 表紙

リンク制
労務加配主要食糧購入通帳

昭和 年 月 日発行
農林省

出荷物資名		
主出荷機関名		
受給者住所氏名	住所	
	氏名印	
配給所	所在地	
	配給所名	
地方配給庁名		同印
業種所管地方庁名		同印
交付機関名		同印
交付年月日	年 月 日	
備考欄		

第三頁、第七頁、第十一頁及び第十五頁

この票は次の切取り符と同じ、その控として、この通帳と共に保存するものです。から切取らないで下さい。この票を切取ると、通帳は無効となります。

配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算
配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算
配給年月日 年 月 日 ① 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算
配給年月日 年 月 日 ① 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算
配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ③ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算

第五頁、第九頁、第十三頁及び第十七頁

配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算
配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算
配給年月日 年 月 日 ① 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算
配給年月日 年 月 日 ① 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算
配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算	配給年月日 年 月 日 ○ 種類 数量 米換算

昭25.12.29. 第7192号

第十九頁

配給明細表

切符番号	月別	配給月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給名	所印
				瓦	瓦	円 銭		

第六頁、第十頁、第十四頁及び第十八頁

消費者 住民 署名 印 配給所名 その他	消費者 住民 署名 印 配給所名 その他
消費者 住民 署名 印 配給所名 その他	消費者 住民 署名 印 配給所名 その他
消費者 住民 署名 印 配給所名 その他	消費者 住民 署名 印 配給所名 その他
消費者 住民 署名 印 配給所名 その他	消費者 住民 署名 印 配給所名 その他
消費者 住民 署名 印 配給所名 その他	消費者 住民 署名 印 配給所名 その他

第二十四頁

注意事項

1) この通帳は公共職業安定所に登録されている日傭労務者で職場の一定していないもの及び連合軍の要求に応じ連合国軍のために労務に従事する常傭労務者が労務加配を受ける場合各個人に発行されます。
2) この通帳に所定の印のないもの数量を改竄したもの訂正印のないものは無効です。
3) この通帳を譲渡又は貸與したり偽造又は変造した場合は食糧管理法その他の法規により処罰されます。
4) この通帳による配給は指定配給所又は小売販売業者丙でなければ受けられません。

切符番号	月別	配給月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給名	所印
				瓦	瓦	円 銭		

第二十頁、第二十一頁、第二十二頁及び第二十三頁

切符番号	月別	配給月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給名	所印
				瓦	瓦	円 銭		

第二頁

1ヶ月当割当量

期間	当該方せる加配名	1日加配基準	当該加配日数	割当量	交付機関印	給付庁印	備考
自 月 日 至 月 日				瓦			
自 月 日 至 月 日							
自 月 日 至 月 日							
自 月 日 至 月 日			

第十九頁

配給明細表

切符番号	月別	配給月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給所名印	受領印

第六頁、第十頁、第十四頁及び第十八頁

消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他	消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他
消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他	消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他
消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他	消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他
消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他	消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他
消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他	消費者 住所 氏名 印 配給所名 その他

第二十四頁

注意事項

1) この通帳は漁業労務者が船又は團單位に一括して特配を受ける場合に交付されます。
2) この通帳に所定の印のないもの、數量を改竄したもの又は訂正印のないものは無効です。
3) この通帳を讓渡又は貸與したり僞造又は変造した場合は食糧管理法その他の法規により処罰されます。
4) この通帳による配給は指定配給所又は小売販売業者丙でなければ受けられません。

切符番号	月別	給日 配月	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給所名印	受領印

第二十一頁、第二十二頁及び第二十三頁

切符番号	月別	給日 配月	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給所名印	受領印

第二頁

1ヶ月当割当量

月別	割当対象労働者数	1人1日当配給量（加算不始）	当該月間配給日数（加算日数）	割当量	販売所番号	受領印	付箋印	備考
	五歳以下　名		日	瓦				

（古）漁業労務者用労務加配主要食糧購入通帳 B列六号 二十四頁

表紙

漁業労務者用
労務加配主要食糧購入通帳

昭和　年　月　日發行
農林省

整理番号		漁業種
受配單位	住所	
	名称	
漁船登録番号		免許又は許可番号
受配代表者氏名		
配給所	所在地	
	名称	
地方配給庁名		同印
業種所管地方庁名		同印
交付機関名		同印
交付年月日		年　月　日
備考欄		

第五頁、第九頁、第十三頁及び第十七頁

配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算	配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算
配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算	配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算
配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算	配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算
配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算	配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算
配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算	配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算

第三頁、第七頁、第十一頁及び第十五頁

配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算	配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算
配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算	配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算
配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算	配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算
配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算	配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算
配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算	配給年月日　年　月　日○ 種類 數量 米換算

この頁は次の切取符と連字して、その證として、この頁は、常に保存するものです。から切取らないで下さい。この頁を切取ると、通帳は無効となります。

昭25.12.29. 第7192号

◎通商産業省告示第二百六十三号
昭和二十五年十二月通商産業省告示第二百三十七号（輸入に関する事項の公表（第三十七回）に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十五年十二月二十七日から適用する。
昭和二十五年十二月二十九日　通商産業大臣　横尾　龍

「	ドル地域のうち欧州通貨地域及びポルトガル領アンゴラ	小麦の欄を	0020.小麦	4,000,000	1%乗	12月1日
				1,000,000		6月31日
						」

に改め、備考の欄に次の一項を加える。
2　書換済の証（51）は国際1951年を示す。

訓令

◎経済安定本部訓令第四十五号
各庁
生活物資の労務者用割当手続要領（昭和二十三年経済安定本部訓令第三十一号）の一部を次のように改正する。
昭和二十五年十二月二十九日
経済安定本部総裁　吉田　茂
別表の一部を次のように改める。

業種別区分欄化学工業	製塩業及び煙草の項中「地方事売局長」を「日本専売公社地方局長」に改める。

附　則
この訓令は、公布の日から施行し、昭和二十五年十二月二十八日から適用する。

通達

◎大蔵省達第八号
大蔵省所管大蔵省預金部特別会計歳入徴収分事務を次のように指定し、昭和二十六年一月一日から施行する。
昭和二十五年十二月二十九日
大蔵大臣　池田　勇人
財務部長

正誤

昭和二十五年十二月二十一日公布文化財保護委員会規則第四号埋蔵文化財発掘届出書規則第一項第四号中「員類」は「員数」の誤り。
文化財保護委員会官報報告主任

昭和二十五年十二月二十一日公布政令第三百六十号（物品税法施行規則の一部を改正する政令）中三二六頁一段二三行「チューブフォーン」は「チューブフォーン」の、同二六行「撰」は「撚」の、同三二行「但シ第五十三号」の、三二七頁一段二二行「其ノ他食卓用品」は「其ノ他ノ食卓用品」の、三二八頁一段終りから六行「撮影用」は「撮影用」の、同十二月二十六日公布政令第三百六十八号（閉鎖機関令の一部を改正する政令）中四三三頁二段終りから一三行「債務及び債務」は「債権及び債務」の、同四段一五行『決算報告書』を『決算』の、同一九行『附属書』に、』は『附属書』に、』のいずれも誤植

国会事項

◎衆議院
◎通知書受領　十二月二十二日内閣官房長官から本院事務総長宛に次の者を全国選挙管理委員会委員及び同予備委員に任命した旨の通知書を受領した。
全国選挙管理委員会委員
牧野　良三　大木　操　中御門経民
山浦　貫一　金子　武厦　海野　普吉
全国選挙管理委員会予備委員
小林　次郎　次田大三郎　渡辺　鉾蔵
田口　弼一　小島　憲　荘原　達
◎叙任及び辞令
◎昭和二十五年十二月二十六日
衆議院常任委員会専門員に任命する
常任委員会専門員　穐久　三郎
水産委員会勤務を命ずる（十二月二十六日）
◎参議院
◎答弁書受領　十二月二十六日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員寺山正一提出講和条約と漁業問題との関係に関する質問に対する答弁書
参議院議員松浦清一提出漁船船員の歩合金に対する課税の適正化に関する質問に対する答弁書

正誤

昭和二十五年十二月二十日国会事項欄衆議院部叙任及び辞令の項五行「水産委員会」は「農林委員会」の誤り。
衆議院官報報告主任

又同二十三日内閣官房長官から本院事務総長宛に、大石武一、藤枝泉介及び川崎秀二を社会保障制度審議会委員に委嘱した旨の通知書を受領した。
◎報告書受領　十二月二十日内閣を経由して公正取引委員会委員長中山喜久松から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十四条第一項及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）第九条第一項の規定に基き、昭和二十四年度公正取引委員会年次報告書を受領した。
又同二十七日内閣から次の報告書を受領した。
皇室経済法第四条第四項及び第六条第九項の規定による報告書
◎議案提出　十二月十八日議員から提出した議案は次の通りである。
自転車競技法を廃止する法律案（河田賢治外二十五名提出）
◎衆議院予備金支出の件報告書受領
十二月十九日議院運営委員長から昭和二十四年度、昭和二十五年度衆議院予備金支出の件についての報告書を受領した。
◎質問書提出　十二月十九日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
特別二等車の新設並びに三等車の利用者に関する質問主意書（横田甚太郎提出）
又同二十二日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
朝鮮向輸出品のキャンセル対策に関する質問主意書（竹村奈良一提出）
埼玉県二合半領農民の救済に関する質問主意書（高田富之提出）
九十九里浜沿岸漁民の損失補償に関する質問主意書（横田甚太郎提出）
◎答弁書受領　十二月二十三日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員横田甚太郎提出錫の輸入に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出中・ソ友好同盟條約に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出対日講和の予備交渉の経過に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出農業協同組合の貯金支拂停止に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出農林中央金庫の農業協同組合に対する融資に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出在日朝鮮人対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出国連に対する日本国政府の認識に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出朝鮮の内戦に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出中共の経済的、軍事的実力に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出マッカーサー声明と日本国憲法に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出ゴムの輸出入等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出占領下の日本における世界人権宣言に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出政府の国連協力強化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員浦口鉄男提出公職追放令等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員米原昶提出国税の滞納整理における人権及び財産権尊重に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出中華人民共和国の土地改良に対する情報入手に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出見返資金の貸與條件に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出占領軍と日本人との関係に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出朝鮮内戦と日本人の生死に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出中華人民共和国との講和條約に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出宮城県栗原郡の旱場米供出に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出国内治安に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出前大戦の原因と相手国に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎提出対日講和條約の締結国に関する質問に対する答弁書
◎叙任及び辞令
◎昭和二十五年十二月二十六日
衆議院常任委員会専門員に任命する
常任委員会専門員　穐久　三郎
水産委員会勤務を命ずる（十二月二十六日）
◎参議院
◎答弁書受領　十二月二十六日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員寺山正一提出講和條約と漁業問題との関係に関する質問に対する答弁書
参議院議員松浦清一提出漁船船員の歩合金に対する課税の適正化に関する質問に対する答弁書

正誤

昭和二十五年十二月二十日国会事項欄衆議院部叙任及び辞令の項五行「水産委員会」は「農林委員会」の誤り。
衆議院官報報告主任

叙任及び辞令

○内閣
◎昭和二十五年十二月二十七日
判事に任命する
簡易裁判所判事　宇都宮綱久
判事兼簡易裁判所判事に任命する
簡易裁判所判事に兼ねて任命する　石塚　猿一
同　中島　卓児
簡易裁判所判事兼判事補に任命する
判事兼簡易裁判所判事に任命する　河田栄左右
簡易裁判所判事兼判事に任命する　判事補　斎藤　平伍
兼官を免ずる（以上十二月二十七日）　同　嘉平　喜作
○総理府
（各通）　総理府事務官　増子　正宏
同　稲本　孝
内閣総理大臣官房社会保障審議連絡室に兼ねて勤務を命ずる（十二月二十七日）
○公職資格訴願審査委員会
総理府事務官　奥山　勇治
公職資格訴願審査委員会事務局審査課長を命ずる（十二月十日）　同　岡田　典一
公職資格訴願審査委員会事務局に兼ねて勤務を命ずる　横須賀刑務支所長　三角　義則
公職資格訴願審査委員会事務局長事務代理を命ずる（十二月二十二日）　長法務府事務官　佐々木　盛
○法務府
法務府事務官　三角　義則
横須賀刑務支所長を命ずる　尾道刑務支所長　江村儀一郎
尾道刑務支所長を命ずる　法務府事務官
本職を免ずる　千葉刑務所勤務を命ずる（以上十二月十七日）　名古屋高等検察庁検事　柳沢七五三治
名古屋高等検察庁金沢支部勤務を免ずる　名古屋地方検察庁検事　小西　茂
名古屋高等検察庁検事に補する　名古屋高等検察庁検事　南館　金松
名古屋地方検察庁検事に補する　名古屋高等検察庁検事　塚谷　悟
名古屋地方検察庁一宮支部長を命ずる　金沢地方検察庁検事　塚谷　悟
名古屋地方検察庁検事に補する　名古屋地方検察庁検事　前田　亮知
名古屋地方検察庁一宮支部勤務を命ずる　同　岡本　清一
金沢地方検察庁検事に補する（以上十二月十八日）
◎昭和二十五年十二月二十二日
○大蔵省
十級二号俸を給する　大蔵事務官　石橋　大輔
大臣官房勤務を命ずる
十級二号俸を給する　大蔵事務官　石橋　大輔
大蔵事務官に任命する
関税率審議会委員を命ずる　武正総一郎
（各通）　経済安定事務官　江守堅太郎
関税率審議会幹事を命ずる（以上十二月二十二日）　東畑　精一
大蔵事務次官　河上　弘一
大蔵事務官　舟山　正吉
（各通）　通商産業事務官　高行　邦生
通商産業事務官　岡部　芝
日本輸出銀行設立委員を命ずる（十二月二十五日）　東京地方裁判所　判事補　園田　治
○最高裁判所
千葉地方裁判所　判事　栗田　正
千葉地方裁判所判事に補する　千葉家庭　裁判官
東京地方裁判所判事に補する　千葉家庭　判事
宇都宮地方裁判所　判事兼宇都宮家庭裁判所判事に補する　西幹　殷一
栃木家庭裁判所判事に補する
浦和家庭裁判所判事に補する　水戸地方裁判所　判事補　園田　治
兼ねて浦和地方裁判所判事に補する　水戸地方裁判所土浦支部勤務を免ずる
兼ねて水戸家庭裁判所判事に補する　仙台高等裁判所　判事　檀野　喜作
仙台地方裁判所判事に補する
水戸地方裁判所判事に補する　仙台高等裁判所　事務官　潔
兼ねて長崎家庭裁判所佐世保支部勤務を命ずる　八戸簡易裁判所　判事　潔
長崎地方裁判所佐世保支部勤務を命ずる　大湊簡易裁判所　判事　潔
長崎地方裁判所判事に補する　鹿児島地方裁判所　判事兼鹿児島家庭　平野　登
兼ねて長崎家庭裁判所佐世保支部勤務を命ずる　裁判所判事　平野　登
長崎地方裁判所判事に補する　判事補　園田　治
長崎地方裁判所佐世保支部勤務を命ずる　水戸地方裁判所土浦支部勤務を免ずる
兼ねて長崎家庭裁判所佐世保支部勤務を命ずる　仙台高等裁判所　判事　檀野　喜作
長崎地方裁判所佐世保支部長を命ずる　仙台地方裁判所判事に補する
宮崎地方裁判所　判事　天野　清治
（各通）　八戸簡易裁判所判事に補する
内閣総理大臣官房社会保障審議連絡室に兼ねて勤務を命ずる（十二月二十七日）　八戸簡易裁判所判事　潔
事務官　増子　正宏
同　稲本　孝
○公職資格訴願審査委員会
総理府事務官　奥山　勇治
公職資格訴願審査委員会事務局審査課長を命ずる（十二月十日）　同　岡田　典一
公職資格訴願審査委員会事務局に兼ねて勤務を命ずる　横須賀刑務支所長を命ずる
公職資格訴願審査委員会事務局長事務代理を命ずる（十二月二十二日）　長法務府事務官　佐々木　盛
○法務府
法務府事務官　三角　義則
横須賀刑務支所長を命ずる　尾道刑務支所長を命ずる
尾道刑務支所長を命ずる　法務府事務官
本職を免ずる　千葉刑務所勤務を命ずる（以上十二月十七日）　名古屋高等検察庁検事　柳沢七五三治
名古屋高等検察庁金沢支部勤務を免ずる　名古屋地方検察庁検事　小西　茂
名古屋高等検察庁検事に補する　名古屋高等検察庁検事　南館　金松
名古屋地方検察庁検事に補する　名古屋高等検察庁検事　塚谷　悟
名古屋地方検察庁一宮支部長を命ずる　金沢地方検察庁検事　塚谷　悟
名古屋地方検察庁検事に補する　名古屋地方検察庁検事　前田　亮知
名古屋地方検察庁一宮支部勤務を命ずる　同　岡本　清一
金沢地方検察庁検事に補する（以上十二月十八日）
◎昭和二十五年十二月二十二日
○大蔵省
十級二号俸を給する　大蔵事務官　石橋　大輔
大臣官房勤務を命ずる
十級二号俸を給する　大蔵事務官　石橋　大輔
大蔵事務官に任命する
関税率審議会委員を命ずる　武正総一郎
（各通）　経済安定事務官　江守堅太郎
関税率審議会幹事を命ずる（以上十二月二十二日）　東畑　精一
大蔵事務次官　河上　弘一
大蔵事務官　舟山　正吉
（各通）　通商産業事務官　高行　邦生
通商産業事務官　岡部　芝
日本輸出銀行設立委員を命ずる（十二月二十五日）　東京地方裁判所　判事補　園田　治
○最高裁判所
千葉地方裁判所　判事　栗田　正
千葉地方裁判所判事に補する　千葉家庭　裁判官
東京地方裁判所判事に補する　千葉家庭　判事
宇都宮地方裁判所　判事兼宇都宮家庭裁判所判事に補する　西幹　殷一
栃木家庭裁判所判事に補する
浦和家庭裁判所判事に補する　水戸地方裁判所　判事補　園田　治
兼ねて浦和地方裁判所判事に補する　水戸地方裁判所土浦支部勤務を免ずる
兼ねて水戸家庭裁判所判事に補する　仙台高等裁判所　判事　檀野　喜作
仙台地方裁判所判事に補する
水戸地方裁判所判事に補する　仙台高等裁判所　事務官　潔
兼ねて長崎家庭裁判所佐世保支部勤務を命ずる　八戸簡易裁判所　判事　潔
長崎地方裁判所佐世保支部長を命ずる　大湊簡易裁判所　判事　潔
長崎地方裁判所判事に補する　鹿児島地方裁判所　判事兼鹿児島家庭　平野　登
兼ねて長崎家庭裁判所佐世保支部勤務を命ずる　裁判所判事　平野　登
長崎地方裁判所判事に補する　判事補　園田　治
長崎地方裁判所佐世保支部勤務を命ずる　水戸地方裁判所土浦支部勤務を免ずる
兼ねて長崎家庭裁判所佐世保支部勤務を命ずる　仙台高等裁判所　判事　檀野　喜作
長崎地方裁判所佐世保支部長を命ずる　仙台地方裁判所判事に補する
宮崎地方裁判所　判事　天野　清治
（各通）　八戸簡易裁判所判事に補する
内閣総理大臣官房社会保障審議連絡室に兼ねて勤務を命ずる（十二月二十七日）　八戸簡易裁判所　

工場財団組成の為所有権保存登記の申請があつたから右財団に属する動産に付いて権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内に其の権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十五年十二月二十九日

宇都宮地方法務局古里出張所

愛媛県新居浜市乙一番地の一四国林業株式会社から愛媛県新居浜市乙百五十二番地の一同所乙二百四番地の一所在同社磯浦製材工場に属する土地建物工作物及び機械器具等に対し工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内に其の権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十五年十二月二十九日

松山地方法務局泉川出張所

○鉱業財団

名古屋市中区桜町一丁目一〇番地鳥鉱業株式会社から岐阜県可児郡伏見町地内に所有する岐阜県採掘権登録第四百二十号鉱業権工作物等に対し鉱業財団組成のため所有権保存の登記申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、鉱業財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十五年十二月二十九日

岐阜地方法務局御嵩支局

大蔵省公告

○第二回特別公認会計士試験合格者公告

公認会計士試験規則（昭和二十五年五月大蔵省令第三号）第二十八条から三十三条までの規定により、昭和二十五年十月二十八日から三日間にわたり施行した第二回特別公認会計士試験の合格者を次の通り公告する。

昭和二十五年十二月二十九日

公認会計士試験審査会長　河本文一

受験番号	氏名	受験番号	氏名
一	三橋道守	二	清水盛雄
三	藤田三蔵	四	松村栄次
五	谷田部栄広	六	河辺富蔵
七	高橋尚之	八	石橋喜道
九	磯部秀夫	一〇	前田幸蔵
一一	松村富之助	一二	関口登
一三	安藤信一	一四	伊藤喜代次
一五	飯田勝	一六	小沢隆
一七	茂木誠陸	一八	村山育人
一九	深沢家治	二〇	古田信次郎
二一	関口市昌	二二	三沢秀雄
二三	関口寛	二四	川島一之助
二五	阿南主税	二六	指田吉之助
二七	関口菊五郎	二八	乗田菊五郎
二九	青木倫太郎	三〇	浜田清三郎
三一	中村秀男	三二	清水尚道
三三	後藤謙三	三四	川合幹夫
三五	西垣甚隆	三六	中村辰治郎
三七	石渡貞吉	三八	富田岩芳
三九	秋本長太郎	四〇	大塚万次郎
四一	富所義信	四二	名取俊三
四三	籔内武一	四四	塩瀬寛
四五	赤坂健蔵	四六	梶村次郎
四七	永谷弘次	四八	其阿彌猛
四九	小林利雄	五〇	青野勝進
五一	泉中光男	五二	鈴木貞吉
五三	西田幸雄	五四	陶山誠太郎
五五	藤川建治	五六	宇野勝次
五七	上田高嶺	五八	花本良蔵

裁判所公告（◉印は特別公告）

○公示催告

昭和二十五年（ヘ）第四三九号

高知市帯屋町九〇番地南豊吉方

申立人　南・兎代幾

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四六二号、(ハ)(ニ)第五四六三号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五五三号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)五百円

株式会社日本石油株式二百五十株

一株の金額　金五十円也（十二円五十銭拂込）

発行日　イ、ロ、昭和十六年八月二十六日ハ、ニ、昭和十八年三月二十三日

発行者　日本石油株式会社

最終名義人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五五四号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)五百円

株式会社日本石油株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四六四号、(ハ)(ニ)第五四六五号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五五五号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四六二号、(ハ)(ニ)第五四六三号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五五三号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四六四号、(ハ)(ニ)第五四六五号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五五二号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四六一号、(ハ)(ニ)第五四六二号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五五一号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四六〇号、(ハ)(ニ)第五四六一号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五五〇号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四五九号、(ハ)(ニ)第五四六〇号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五四九号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四五八号、(ハ)(ニ)第五四五九号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五四八号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四五七号、(ハ)(ニ)第五四五八号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五四七号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四五六号、(ハ)(ニ)第五四五七号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五四六号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四五五号、(ハ)(ニ)第五四五六号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五四五号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四五四号、(ハ)(ニ)第五四五五号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五四四号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四五三号、(ハ)(ニ)第五四五四号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五四三号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四五二号、(ハ)(ニ)第五四五三号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五四二号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四五一号、(ハ)(ニ)第五四五二号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五四一号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四五〇号、(ハ)(ニ)第五四五一号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五四〇号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四四九号、(ハ)(ニ)第五四五〇号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五三九号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四四八号、(ハ)(ニ)第五四四九号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五三八号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四四七号、(ハ)(ニ)第五四四八号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五三七号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四四六号、(ハ)(ニ)第五四四七号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五三六号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四四五号、(ハ)(ニ)第五四四六号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五三五号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四四四号、(ハ)(ニ)第五四四五号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五三四号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四四三号、(ハ)(ニ)第五四四四号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五三三号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四四二号、(ハ)(ニ)第五四四三号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五三二号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四四一号、(ハ)(ニ)第五四四二号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五三一号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四四〇号、(ハ)(ニ)第五四四一号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五三〇号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四三九号、(ハ)(ニ)第五四四〇号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五二九号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四三八号、(ハ)(ニ)第五四三九号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五二八号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四三七号、(ハ)(ニ)第五四三八号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五二七号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四三六号、(ハ)(ニ)第五四三七号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五二六号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四三五号、(ハ)(ニ)第五四三六号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五二五号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四三四号、(ハ)(ニ)第五四三五号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五二四号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四三三号、(ハ)(ニ)第五四三四号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五二三号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四三二号、(ハ)(ニ)第五四三三号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五二二号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四三一号、(ハ)(ニ)第五四三二号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五二一号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四三〇号、(ハ)(ニ)第五四三一号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五二〇号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四二九号、(ハ)(ニ)第五四三〇号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五一九号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四二八号、(ハ)(ニ)第五四二九号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(ニ)昭和十二年七月六日

株主　高知県安芸郡野根町丙二三五七　申立人　久勝三郎

昭和二十五年（ヘ）第五一八号

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　津村　康

（別紙）

一、株券九枚

額面　(イ)(ロ)二千五百円(ハ)(ニ)五百円

株式会社日立製作所発行株式二百五十株

一株の金額　金五十円

記号番号　(イ)(ロ)第五四二七号、(ハ)(ニ)第五四二八号

発行年月日　(イ)(ロ)昭和十四年三月十日(ハ)(

昭25.12.29. 第7192号

券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十五年十二月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　繰

（別紙）
一大映株式会社株式百株券一枚
株券額面　金五千円也
記号番号　ム丙第一〇二三号
最終名義人　大井政雄
一同会社株式百株券二枚
株券額面　金五千円也
記号番号　ム丙第一〇二四号、ム丙第一〇二五号
最終名義人　土井義郎

◎昭和二十五年(ヘ)第一〇六四号

山口県阿武郡吉部村広瀬三二八〇
申立人　鈴木　隆助
右代理人　堀田　恭助

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十五年十二月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　繰

（別紙）
一帝国石油株式会社株式五十株券
記号番号　ゐ号丙第三九五〇号、三九五一号、三九五七号、三九五八号、三九八二号、四〇〇一号、四二一七号、四二一八号、四二一九号、四二二〇号
一株の額面及拂込　金五十円也、全額拂込済
発行年月日　昭和十七年九月一日
発行者　帝国石油株式会社総裁橋本圭三郎
最終の名義人　鈴木藤助

◎昭和二十五年(ヘ)第一〇六八号

東京都千代田区神田多町二丁目二番地
申立人　高山　啓子
右代理人弁護士　池田　遠思

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十五年十二月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　繰

（別紙）
一株式会社千代田銀行株式一千株
百株券　十枚
記号番号　自戊第二一六二三号至戊第二一六三二号
株券額面　金五千円也
一株の拂込金額　金五千円也
発行年月日　昭和二十三年十一月一日
当初の株主　高山啓子
最終の株主　同人
最終所持人　同人

◎昭和二十五年(ヘ)第一〇七二号

三重県松阪西町五丁目八七二番地
申立人　紙谷藤四郎

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十五年十二月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　繰

（別紙）
一株式銘柄　日本鉱業株式会社
株券種類及数量　株式一百株券一枚
株券額面　金五千円也
拂込金額　金五千円也
記号番号　B第三二九号
発行年月日　昭和二十四年八月二十五日
発行者　日本鉱業株式会社取締役社長岡部楯男
最終名義人　紙谷藤四郎

○公示送達

右の者に対する窃盗被告事件に付昭和二十六年三月十五日午前十時公判を開廷するから、当裁判所第三号法廷に出頭されたい。御申出の無い時は刑事訴訟法第二百六十六条に依り解散を発することがある。
昭和二十五年十二月十二日
東京高等裁判所第六刑事部
裁判長判事　近藤隆蔵

被告人　程塚　国造

右の者に対する詐欺被告事件に付昭和二十六年三月十五日午前十時公判を開廷するから当裁判所第三号法廷に出頭されたい。召喚に応じない時は刑事訴訟法第二百六十六条に依り勾引状を発することがある。
昭和二十五年十二月十二日
東京高等裁判所
裁判長判事　近藤隆蔵

被告人　上田秀こと　上田　盧

右の者に対する詐欺被告事件に付昭和二十六年三月十五日午前十時公判を開廷するから当裁判所第三号法廷に出頭されたい。召喚に応じない時は刑事訴訟法第二百六十六条に依り勾引状を発することがある。
昭和二十五年十二月十一日
東京高等裁判所第六刑事部
裁判長判事　近藤隆蔵

◎昭和二十三年(を)第六五号

被告人　金　再環こと　山田　健次

右窃盗、賦物牙保被告事件について昭和二十六年三月六日午前九時公判を開廷するから当庁第一の乙部法廷に出頭されたい。
広島高等裁判所岡
山支部第一の乙部
裁判長判事　柳田躬則

◎昭和二十三年(を)第二九九号

被告人　山本　信次

右公文書偽造行使、詐欺被告事件について昭和二十六年三月六日午前九時公判を開廷するから当庁第一の乙部法廷に出頭せられたい。
広島高等裁判所岡
山支部第一の乙部
裁判長判事　柳田躬則

◎昭和二十三年(を)第一七二号

被告人　前田　政治

右の者に対する臨時物資需給調整法違反並に物価統制令違反被告事件について昭和二十六年三月六日午前九時公判を開廷するから当庁第一の乙部法廷に出頭せられたい。
広島高等裁判所岡
山支部第一の乙部
裁判長判事　柳田躬則

被告人　尾形　精一
同　丸山金太郎

右の者等に対する傷害被告事件につき昭和二十六年二月十五日午前十時公判を開廷するから当庁第三刑事部法廷に出頭せられたい。召喚に応じないときは刑事訴訟法によつて拘引状を発することがある。
昭和二十五年十二月十二日
仙台高等裁判所第三刑事部
裁判長判事　申　兼謙吉

○債権者集会招集

破産者　二羽電機工業株式会社

右に対する昭和二十三年(フ)第六五号破産事件に付当裁判所は破産管財人の終局計算報告のため昭和二十六年一月二十三日午後一時債権者集会を当裁判所破産法廷に招集する。
昭和二十五年十二月二十日
大阪地方裁判所

日本放送協会公告

○第二回放送債券発行

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第四十二條に基いて、次の要領により第二回放送債券を発行します。
昭和二十五年十二月十八日
発行額　金二億円
各債券の金額　五千円、一万円、十万円
利率　年八分五厘
発行価額　額面百円に付　九十八円五十銭
期限及び償還方法　五年（一年据置）毎半年各額面四百万円以上償還
利拂期日　昭和二十六年一月二十日
申込期日　昭和二十六年一月二十五日
拂込期日　昭和二十六年一月二十五日
担保　ゼネラルモーアゲージ
募集受託会社　株式会社日本勧業銀行（代表）
株式会社第一銀行
引受会社
山一証券株式会社　玉塚証券株式会社
日興証券株式会社　山叶証券株式会社
野村証券株式会社　角丸証券株式会社
大和証券株式会社　大阪商事株式会社
日本勧業証券株式会社
登録機関　株式会社日本勧業銀行
応募者利廻　年八分九厘三毛（日歩二銭四厘四毛）
元利金支拂場所
株式会社日本勧業銀行本店及び各支店
株式会社第一銀行本店並びに横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、下関、福岡、宇都宮、仙台及び札幌の各支店
株式会社日本興業銀行本店及び大阪支店
株式会社信託銀行本店並びに日比谷、大阪の各支店
株式会社千代田銀行本店及び大阪支店
株式会社富士銀行本店及び大阪支店
株式会社大阪銀行本店及び東京支店
株式会社三和銀行本店及び東京支店
株式会社東京銀行本店及び大阪支店
株式会社大和銀行本店
株式会社東海銀行本店
株式会社北海道拓殖銀行本店
株式会社広島銀行本店
株式会社七十七銀行本店
株式会社伊予合同銀行本店
株式会社北陸銀行本店
山一証券株式会社本店及び大阪支店
日興証券株式会社本店及び大阪支店
野村証券株式会社本店及び大阪支店
大和証券株式会社本店及び大阪支店
日本勧業証券株式会社本店及び大阪支店

会社その他の公告

解散公告（第三回）

当社は昭和二十五年十二月十日の株主総会の決議により解散したので債権を有する方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に申出下されたく尚期間内に申出無きときは清算より除外します。
昭和二十五年十二月二十日
徳島県徳島市中央通一丁目十一番地
清算人　徳島化成株式会社
　同　筒井　堅二

債権申出公告（第二回）

当社は決定移備計画に基き昭和二十五年十二月十一日第二会社株式会社日本勧業証券株式会社大阪商事株式会社に対する債権を有する者は昭和二十六年三月十日迄に当社に対し債権の申出をなすべき旨の公告を為したるに拘らず申出なきときは清算より除斥されたい。
昭和二十五年十二月二十日
大阪市東区北浜五丁目十五番地
株式会社大阪銀行
取締役社長　小林　一三

解散公告（第二回）

当社は昭和二十五年十二月十日開催の臨時株主総会の決議で解散した。当社に対する債権者は此の公告の日から二箇月以内に申出られたい。
昭和二十五年十二月十日
東京都豊島区雑司ヶ谷町一の三
九〇
得永工業株式会社
清算人　得永　司

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十五年十一月一日の株主総会の決議で解散した。当会社に対して債権ある方は第一回公告の日から二箇月以内に申出られ度い。若しこの期間内に申出ないときは清算から除斥されます。
昭和二十五年十一月一日
門司市大里東通町三六三六番地
大里燐炭株式会社
清算人　坂本　三平

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十五年九月二十五日臨時株主総会の決議に依り解散したので債権者各位は此の公告の日から二箇月以内に債権を申出られたい。右期間内に申出ない時は清算を除斥せらるる。
昭和二十五年十二月二十七日
東京都豊島区雑司ヶ谷町一の三
九〇
得永工業株式会社
清算人　得永　司

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十五年十一月一日の株主総会の決議で解散した。当会社に対して債権ある方は第一回公告の日から二箇月以内に申出られ度い。若しこの期間内に申出ないときは清算から除斥されます。
昭和二十五年十一月一日
東京都台東区千束町二丁目七番地
鳥仙商事株式会社
清算人　山中伊三郎

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十五年十一月二十九日株主総会の決議で解散した。当社に対する債権者でこの公告の日から二箇月以内に申出がないものは清算から除斥せられる。
昭和二十五年十二月二十日
大阪市南区雞波新地六番町十二番地
南海商事株式会社
清算人　坪田　栄

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十五年十二月一日株主総会の決議で解散した。当社に対する債権者で第一回公告の日から二箇月以内に申出がないものは清算から除外する。
昭和二十五年十二月一日
東京都台東区千束町二丁目七番地
鳥仙商事株式会社
清算人　山中伊三郎

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十五年十二月十五日臨時株主総会の決議で解散したから当社に対する債権者は昭和二十六年二月末日迄にその債権を御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算から除斥されます。
昭和二十五年十二月二十七日
東京都中央区銀座西二丁目五番地
株式会社旧日本製鋼所
清算人　新谷　哲次

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十五年十二月一日株主総会の決議で解散した。当社に対する債権者で第一回公告の日から二箇月以内に申出がないものは清算から除外する。
昭和二十五年十二月一日
東京都台東区千束町二丁目七番地
鳥仙商事株式会社
清算人　山中伊三郎

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十五年十二月十五日臨時株主総会の決議で解散した。当社に対する債権者は第一回公告の日から二箇月以内に申出られたい。右期間内に申出ないときは清算から除斥される。
昭和二十五年十二月二十七日
東京都中央区日本橋蠣殻町一の一八
太洋交易株式会社
代表清算人　伊藤　弘

解散公告（第二回）

当会社は去る十一月二十七日株主総会の決議に依り解散致しました。債権者は昭和二十六年一月三十一日迄に御申出で下さい。御申出の無い時は清算より除斥致します。御申出の無い時は清算より除斥致します。
昭和二十五年十二月十四日
宮崎県延岡市船倉町九二九
株式会社延岡中央青果卸売市場
清算人　佐藤和七郎

債権申出公告（第二回）

当会社は昭和二十五年八月三十一日株主総会の決議に因り同日解散したるに付当会社に対して債権ある者は本公告掲載の翌日より二箇月以内に申出でがない時は清算から除斥せられる。
昭和二十五年十二月二十二日
堺市南向陽町二丁四十三番地
株式会社法貴製作所
清算人　法貴　知崇

解散公告（第二回）

当社は昭和二十五年十一月十五日の臨時株主総会の決議により解散したから当社に対し債権のある方は此の公告掲載の翌日より二箇月以内に申出られ度い。右期間内に申出のない場合は当社の清算より除外する。
昭和二十五年十二月十七日
東京都世田谷区玉川等々力三丁目百七番地
東永繊維工業株式会社
清算人　彌永　操

有限会社組織変更公告

昭和二十五年十二月十五日当会社の臨時社員総会で全社員の一致を以て有限会社の組織を変更し東京都港区芝田町三丁目十五番地吉田鐵接装置株式会社と為すことを決議いたしましたに就て右組織変更に異議ある債権者は昭和二十六年二月二十八日迄に当会社迄御申出で相成り度い。
昭和二十五年十二月二十五日
東京都港区芝田町三の十五
有限会社吉田鐵接装置製作所
代表取締役　吉田　孝治

合併公告

次の甲乙両会社は昭和二十五年十二月十八日の各株主総会で甲会社を乙会社に合併してその権利義務を承継し乙会社は解散する決議をした。この合併に異議ある者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。
昭和二十五年十二月二十日
東京都港区芝海岸通二の八
（甲）東昭海運倉庫株式会社
東京都品川区天王洲町無番地
（乙）天王洲倉庫株式会社

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十五年十二月二十日株主総会の決議で解散した。当会社に対する債権者は昭和二十六年二月二十日迄に申出られ度い。
昭和二十五年十二月二十日
別府市大字南石垣四七番地
別府漬物個売有限会社
代表取締役　菊池　済治

訂正公告

昭和二十五年十二月十二日官報公告中近海郵船株式会社決算公告社名は「郵船近海機船株式会社」の誤り。

定時株主総会決算公告

昭和二十五年十一月二十七日開催の当社第十九回定時株主総会に於て左記の通り決議されましたから公告致します。
昭和二十五年十二月二十日
船橋市海神町南一丁目一八九六
野村製鋼株式会社
代表清算人　本間　梧一

資本減少公告

昭和二十五年十月一日臨時社員総会の決議により一日百円の割にて減資し資本金を金百万円に減少した。異議ある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十五年十月十五日
別府市大字南石垣四七番地
別府漬物個売有限会社
代表取締役　菊池　済治

訂正公告

昭和二十五年十一月十二日官報公告中近海郵船株式会社決算公告社名は「郵船近海機船株式会社」の誤り。

定時株主総会決算公告

昭和二十五年十一月二十七日開催の当社第十九回定時株主総会に於て左記の通り決議されましたから公告致します。
昭和二十五年十二月二十日
船橋市海神町南一丁目一八九六
野村製鋼株式会社
代表清算人　本間　梧一

資本減少公告

昭和二十五年十月一日臨時社員総会の決議により一日百円の割にて減資し資本金を金百万円に減少した。異議ある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十五年十月十五日
別府市大字南石垣四七番地
別府漬物個売有限会社
代表取締役　菊池　済治

合併公告

次の甲乙両会社は昭和二十五年十二月十八日の各株主総会の決議で甲会社を乙会社に合併してその権利義務を承継し乙会社は解散する決議をした。この合併に異議ある者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。
昭和二十五年十二月二十日
東京都港区芝海岸通二の八
（甲）東昭海運倉庫株式会社
東京都品川区天王洲町無番地
（乙）天王洲倉庫株式会社

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十五年十二月二十日株主総会の決議で解散した。当社に対する債権者は昭和二十六年二月二十日迄に申出られ度い。
昭和二十五年十二月二十日
別府市大字南石垣四七番地
別府漬物個売有限会社
代表取締役　菊池　済治

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十五年十一月一日の株主総会の決議で解散した。当会社に対して債権ある方は第一回公告の日から二箇月以内に申出られ度い。若しこの期間内に申出ないときは清算から除斥されます。
昭和二十五年十一月一日
門司市大里東通町三六三六番地
大里燐炭株式会社
清算人　坂本　三平

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十五年九月二十五日臨時株主総会の決議に依り解散したので債権者各位は此の公告の日から二箇月以内に債権を申出られたい。右期間内に申出ない時は清算を除斥せらるる。
昭和二十五年十二月二十七日
東京都豊島区雑司ヶ谷町一の三
九〇
得永工業株式会社
清算人　得永　司

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十五年十一月一日の株主総会の決議で解散した。当会社に対して債権ある方は第一回公告の日から二箇月以内に申出られ度い。若しこの期間内に申出ないときは清算から除斥されます。
昭和二十五年十一月一日
門司市大里東通町三六三六番地
大里燐炭株式会社
清算人　坂本　三平

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十五年九月二十五日臨時株主総会の決議で解散したので債権者各位は此の公告の日から二箇月以内に債権を申出られたい。右期間内に申出ない時は清算を除斥せらるる。
昭和二十五年十二月二十七日
東京都豊島区雑司ヶ谷町一の三
九〇
得永工業株式会社
清算人　得永　司

本銅鋼所を設立して同日解散致しましたから当社に対し債権を有せられる方は昭和二十六年二月末日迄にその債権を御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算から除斥されます。
昭和二十五年十二月二十七日
東京都中央区銀座西二丁目五番地
株式会社旧日本製鋼所
清算人　新谷　哲次

解散公告（第一回）

当社は昭和二十五年十二月一日株主総会の決議で解散した。当社に対する債権者で第一回公告の日から二箇月以内に申出がないものは清算から除外する。
昭和二十五年十二月一日
東京都台東区千束町二丁目七番地
鳥仙商事株式会社
清算人　山中伊三郎

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十五年十一月二十九日株主総会の決議で解散した。当社に対する債権者でこの公告の日から二箇月以内に申出がないものは清算から除斥せられる。
昭和二十五年十二月二十日
大阪市南区雞波新地六番町十二番地
南海商事株式会社
清算人　坪田　栄

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十五年十一月一日の株主総会の決議で解散した。当会社に対して債権ある方は第一回公告の日から二箇月以内に申出られ度い。若しこの期間内に申出ないときは清算から除斥されます。
昭和二十五年十一月一日
門司市大里東通町三六三六番地
大里燐炭株式会社
清算人　坂本　三平

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十五年九月二十五日臨時株主総会の決議で解散したので債権者各位は此の公告の日から二箇月以内に債権を申出られたい。右期間内に申出ない時は清算を除斥せらるる。
昭和二十五年十二月二十七日
東京都豊島区雑司ヶ谷町一の三
九〇
得永工業株式会社
清算人　得永　司

解散公告（第二回）

当社は昭和二十五年十一月十五日の臨時株主総会の決議により解散したから当社に対し債権のある方は此の公告掲載の翌日より二箇月以内に申出られ度い。右期間内に申出のない場合は当社の清算より除外する。
昭和二十五年十二月十七日
東京都世田谷区玉川等々力三丁目百七番地
東永繊維工業株式会社
清算人　彌永　操

有限会社組織変更公告

昭和二十五年十二月十五日当会社の臨時社員総会で全社員の一致を以て有限会社の組織を変更し東京都港区芝田町三丁目十五番地吉田鐵接装置株式会社と為すことを決議いたしましたに就て右組織変更に異議ある債権者は昭和二十六年二月二十八日迄に当会社迄御申出で相成り度い。
昭和二十五年十二月二十五日
東京都港区芝田町三の十五
有限会社吉田鐵接装置製作所
代表取締役　吉田　孝治

合併公告

次の甲乙両会社は昭和二十五年十二月十八日の各株主総会の決議で甲会社を乙会社に合併してその権利義務を承継し乙会社は解散する決議をした。この合併に異議ある者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。
昭和二十五年十二月二十日
東京都港区芝海岸通二の八
（甲）東昭海運倉庫株式会社
東京都品川区天王洲町無番地
（乙）天王洲倉庫株式会社

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十五年十二月二十日株主総会の決議で解散した。当社に対する債権者は昭和二十六年二月二十日迄に申出られ度い。
昭和二十五年十二月二十日
別府市大字南石垣四七番地
別府漬物個売有限会社
代表取締役　菊池　済治

訂正公告

昭和二十五年十二月十二日官報公告中近海郵船株式会社決算公告社名は「郵船近海機船株式会社」の誤り。

定時株主総会決算公告

昭和二十五年十一月二十七日開催の当社第十九回定時株主総会に於て左記の通り決議されましたから公告致します。
昭和二十五年十二月二十日
船橋市海神町南一丁目一八九六
野村製鋼株式会社
代表清算人　本間　梧一

資本減少公告

昭和二十五年十月一日臨時社員総会の決議により一日百円の割にて減資し資本金を金百万円に減少した。異議ある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十五年十月十五日
別府市大字南石垣四七番地
別府漬物個売有限会社
代表取締役　菊池　済治

合併公告

次の甲乙両会社は昭和二十五年十二月十八日の各株主総会の決議で甲会社を乙会社に合併してその権利義務を承継し乙会社は解散する決議をした。この合併に異議ある者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。
昭和二十五年十二月二十日
東京都港区芝海岸通二の八
（甲）東昭海運倉庫株式会社
東京都品川区天王洲町無番地
（乙）天王洲倉庫株式会社

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十五年十二月二十日株主総会の決議で解散した。当社に対する債権者は昭和二十六年二月二十日迄に申出られ度い。
昭和二十五年十二月二十日
別府市大字南石垣四七番地
別府漬物個売有限会社
代表取締役　菊池　済治

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十五年十一月一日の株主総会の決議で解散した。当会社に対して債権ある方は第一回公告の日から二箇月以内に申出られ度い。若しこの期間内に申出ないときは清算から除斥されます。
昭和二十五年十一月一日
門司市大里東通町三六三六番地
大里燐炭株式会社
清算人　坂本　三平

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十五年九月二十五日臨時株主総会の決議で解散したので債権者各位は此の公告の日から二箇月以内に債権を申出られたい。右期間内に申出ない時は清算を除斥せらるる。
昭和二十五年十二月二十七日
東京都豊島区雑司ヶ谷町一の三
九〇
得永工業株式会社
清算人　得永　司

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十五年十一月一日の株主総会の決議で解散した。当会社に対して債権ある方は第一回公告の日から二箇月以内に申出られ度い。若しこの期間内に申出ないときは清算から除斥されます。
昭和二十五年十一月一日
門司市大里東通町三六三六番地
大里燐炭株式会社
清算人　坂本　三平

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十五年九月二十五日臨時株主総会の決議で解散したので債権者各位は此の公告の日から二箇月以内に債権を申出られたい。右期間内に申出ない時は清算を除斥せらるる。
昭和二十五年十二月二十七日
東京都豊島区雑司ヶ谷町一の三
九〇
得永工業株式会社
清算人　得永　司

決議事項
第一号議案　第十九期決算承認に関する件
右は原案通り承認可決
第二号議案　定款第二十六條を「本会社ハ毎年九月末日ヲ以テ決算期トスト変更
第三号議案　監査役丸毛照三辞任縄田正雄監査役就任
第四号　辞任役員慰労金贈呈の件は重役会に一任
以上

第十九期決算公告

（自昭和二十五年四月一日　至昭和二十五年九月三十日）
貸借対照表
（昭和二十五年九月三十日現在）
借方（資産の部）　大〇〇三、六三九、九七
土地並に設備勘定　三七、四五二、三三
掛金　二、〇〇一、〇〇〇、〇〇
有価証券　一〇〇、〇〇〇、〇〇
前拂費用並に雑勘定　一〇六、八〇一、〇六
諸預金並に現金　二一〇、九一一、九九
損益勘定　一、〇四一、〇七九、二
第二会社勘定　七三、八二一、四
未収利益　八〇、四一三、八
合計　三八、四六四、五四〇、九九
貸方（負債の部）
資本金　七五〇、〇〇〇、〇〇
借入金並に支拂手形　三三六、八二七、七九
買掛金並未拂勘定　一五、〇三二、六八〇
合計　三八、四六四、五四〇、九九

定時株主総会決議公告

本月二十六日開催の当社第三十回定時株主総会に於て左記の通り決議致しましたから公告致します。
昭和二十五年十二月二十七日
大阪市都島区都島南通四丁目五七
株式会社高瀬築工場
取締役社長　神谷　昇二
株主各位
決議事項
第一号議案　第三十期（自昭和二十四年十一月一日至昭和二十五年十月三十一日）財産目録・貸借対照表・営業報告書・損益計算書並に利益金処分案承認の件は原案通り承認可決
第二号議案　取締役野木宗正・同高瀬襄次両氏任期満了改選の結果何れも再選重任した

第三十期決算公告

昭和二十五年十月三十一日現在
貸借対照表
借方科目

流動資産	三八九、六八三、六二二、四四
固定資産	一四四、三六二、九三〇、八六
投資	五五四、八〇〇、〇〇
合計	五五四、八〇〇、三三〇

貸方科目

流動負債	二九八、七六四、四四〇、七九
固定負債	九〇、五〇〇、〇〇〇、〇〇
資本勘定	一三〇、七六五、一四三、二四
当期利益金	二五三、四六〇、三五三、二〇
合計	五五四、八〇〇、三三〇

利益金処分案

当期利益金	二〇、〇九一、六五七、七
額面超過金	四四、五六四、二一〇
前期繰越金	一、四〇二、四八〇、九九
計	二五、九五二、二八七、八六

之を左の通り処分する

法定積立金	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
別途積立金	五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
配当準備引当金	五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
納税積立金	七、八〇〇、〇〇〇、〇〇
株主配当金	八、二八七、六三二、二〇
退職手当準備積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
役員賞与金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
後期繰越金	一、四二六、五二四、七四

第四十三期決算公告

・昭和二十五年十月三十一日現在
貸借対照表
借方（資産の部）

土地代価	一、三四〇、六一九、五〇
家屋及什器	一、五六〇、八一五、一〇
機械代価	二、三三五、四〇一、一〇
車輌運搬具	七五三、九八六、〇〇
有価証券	五四四、三五三、八
山林勘定	九三、三二〇、九五一、九五
製品原料有高	四五、〇九〇、〇八九、〇
仮拂金	三一、九二五、一七五
受取手形	二、三五一、六三二、九〇
売掛金	二、五四一、七一九、三五
預金	七、〇五四、四三九、〇五
株券貯蔵品	一五八、〇〇
現金	四二、六九九、六五
有高	四七、七八四、九〇、七
計	八五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇

貸方（負債の部）

資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
法定積立金	八五〇、〇〇〇、〇〇

第7192号

別途積立金　五〇〇、〇〇〇、〇〇
退職給與基金　五三六、三〇〇、〇〇
納税積立金　八五、三九五、〇〇
再評価積立金　四、二〇三、六一二、〇〇
支拂手形　三、七九二、九七〇、七〇
仮受金　二、七三〇、〇三四、八六
預り金　五四一、四九二、〇三
繰越利益金　一三二、七六四、六六
当期利益金　五、三五五、八九九、八二
合計　四七、七二八、四六九、〇七

右の通りであります。

昭和二十五年十二月

天龍製材株式会社

第四十四回貸借対照表

（昭和二十五年十一月三十日）

資産の部

固定資産　二三、〇〇二、一四三、一三
棚卸資産　三八、六九九、八〇三、四九
受取手形　二五、四四八、五〇九、三五
得意先勘定　三一、九五〇、九五八、六五
仮拂金　一〇、六六〇、二三一、七六
諸預け金　二九、四六一、〇九七、七三
現金　二一六、〇一四、九七
当期損失金　二二、一八四、四三五、六三
合計　一七〇、六二三、二九四、八一

負債の部

資本金　三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
諸積立金　三〇、八五六、九九九、〇〇
借入金　二八、八九九、〇八七、二〇
支拂手形　二六、六一六、二〇二、〇二
割引手形　八、四九八、三五二、六〇
未拂金　一九、三八九、二一五、七一
買掛金　二三、〇七三、一六二、九二
仮受金　一〇二、八四一、〇〇
職員退職慰労資金　二、七三五、〇〇〇、〇〇
前期繰越金　四五二、四三四、三六
当期利益金　一七〇、六二三、二九四、八一
合計　一七〇、六二三、二九四、八一

第四回期決算公告

貸借対照表

昭和二十五年九月三十日

資産の部　円

固定資産　一〇五、六四二、七〇
営業資産　二六四、九八〇、〇〇〇
営業権　二五三、六八四、〇〇〇
流動資産　九七、三三一、八四四
計　七二一、六三八、五四四

負債の部

資本金　二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
積立金　六七、一三九、九五

昭和二十五年十二月二十一日

日本農薬株式会社

財産売却決定公告（青森県の分）

第百九十回解散団体財産売却の物件、価格、買受人は次のとおりである。

(1)建物（敷地を含む。）一戸五五坪二五、一万九千二百五十円下北郡大湊町澁谷よこ丸(2)建物（敷地を含む。）一戸四七坪二五、一万五千二百円同町附田清志(9)、(11)、(12)、(33)、(34)、(35)、(36)建物（敷地を含む。）七戸一七五坪七五、十万九千円同大湊電気通信管理所長(13)土地五九坪四千円(39)、(40)建物二戸二九、四六一、〇九七、七三(20)建物二戸二一六、〇一四、九七(14)土地一四〇坪八千円同佐渡佐太郎(15)建物一戸一千円同沢田武四郎(16)建物一戸一七五坪七五、十万九千円同皆野幸作(17)、(18)建物二戸二一七万五千円仲多度郡善通寺町(ロ)建物（敷地を含む。）一〇二坪五四、三十万五千円高松市粟林町高村精一(ニ)片袖机他一〇二箇五千五百円(ホ)小型自動車一輌五万五千円香川郡塩口村(ヘ)電話加入権一口千円仲多度郡琴平町高畑峯五(ト)電話加入権一口二千円小豆郡土庄町浜口晋吉(チ)電話加入権一口千円高松市松島町井上房一(リ)電話加入権一口千円三豊郡観音寺町殿町有限会社薦田組

財産売却決定公告（福岡県の分）

第百九十二回解散団体財産売却の物件、価格、買受人は次のとおりである。

(ハ)建物（敷地を含む。）二棟二四〇坪一十万円柏屋郡志賀島村島田輝正(ニ)建物一棟一六坪五万五千円築上郡入屋町長野一二(ヘ)電話加入権一口一万五千円福岡市鳥飼吉林春日(ト)電話加入権一口一万二千円小倉市砂津町前中常夫(リ)毛布他五種二千五百五十円福岡市東中洲中洲子供園(ヌ)机他三種四百円久留米市両替町久留米市(ル)机他四種千二百円小倉市三郎丸校区黒原一万九千円同飛内久吉(55)建物（敷地を含む。）一棟九〇坪四五、一万九千二百五十円同寺田正道(56)建物（敷地を含む。）二棟一五九坪〇二、三万五千円同三国嘉忠蔵(58)、(71)、(72)、(76)建物（敷地を含む。）二棟四五三坪三一、五万六千円同橋本正治(59)建物（敷地を含む。）二棟一三一坪〇六、一万二千五百円同小林義篤(62)建物（敷地を含む。）二棟一三三坪五、一万千百円同田中幸蔵(63)建物（敷地を含む。）二棟一六九坪二、一万二千円同竹原福太郎(64)建物（敷地を含む。）二棟一二六坪五四、一万円同熊谷直三郎(65)、(66)、(73)、建物（敷地を含む。）二棟二〇一坪一四、三万八千円同菊地円之照(67)建物（敷地を含む。）一棟五五坪六八、一万四千円同長谷川武四郎(68)建物（敷地を含む。）一棟八七坪一、二万円同五十嵐克己(69)建物（敷地を含む。）一棟八九坪八五、二万一千円同工藤昇(70)建物（敷地を含む。）一棟八〇坪五五、二万千円同秋本正蔵(77)土地六三坪四四、四千円同丹内美代志(78)、(81)土地一八三坪三、一万千円同阿部幸男(79)、(80)土地二〇六坪九八、一万五千百円同渡辺富夫(82)建物（敷地を含む。）一棟六三坪六七、一万八千円同杉村金次郎(83)建物（敷地を含む。）一棟六四坪六七、一万八千円同宮崎金雄(84)建物（敷地を含む。）一棟七六坪九五、二万千円同森彌一(85)建物（敷地を含む。）一棟九二坪一三、二万二千円同佐藤ハツ(87)建物（敷地を含む。）一棟四四坪五五、一万六千円同佐々木重夫(90)建物（敷地を含む。）一棟五六坪九九、一万七千円同高瀬幸治(91)建物（敷地を含む。）一棟五〇坪三六、一万七千円同笹原常八(92)建物（敷地を含む。）一棟四二坪九五、一万六千円同田中松雄(93)建物（敷地を含む。）一棟四二坪九五、一万六千円同柳谷増三(95)建物（敷地を含む。）一棟四二坪九五、一万六千円同安藤キサ(97)建物（敷地を含む。）一棟五二坪九五、二万円同納谷要(98)建物（敷地を含む。）一棟四九坪八五、二万円同小林喜代見(100)建物（敷地を含む。）一棟四九坪三五、二万円同種非喜代次(101)建物（敷物を含む。）一棟八四坪四一、(102)建物（敷地を含む。）一棟六六坪八九、二万円同奈良兼蔵

解散団体財産売却理事会

財産売却決定公告（佐賀県の分）

第百九十回解散団体財産売却の物件、価格、買受人は次のとおりである。

(イ)建物二棟一〇八坪五、二十一万七千円杵島郡武雄町(ロ)建物（敷地を含む。）二棟四六坪二五、六万五百五円西松浦郡二里村字東八幡野日敬吉(ハ)建物一棟一五坪六万五千七百円藤津郡五町田村大字五町田中村十郎(ニ)、(ホ)建物四棟七九坪五二万三千八百五十円(ヘ)円匙五〇本二千五百円杵島郡住吉村県立九州酪農講習所(ト)机等二箇六百円小城郡小城町本町山下繁(リ)机他二種二千六百円杵島郡江北村木須留市(ヌ)、(ル)農器具類一五九箇五千六百五十円(ヲ)毛布五〇枚三千百五十円佐賀市水ヶ江町新道株式会社上滝組

財産売却決定公告（香川県の分）

第百九十一回解散団体財産売却の物件、価格、買受人は次のとおりである。

(イ)建物一六棟五〇四坪八六、六尺机他五一八箇百二十七万五千円仲多度郡善通寺町(ロ)建物（敷地を含む。）一〇二坪五四、三十万五千円高松市粟林町高村精一(ニ)片袖机他一〇二箇五千五百円(ホ)小型自動車一輌五万五千円香川郡塩口村(ヘ)電話加入権一口千円仲多度郡琴平町高畑峯五(ト)電話加入権一口二千円小豆郡土庄町浜口晋吉(チ)電話加入権一口千円高松市松島町井上房一(リ)電話加入権一口千円三豊郡観音寺町殿町有限会社薦田組

財産売却決定公告（福岡県の分）

第百九十二回解散団体財産売却の物件、価格、買受人は次のとおりである。

(ハ)建物（敷地を含む。）二棟二四〇坪一十万円柏屋郡志賀島村島田輝正(ニ)建物一棟一六坪五万五千円築上郡入屋町長野一二(ヘ)電話加入権一口一万五千円福岡市鳥飼吉林春日(ト)電話加入権一口一万二千円小倉市砂津町前中常夫(リ)毛布他五種二千五百五十円福岡市東中洲中洲子供園(ヌ)机他三種四百円久留米市両替町久留米市(ル)机他四種千二百円小倉市三郎丸校区黒原今道俊治(ヲ)机他七種三百円小倉市足原光足立工藤満雄(ヨ)、(タ)片袖机等六種六百円若松市外町若松市(ソ)長椅子他四種七百四十円大牟田市早米来町西正(ナ)黒板他六種二千六百八十円筑紫郡春日村竹田福三郎(ラ)長机他三種六百八十円筑紫郡山家村砥綿来兵衛(ウ)ピンポン台他一〇種三千円粕屋郡志賀島村(オ)黒板他五種九百円糸島郡前原町中村徳三郎(ク)机他七種六百八十円八女郡福島町八女津女子高等学校(ヤ)、(サ)机等一五種七千三百円福岡市東浜町県浮浪者収容所

財産売却決定公告（兵庫県の分）

第百九十三回解散団体財産売却の物件、価格、買受人は次のとおりである。

(イ)、(ロ)、(ハ)電話加入権三口七万三千円大阪市東区北浜町株式会社岡安(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)電話加入権五口一万円神戸市兵庫区大同町川嶋トメ子(ヲ)電話加入権一口一万二千円川辺郡小浜村武内安太郎(ワ)電話加入権一口一万七千百五十円神戸市須磨区須磨寺町木村明

財産売却決定公告（東京都の分）

第百九十四回解散団体財産売却の物件、価格、買受人は次のとおりである。

(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)金庫、机他、掛布団一五七種十四万三百円中野区鷺宮塩沢俊一(ヌ)、(ル)紋甚三枚二万五百五十円港区芝田町森永乳業株式会社(ヲ)、(ワ)金庫二箇二万二千円中央区木挽町銀座タクシー株式会社内福田忠吾(カ)共電式電話交換器一式八千八百円神奈川県横浜市南区南太田町名塚進太郎(ヨ)自転車他一一四箇一万二千三百円江東区深川白河町佐々木四郎(レ)木工機械器具一式五万五千円千葉県松戸市大字白井素一郎(ソ)手動革打抜機他四種二万八千円神奈川県横浜市北区篠原町内田清吾(ツ)、(マ)電話加入権二口一万千五十円北多摩郡保谷町上保谷藤若定義(ネ)、(ナ)、(ラ)、(ム)、(ウ)、(ノ)、(オ)、(ヤ)電話加入権八口二万六千五百三十五円江東区深川清澄町末広電話店(ク)、(マ)電話加入権二口一万二千六十円日黒区中目黒内藤正次

解散団体財産売却理事会

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　㊐号外　十二月二十七日附物価第六十六号一六頁

定価　一ヶ月　百五十円　一部　六円　送料　実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷　庁
発行　電話九段(33)三一番五番
振替東京一九〇〇〇
官報課

昭25.12.29.

官報
号外（第百三十七号）

目次

府令、省令
○石油製品配給規則等の一部改正　一
規則
○国宝又は重要文化財指定書規則　二
○国宝又は重要文化財台帳規則　五
告示
○わら工品の日本農林規格　五

府令省令

総理府令、法務府令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、◉通商産業省令、運輸省令、第四号郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令
石油製品配給規則等の一部を改正する命令を次のように制定する。
昭和二十五年十二月二十九日
内閣総理大臣　吉田　茂
法務総裁　大橋武夫
大蔵大臣　池田勇人
文部大臣　天野貞祐
厚生大臣　黒川武雄
農林大臣　広川弘禅
通商産業大臣　横尾龍
運輸大臣　山崎猛
郵政大臣　田村文吉
電気通信大臣　田村文吉
労働大臣　保利茂
建設大臣　増田甲子七

石油製品配給規則等の一部を改正する命令

第一條　石油製品配給規則（昭和二十四年総理庁令、大蔵省令、法務庁令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令、建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一條に次の一項を加える。

5　日本国有鉄道又は日本専売公社は、この命令の規定の適用に関しては、これを主務官庁とみなす。

第五條第一号中「切取式又は」を削る。

第十一條第七号の次に次の二号を加え、第八号を第十号とする。

八　元売業者又は販売業者が、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の規定により石油製品の輸出の承認を受けた者に譲り渡す場合

九　石油製品を有する者が、輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）の規定に基き、通商産業大臣の定める輸出手続又は輸入手続に従い譲り渡す場合

第十二條第六号の次に次の二号を加え、同條第七号を第九号とする。

七　輸出貿易管理令の規定により石油製品の輸出の承認を受けた者が、元売業者又は販売業者から譲り受ける場合

八　前條第九号の規定により譲り渡すものを、輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令の規定に基き、通商産業大臣の定める輸出手続又は輸入手続に従い譲り受ける場合

別表第三および別表第五を次のように改める。

別表第三（表面）

石油製品需要者割当証明書

（用紙B５）

※割当番号		※有効期間		割当優先度		※購入地域	
※1. 割当を受けた者の住所氏名又は名称印					※割当期	※発券符号	
※2. 割当数量							
※品種	規格	※単位	※数量	受領数量	受領年月日 受領印	譲渡人の住所 氏名又は名称印	
3. 割当條件（割当を受けた石油製品を使用する事業の種類、使用場所及び用途）その他必要な事項							
※発行年月日 ※割当主任者の職氏名及び印 ※主務官庁名印					昭和　年　月　日		

別表第三（裏面）

1　この証明書は、石油製品配給規則第六條の規定により、これを発行する。
2　この証明書の記載欄中、※印欄の記載事項につき記入のないものは無効である。
3　この証明書及び需要者がこの証明書によつて取得した石油製品は、他に譲り渡し又は他から譲り受けてはならない。
4　需要者がこの証明書によつて譲り受けた石油製品を、割当條件に従つてのみ、使用することができる。
5　特に購入先の制限を記入する必要がある場合には、この証明書の記載欄の3に記入する。この場合には需要者は、その制限に従つて購入しなければならない。
6　需要者が割当数量を受領したときは「受領数量」及び「受領年月日」の欄にそれぞれ該当事項を記入し、「受領印」の欄に捺印して、この証明書を当該石油製品を譲り渡した者に交付しなければならない。
7　元売業者又は販売業者がこの証明書の交付を受けたときは、翌月十日までに、これを元売業者にあつては通商産業大臣に、販売業者にあつては通商産業局長に差し出さなければならない。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

号外

昭25・12・29

別紙様式1

国宝の指定書の形式

表

寸法	用紙	表
横 四百ミリメートル	会社の文字）	地
縦 二百六十ミリメートル	化財保護委員	ど明るい色
	若しくは材質その他の特徴	（山水画や色紙）

右を国宝に指定する。

年　月　日

文化財保護委員会
委員保存文化財
委員会印

裏

備考					
所有者	所有者の住所	所在の場所	所有者	所有者の住所	所在の場所
		授受の年月日			保存の方法

一　文字は、墨色の濃汁をもつて記さなければならない。

二　いり、左の欄外には、指定書には、なければならない。

三　文化財保護法の規定による国宝の所有者が、その氏名又は名称を変更したとき。

四　国宝の所在の場所を変更したとき。

記載上の注意

一　記号は、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡（典籍及び古文書を含む。）、考古資料及び歴史資料の区分により、それぞれ第一号から漸次号を追つて記載するものとする。

二　文字は、墨色の濃汁をもつて記さなければならない。

別紙様式2

国宝の指定書の附属品の形式

寸法	用紙	
横 四百ミリメートル	会社の文字）	地
縦 二百六十ミリメートル	化財保護委員	ど明るい色
	若しくは材質その他の特徴	（山水画や色紙）

国宝の指定書の附属品

記号番号

国宝指定書附属品

名称　員数

印

文化財保護委員会

委員

文化財保護委員会告示第十号

文化財保護委員会銀製容器（銀製容器）の銀製容器に関する件（昭和二十五年十二月二十九日）

文化財保護委員会告示第十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七條第二項の規定により、左の通り指定する。

昭和二十五年十二月二十九日

文化財保護委員会

委員

規則

文化財保護委員会銀製容器指定規則

第一條　文化財保護委員会（以下「委員会」という。）は、文化財保護法（以下「法」という。）第二十七條第一項の規定により、重要文化財に指定した銀製容器について、この規則の定めるところにより、指定書を交付する。

第二條　指定書は、別記様式第一号により、これに記載する事項は、次の通りとする。

一　銀製容器の名称、員数、形状及び寸法

二　銀製容器の材質その他の特徴

三　銀製容器の所有者の氏名又は名称及び住所

四　銀製容器の所在の場所

五　指定の年月日

第三條　指定書には、銀製容器の写真を添附しなければならない。

第四條　委員会は、銀製容器の所有者が変更したときは、その者に対し、指定書の返還を命ずる。

2　前項の規定により指定書の返還を命ぜられた者は、その命ぜられた日から十日以内に、これを委員会に返還しなければならない。

第五條　銀製容器の所有者が変更したときは、新所有者は、遅滞なく、その旨を委員会に届け出なければならない。

2　前項の規定により届出をしようとする者は、別記様式第二号により、届出書を委員会に提出しなければならない。

第六條　銀製容器の所有者は、その滅失、き損又は盗難の場合には、遅滞なく、その旨を委員会に届け出なければならない。

2　前項の規定により届出をしようとする者は、別記様式第三号により、届出書を委員会に提出しなければならない。

第七條　銀製容器の所有者は、その銀製容器を輸出しようとするときは、別記様式第四号により、輸出許可申請書を委員会に提出しなければならない。

2　前項の輸出許可申請書には、当該銀製容器の写真を添附しなければならない。

第八條　委員会は、第七條第一項の輸出許可申請書を受理したときは、遅滞なく、これを許可するかどうかを決定しなければならない。

2　委員会は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

第九條　委員会は、銀製容器の所有者が、正当な理由がなくて、その銀製容器を公開しないときは、その所有者に対し、その銀製容器を公開すべきことを勧告することができる。

第十條　委員会は、銀製容器の所有者が、その銀製容器を滅失し、き損し、又は盗難にあつたときは、その所有者に対し、その銀製容器の写真を提出することを命ずることができる。

第十一條　委員会は、銀製容器の所有者が、その銀製容器を輸出しようとするときは、その所有者に対し、その銀製容器の写真を提出することを命ずることができる。

第十二條　委員会は、銀製容器の所有者が、その銀製容器を輸出しようとするときは、その所有者に対し、その銀製容器の写真を提出することを命ずることができる。

第十三條　委員会は、銀製容器の所有者が、その銀製容器を輸出しようとするときは、その所有者に対し、その銀製容器の写真を提出することを命ずることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則

この規則は、昭和二十五年十二月二十九日から施行する。

別表第五(表面)　石油製品自家使用届出書　(用紙B5)

※1.割当を受けた者の住所氏名又は名称印	※割当期別
	※割当番号
※2.割当数量	※有効期限

※品種	規格	※単位	※割当数量					備考
			自動車用	船舶用	生産用	試験用	その他用	合計	
揮発油									
灯油									
軽油									
A重油									
B重油									
C重油									

3.割当条件（割当を受けた石油製品を使用する事業の種類使用場所及び用途）その他の事項

※発行年月日　昭和　年　月　日

※割当主任者の職氏名及び印

※物資の所管官庁名印

昭25.12.29.

告示

◎**農林省告示第四百号**

農林物資規格法（昭和二十五年法律第百七十五号）第十三條の指定に基き、わら工品の日本農林規格を次のように定め、別に定める日より施行する。

昭和二十五年十二月二十九日

農林大臣　広川　弘禪

わら工品日本農林規格

かます

等級区分	生地	仕立方				重量	標準
	むしろ	縦目	幅	長さ	耳組	口開底折込	当なわ	縫なわ	縫針数		
一号特かます 一等	上	二〇以上	二尺二寸以上	六尺以上	二寸以上	二寸以上	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側九〇以上	織込み、仕上げ、品質及び色沢が良好できずがほとんどなく乾燥良好なもの	
一号特かます 二等	〃	一八以上二〇未満	二尺以上二尺二寸未満	五尺八寸以上六尺未満	一寸八分以上二寸未満	一寸八分以上二寸未満	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側八一以上九〇未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの	一等に次ぐもの
一号特かます 三等	〃	一八以上二〇未満	二尺以上二尺二寸未満	五尺八寸以上六尺未満	一寸八分以上二寸未満	一寸八分以上二寸未満	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側八一以上九〇未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が良好できずがほとんどなく乾燥良好なもの	一等及び二等に該当しないもの
一号かます 一等	上	一八以上二〇未満	二尺以上二尺二寸未満	五尺八寸以上六尺未満	一寸八分以上二寸未満	一寸八分以上二寸未満	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側八一以上九〇未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が良好できずがほとんどなく乾燥良好なもの	
一号かます 二等	〃	一六以上一八未満	二尺以上二尺二寸未満	五尺四寸以上五尺八寸未満	一寸六分以上一寸八分未満	一寸六分以上一寸八分未満	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側七二以上八一未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの	一等に次ぐもの
一号かます 三等	〃	一六以上一八未満	二尺以上二尺二寸未満	五尺四寸以上五尺八寸未満	一寸六分以上一寸八分未満	一寸六分以上一寸八分未満	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側七二以上八一未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの	一等及び二等に該当しないもの
二号かます 一等	上	一八以上二〇未満	二尺以上二尺二寸未満	五尺四寸以上五尺八寸未満	一寸六分以上一寸八分未満	一寸六分以上一寸八分未満	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側七二以上八一未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が良好できずがほとんどなく乾燥良好なもの	
二号かます 二等	〃	一六以上一八未満	二尺以上二尺二寸未満	五尺四寸以上五尺八寸未満	一寸六分以上一寸八分未満	一寸六分以上一寸八分未満	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側七二以上八一未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの	一等に次ぐもの
二号かます 三等	〃	一六以上一八未満	二尺以上二尺二寸未満	五尺四寸以上五尺八寸未満	一寸六分以上一寸八分未満	一寸六分以上一寸八分未満	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側七二以上八一未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの	一等及び二等に該当しないもの
三号かます 一等	上	一七以上一八未満	二尺以上二尺二寸未満	五尺二寸以上五尺四寸未満	一寸五分以上一寸六分未満	一寸五分以上一寸六分未満	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側六三以上七二未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が良好できずがほとんどなく乾燥良好なもの	
三号かます 二等	〃	一五以上一七未満	二尺以上二尺二寸未満	五尺二寸以上五尺四寸未満	一寸五分以上一寸六分未満	一寸五分以上一寸六分未満	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側六三以上七二未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの	一等に次ぐもの
三号かます 三等	〃	一五以上一七未満	二尺以上二尺二寸未満	五尺二寸以上五尺四寸未満	一寸五分以上一寸六分未満	一寸五分以上一寸六分未満	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側六三以上七二未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの	一等及び二等に該当しないもの
四号かます 一等	上	一五以上一七未満	二尺以上二尺二寸未満	五尺以上五尺二寸未満	一寸四分以上一寸五分未満	一寸四分以上一寸五分未満	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側五四以上六三未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が良好できずがほとんどなく乾燥良好なもの	
四号かます 二等	〃	一四以上一五未満	二尺以上二尺二寸未満	五尺以上五尺二寸未満	一寸四分以上一寸五分未満	一寸四分以上一寸五分未満	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側五四以上六三未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの	一等に次ぐもの
四号かます 三等	〃	一四以上一五未満	二尺以上二尺二寸未満	五尺以上五尺二寸未満	一寸四分以上一寸五分未満	一寸四分以上一寸五分未満	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側五四以上六三未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの	一等及び二等に該当しないもの
五号特かます 一等	上	一三以上一四未満	二尺以上二尺二寸未満	四尺八寸以上五尺未満	一寸三分以上一寸四分未満	一寸三分以上一寸四分未満	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側四五以上五四未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が良好できずがほとんどなく乾燥良好なもの	
五号特かます 二等	〃	一二以上一三未満	二尺以上二尺二寸未満	四尺八寸以上五尺未満	一寸三分以上一寸四分未満	一寸三分以上一寸四分未満	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側四五以上五四未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの	一等に次ぐもの
五号特かます 三等	〃	一二以上一三未満	二尺以上二尺二寸未満	四尺八寸以上五尺未満	一寸三分以上一寸四分未満	一寸三分以上一寸四分未満	二分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側四五以上五四未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの	一等及び二等に該当しないもの
五号かます 一等	上	一二以上一三未満	二尺以上二尺二寸未満	四尺八寸以上五尺未満	一寸三分以上一寸四分未満	一寸三分以上一寸四分未満	一分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側四五以上五四未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が良好できずがほとんどなく乾燥良好なもの	
五号かます 二等	〃	一一以上一二未満	二尺以上二尺二寸未満	四尺八寸以上五尺未満	一寸三分以上一寸四分未満	一寸三分以上一寸四分未満	一分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側四五以上五四未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの	一等に次ぐもの
五号かます 三等	〃	一一以上一二未満	二尺以上二尺二寸未満	四尺八寸以上五尺未満	一寸三分以上一寸四分未満	一寸三分以上一寸四分未満	一分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側四五以上五四未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの	一等及び二等に該当しないもの
六号かます 一等	上	一〇以上一一未満	二尺以上二尺二寸未満	四尺八寸以上五尺未満	一寸三分以上一寸四分未満	一寸三分以上一寸四分未満	一分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側四五以上五四未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が良好できずがほとんどなく乾燥良好なもの	
六号かます 二等	〃	九以上一〇未満	二尺以上二尺二寸未満	四尺八寸以上五尺未満	一寸三分以上一寸四分未満	一寸三分以上一寸四分未満	一分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側四五以上五四未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの	一等に次ぐもの
六号かます 三等	〃	九以上一〇未満	二尺以上二尺二寸未満	四尺八寸以上五尺未満	一寸三分以上一寸四分未満	一寸三分以上一寸四分未満	一分五厘荷造なわ	一分五厘荷造なわ	片側四五以上五四未満	織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの	一等及び二等に該当しないもの

◎**文化財保護委員会規則第八号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十八條第十五号の規定を実施するため、同法第十五條第一項の規定に基き、国宝又は重要文化財台帳規則を次のように定める。

昭和二十五年十二月二十九日

文化財保護委員会委員長　高橋誠一郎

国宝又は重要文化財台帳規則

（国宝台帳及び重要文化財台帳）

第一條　文化財保護委員会に国宝の台帳（以下「国宝台帳」という。）及び重要文化財の台帳（以下「重要文化財台帳」という。）を備える。

（記載事項等）

第二條　国宝又は重要文化財台帳には、当該国宝又は重要文化財が建造物であるときは、当該国宝又は重要文化財について、左に掲げる事項を記載するとともに、写真及び実測図を附けるものとする。

一　名称
二　員数
三　指定年月日
四　所在の場所
五　所有者の氏名又は名称及び住所
六　構造及び形式並びに床面積、高さその他大きさを示す事項
七　建築の年代又は時代
八　創建及び沿革
九　棟札、墨書その他参考となるべき事項

第三條　国宝台帳又は重要文化財台帳には、国宝又は重要文化財が絵画、彫刻、工芸品その他建造物以外のものであるときは、当該国宝又は重要文化財について、左に掲げる事項を記載するとともに、写真を附けるものとする。

一　名称
二　員数
三　指定年月日
四　所在の場所
五　所有者の氏名又は名称及び住所
六　種類
七　品質及び形状
八　寸法又は重量
九　作者
十　製作の年代又は時代
十一　画賛、奥書、銘文等
十二　伝来その他参考となるべき事項

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第三

重要文化財の指定の標示の形式

（表）

用紙	寸法
会のすき入れ（透かし）	縦二百五十ミリメートル　横三百十ミリメートル

（裏）

種別	名称	員数	品質及び形状	寸法又は重量

（表）

文化財保護委員会印

文化財保護委員長

年　月　日

右を重要文化財に指定する。

種別	名称	員数	品質及び形状	寸法又は重量
文化財	明るい茶褐色（やや青み）の唐土	一	縦横に織込みたる	縦二百五十ミリメートル　横三百十ミリメートル

（裏）

記載上の注意

一　いずれも指定書の写（文化財保護委員会印）を添えること。

二　重要文化財について同一の所有者が数個の部分又は数点からなるときは、一括して指定することができる。この場合には、名称、員数、品質及び形状、寸法又は重量の欄に、それぞれ一括して指定した旨を記入すること。

三　重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、その旨を文化財保護委員会に届け出なければならない。

備考

一　用紙は、日本工業規格A列四番とすること。

二　文化財保護委員会印は、指定書の表の文化財保護委員会印の欄に押すこと。

所有者の住所	所有者の氏名	所有者の変更の年月日

所有者の住所	所有者の氏名	所有者の変更の年月日	所有者の住所	所有者の氏名	所有者の変更の年月日

号外

昭25.12.29.

右の規定の外、左の各項に該当するものでなければならない。

一　縫なわは、底折部を二重廻以上とし、且つ、底折込部の縫針数は二一以上とする。

二　四号かますは片方が五寸ずつの口なわをつけること。

三　五号かますは、二寸以内の耳毛を附すること。

四　六号かますは、三六薄むしろ二枚を丁字形に合せ、五辺を縫合せること。

附

一　織方は、打ちわら一本織、織違い一寸内外とするものとする。

二　織止は、三本編止めとするものとする。

三　長さは、五分以内の長短は差し支えない。

四　一号特かます及び一号かますの幅は、特別の事情がある場合は、当分の間、二尺八寸以上二尺九寸以内でも差し支えない。

五　一号特かます及び一号かます以外のかますの幅は、五分以内の広狭は差し支えない。

六　幅が規格に該当しているときは、特別の事情がある場合には、縦目数を表示すれば、当分の間、縦なわが二本以内少くても差し支えない。

七　四号かます以外のかますは、口なわをつけたものでも差し支えない。

八　一号かます三等及び二号かます三等はき当なわを使わず「みしん」縫としたものでも差し支えない。

九　二号かます一等は、口開きをつけないものでも差し支えない。

十　一号かます二等の重量は、織わら数一尺当り平均一八〇本以上のものについては五〇〇匁以上、三号かます一等の重量は、織わら数一尺当り平均一八〇本以上のものについては四六〇匁以上、二等の重量は、織わら数一尺当り平均一八〇本以上のものについては四〇〇匁以上、二等特かます一等の重量は、織わら数一尺当り平均二〇〇本以上のものについては四六〇匁以上、二等の重量は、織わら数一尺当り平均一八〇本以上のものについては四〇〇匁以上あるものでも差し支えない。

十一　結束は、十枚を一束とし直径二分五厘以上の荷造なわで、二箇所二廻り十分強くくくり男結びとするものとする。

十二　品名、等級及び縦目数の異なるものを混ぜて結束してはならない。

十三　幅二尺五分未満のもの若しくは三尺をこえるもの又は長さ三尺九寸五分未満のもの若しくは六尺五分をこえるものは規格外とする。

むしろ（皆川むしろを除く。）

品名	等級区分	縦目	幅	長さ（耳組又は耳止）	耳毛の長さ	重量	摘要
大幅厚むしろ	一等	二一以上	三・一五尺	六・五尺	片側四〇以上	一、一〇〇以上 匁	（織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	片側三・〇以上	一、〇〇〇〃	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	〃	一等及び二等に該当しないもの
大幅敷むしろ	一等	二二以上	六・三尺	一〇〇以上	〃	八〇〇以上	（織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	九〇〃	〃	七五〇〃	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	〃	一等及び二等に該当しないもの

品名	等級区分	縦目	幅	長さ（耳止）	耳毛の長さ	重量	摘要
三六農用むしろ	一等	二二以上	三・〇〇尺	六・〇尺	九五以上	七五〇以上 匁	（織込み、耳止、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	〃	七〇〇〃	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	〃	一等及び二等に該当しないもの
三六厚むしろ	一等	二一以上	〃	〃	〃	五五〇以上	（織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	〃	五〇〇〃	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	〃	一等及び二等に該当しないもの
三六厚むしろ	一等	一九以上	〃	〃	〃	四〇以上	（織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	〃	三五〇〃	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	〃	一等及び二等に該当しないもの
五八農用むしろ	一等	二〇以上	〃	〃	〃	九〇以上	（織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	〃	八五〇〃	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	〃	一等及び二等に該当しないもの
五八むしろ	一等	二〇以上	〃	〃	〃	五三以上	（織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	〃	五二〇以上	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	四八〇〃	一等及び二等に該当しないもの
五八特殊農用むしろ	一等	二二以上	二・八五	五・八以上	三〇以上	七五〇以上 匁	（織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	三・〇以上	七〇〇〃	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	〃	一等及び二等に該当しないもの
三六厚むしろ	一等	二一以上	三・〇〇	六・〇	九五以上	七五〇以上 匁	（織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	〃	七〇〇〃	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	〃	一等及び二等に該当しないもの
三六厚むしろ	一等	一九以上	〃	〃	〃	五五〇以上	（織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	〃	五〇〇〃	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	〃	一等及び二等に該当しないもの
五八農用むしろ	一等	二〇以上	〃	〃	〃	九〇以上	（織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	〃	八五〇〃	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	〃	一等及び二等に該当しないもの
五八むしろ	一等	二〇以上	〃	〃	〃	五三以上	（織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	〃	五二〇以上	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	四八〇〃	一等及び二等に該当しないもの
五八特殊農用むしろ	一等	二二以上	二・八五	五・八以上	三〇以上	七五〇以上 匁	（織込み、耳組、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	三・〇以上	七〇〇〃	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	〃	一等及び二等に該当しないもの
三六むしろ	一等	二一以上	三・〇〇	六・〇	九五以上	七五〇以上 匁	（織込み、耳止、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	〃	七〇〇〃	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	〃	一等及び二等に該当しないもの
三六むしろ	一等	一九以上	〃	〃	〃	五五〇以上	（織込み、耳止、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	〃	五〇〇〃	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	〃	一等及び二等に該当しないもの
五八むしろ	一等	二〇以上	〃	〃	〃	五三以上	（織込み、耳止、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	〃	五二〇以上	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	四八〇〃	一等及び二等に該当しないもの
大幅むしろ	一等	二一以上	三・〇〇	六・〇	一二以上	七〇〇以上 匁	（織込み、耳止、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	四・〇以上	六〇〇〃	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	〃	一等及び二等に該当しないもの
三六むしろ	一等	一九以上	〃	〃	一二以上	四五〇以上 匁	（織込み、耳止、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	四・〇以上	三五〇〃	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	〃	一等及び二等に該当しないもの
三七むしろ	一等	一九以上	〃	〃	一四以上	五五〇以上 匁	（織込み、耳止、仕上げ、品質及び色沢が優良できずがほとんどなく乾燥良好なもの）
	二等	〃	〃	〃	四・〇以上	五〇〇〃	一等に次ぐもの
	等外	〃	〃	〃	〃	〃	一等及び二等に該当しないもの

九　三六厚むしろ及び三六薄むしろについては、織止は三本編止めとするものとする。但し、片側三寸以内の耳毛を附したものも差し支えない。

十　毛大幅むしろ、毛三六むしろ、毛三七むしろ、毛三九むしろ、毛五八むしろ、毛六〇むしろ、毛五五むしろ及び毛四八むしろについては、織止は両端及び中央二箇所以上とするものとする。

十一　結束は、十枚又は五枚を一束とし、直径二分五厘以上の荷造なわで、縦二箇所二廻り十分強くくくり男結びとするものとする。

十二　品名、等級及び縦目数の異なるものを混ぜて結束してはならない。

十三　幅二尺五寸五分未満のもの若しくは三尺二寸をこえるもの又は長さ四尺七寸未満のもの若しくは九尺一寸をこえるものは規格外とする。

玉なわ（みごなわ、三子なわ、つなの子なわを除く。）

品名	区分	直径	尺間より数	貫建 大玉	貫建 中玉	貫建 小玉	尺建 大玉	尺建 中玉	尺建 小玉	備考
		分		貫	貫	貫	尺	尺	尺	
一分五厘荷造なわ	一等、二等、四等、等外	一・五	七	三、〇〇〇	二、五〇〇	二、〇〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	一　尺間より数、一玉の重量又は長さが規定に達しないものは等外とする。 二　玉なわは、特によく打つたわらを用い、元よりや緩く施したものでなければならない。 三　堅なわは、特によく打つたわらを用い、元より堅なわより強く十分に施すものでなければならない。
二分荷造なわ	〃	二・〇	五	三、〇〇〇	二、五〇〇	二、〇〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	
二分五厘荷造なわ	〃	二・五	六	三、五〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	九六〇	
三分荷造なわ	〃	三・〇	八	三、五〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	九六〇	
三分五厘荷造なわ	〃	三・五	一〇	三、五〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	九六〇	
四分荷造なわ	〃	四・〇	一六	三、五〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	九六〇	
五分荷造なわ	〃	五・〇	二三	三、五〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	九六〇	
六分荷造なわ	〃	六・〇	三二	三、五〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	九六〇	
七分荷造なわ	〃	七・〇	四二	三、五〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	九六〇	
三分五厘たる掛なわ	〃	三・五	一〇	三、五〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	九六〇	
四分たる掛なわ	〃	四・〇	一六	三、五〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	九六〇	
二分堅なわ	一、二、三、等外	二・〇	五	三、一〇〇	二、六〇〇	二、一〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	
二分五厘堅なわ	〃	二・五	八	三、一〇〇	二、六〇〇	二、一〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	
三分堅なわ	〃	三・〇	一二	三、一〇〇	二、六〇〇	二、一〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	
三分五厘堅なわ	〃	三・五	一八	三、一〇〇	二、六〇〇	二、一〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	
四分堅なわ	〃	四・〇	二五	三、一〇〇	二、六〇〇	二、一〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	
五分堅なわ	〃	五・〇	三九	三、一〇〇	二、六〇〇	二、一〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	
六分堅なわ	〃	六・〇	五五	三、一〇〇	二、六〇〇	二、一〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	
七分堅なわ	〃	七・〇	七四	三、一〇〇	二、六〇〇	二、一〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	

荷造なわ及びたる掛なわ等級標準

等級標準

一　等　ない方が均整であつて、品質及び色沢が優良で、仕上げ操作を施したもの（仕上げ操作を施したものと同程度のものを含む。）で乾燥良好なもの

二　等　ない方がほぼ均整であつて、品質及び色沢が良好で、仕上げ操作を施したもの（仕上げ操作を施したものと同程度のものを含む。）で乾燥良好なもの

三　等　仕上げ操作を施さないもので、ない方が均整であつて、品質及び色沢が優良で乾燥良好なもの又は仕上げ操作を施したもので、ない方がほぼ均整であつて、品質及び色沢が優良でやや良好で乾燥良好なもの

四　等　仕上げ操作を施さないもので、ない方がほぼ均整であつて、品質及び色沢並びに乾燥良好なもの又は仕上げ操作を施したもので、ない方並びに品質及び色沢が不良でなく乾燥良好なもの

等外　一等、二等、三等及び四等に該当しないもの

号外

昭25.12.29.

堅なわ等級標準

等級	標準
一等	（わら打及び元よりを十分に施したもので、ない方が均整であつて、仕上げ操作を施したもの（仕上げ操作を施したものと同程度のものを含む。）で乾燥良好なもの（わら打及び元よりを十分に施したもので、ない方がほぼ均整であつて、仕上げ操作を施したものと同程度のものを含む。）で乾燥良好なもの（仕上げ操作を施したものと同程度のものを含む。）で乾燥良好なもの（仕上げ操作を施さないもので、ない方が均整であつて、品質及び色沢が優良で乾燥良好なもの又は仕上げ操作を施したもので、ない方がやや不均整であつて、品質及び色沢がやや良好で乾燥良好なもの（仕上げ操作を施さないもので、ない方がほぼ均整であつて、品質及び色沢並びに乾燥良好なもの又は仕上げ操作を施したもので、ない方並びに品質及び色沢が不良でなく乾燥良好なもの
二等	（わら打及び元よりを十分に施したもので、ない方が均整であつて、仕上げ並びに品質及び色沢が優良で乾燥良好なもの（わら打及び元よりを十分に施したもので、ない方がほぼ均整であつて、仕上げ、品質及び色沢並びに乾燥良好なもの
三等	二等に次ぐもの
四等	外一等、二等及び三等に該当しないもの

堅なわ等級標準

等級	標準
一等	（わら打及び元よりを十分に施したもので、ない方が均整であつて、仕上げ並びに品質及び色沢が優良で乾燥良好なもの（わら打及び元よりを十分に施したもので、ない方がほぼ均整であつて、仕上げ、品質及び色沢並びに乾燥良好なもの
二等	一等に次ぐもの
三等	外一等、二等及び三等に該当しないもの

附

一　より数の公差は、荷造なわ、たる掛なわ、四分堅なわ、五分堅なわ、六分堅なわ及び七分堅なわは、増減二より、二分堅なわ、二・五分堅なわ、三分堅なわ及び三・五分堅なわは、増減三より以内のものは差し支えない。

二　一玉の重量は、右表のそれぞれの重量をこえるものがあつても、同表の重量のものとみなす。

三　結束は、同種なわ又は直径三分以上のなわで、中央穴を通し三箇所二廻り以上を強くくくり男結びとするものとする。

四　品名及び等級の異なるものを混ぜて梱包してはならない。

五　荷造なわ及び堅なわの直径七分をこえるもの並びにたる掛なわの直径三分五厘未満のもの及び四分をこえるものは、規格外とする。

束なわ（みごなわ、三子なわ、つなの子なわを除く。）

品名	等級区分	直径	尺間より数	巻わく一わの巻数	一束の長さ	一束の巻数は	備考
一分五厘荷造なわ	一、二、三等	一・五分	二三	一・五尺	四〇	一〇二、〇〇〇尺	尺間より数及び一束の長さが規定に達しないものは等外とする。
二分荷造なわ	四等外	二・〇	一二	〃	〃	〃	
二分五厘荷造なわ	〃	二・五	一八	〃	〃	〃	
三分荷造なわ	〃	三・〇	一六	〃	三〇	一、五〇〇 二	堅なわは、特によく打つたわらを用い、元よりを強く十分に施し漁業用に適するものでなければならない。
三分五厘荷造なわ	〃	三・五	一五	〃	〃	〃	
四分荷造なわ	〃	四・〇	一四	〃	二〇	一、〇〇〇	
五分荷造なわ	〃	五・〇	一〇	〃	〃	〃	
六分荷造なわ	〃	六・〇	八	〃	〃	〃	
七分荷造なわ	〃	七・〇	七	〃	一五	七五〇	
一分五厘堅なわ	一、二、三等外	一・五	三八	〃	四〇	二、〇〇〇	
二分堅なわ	〃	二・〇	三六	〃	〃	〃	
二分五厘堅なわ	〃	二・五	三三	〃	三〇	一、五〇〇	
三分堅なわ	〃	三・〇	三〇	〃	〃	〃	
四分堅なわ	〃	四・〇	二八	〃	二〇	一、〇〇〇	
五分堅なわ	〃	五・〇	二五	〃	〃	〃	
六分堅なわ	〃	六・〇	二二	〃	〃	〃	
七分堅なわ	〃	七・〇	二〇	〃	〃	〃	
			一八	〃	一五	七五〇	

印刷庁
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

官報

号外（第二百三十八号）

目次

○地方鉄道運転規則　一
省令
○通運事業調査規則　一二

省令

◎運輸省令第九十九号

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第一條の規定に基き、地方鉄道運転規則を次のように定める。

昭和二十五年十二月二十九日

運輸大臣　山崎　猛

地方鉄道運転規則

目次

第一章　総則（第一條―第五條）
第二章　係員（第六條―第九條）
第三章　施設及び車両
第一節　施設（第十條―第三十條）
第二節　車両（第三十一條―第四十九條）
第四章　運転
第一節　列車の組成（第五十條―第五十八條）
第二節　列車の運転（第五十九條―第七十三條）
第三節　車両の入換（第七十四條―第七十九條）
第四節　転てつ器の取扱（第八十條・第八十一條）
第五節　車両の留置（第八十二條・第八十三條）
第六節　運転速度（第八十四條―第八十七條）
第五章　閉そく
第一節　総則（第八十八條―第百）
第二節　常用閉そく方式（第百一條―第百六條）
第三款　連動閉そく式（第百一條）
第四款　タブレット閉そく式（第百五條―第百十二條）
第五款　票券閉そく式（第百十三條―第百十四條）
第六款　スタフ閉そく式（第百十五條・第百十六條）
第三節　代用閉そく方式
第一款　通信式（第百十七條―第百二十三條）
第二款　指導通信式（第百二十四條―第百二十五條）
第三款　指導式（第百二十六條―第百二十九條）
第四節　閉そく準用法
第一款　隔時法（第百三十條―第百三十二條）
第二款　票券隔時法（第百三十三條・第百三十四條）
第三款　指導隔時法（第百三十五條・第百三十六條）
第四款　伝令法（第百三十七條―第百三十八條）
第六章　鉄道信号
第一節　総則（第百三十九條―第百四十四條）
第二節　信号（第百四十五條―第百六十六條）
第一款　通則（第百四十五條―第百四十六條）
第二款　常置信号機（第百四十七條―第百五十四條）
第三款　臨時信号機（第百五十五條―第百五十六條）
手信号（第百五十七條―第百五十八條）
第四款　特殊信号（第百五十九條―第百六十條）
第五款　合図（第百六十一條―第百六十七條）
第三節　標識（第百六十八條―第百七十條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この規則は、地方鉄道の運転を規律して、輸送を安全、正確且つ迅速に行うことにより、その使命の達成を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（この規則の適用と例外の取扱）

第二條　地方鉄道の運転は、この規則の定めるところによつてしなければならない。但し、特別の事由がある場合には、所管陸運局長を経由し、運輸大臣の許可を受けてこの規則の定めるところによらないことができる。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

2　前項但書の許可には、条件及び期限を附することができる。

3　第一項但書により許可を受けた事項を廃止しようとするときは、その事由及び実施期日を記載し、あらかじめ運輸大臣に届け出なければならない。但し、前項により期限を附した場合はこの限りでない。

（細則の制定届出）

第三條　この規則に定める事項及び前條第一項但書によつて許可を受けた事項を実施しようとするときは、施設及び車両の整備並びに運転取扱に関する細則を定め実施期日をあらかじめ所管陸運局長に届け出なければならない。これを変更するときもまた同様とする。

3　前項の細則は、運輸大臣が基準を定めたときは、これに従つて定めなければならない。

（用語の意味）

第四條　この規則の用語の意味は、左の通りとする。

一　「列車」とは、停車場、停留場又は信号所外の線路を運転する目的で仕立てた車両をいう。

二　「閉そく」とは、一定の区域に一列車の外、他に列車を同時に運転させないことをいう。

三　「標準こう記」とは、隣接する停車場、停留場又は信号所間で一キロメートルを隔てた二地点を結ぶこう配のうち最急のものをいう。但し、隣接する停車場、停留場又は信号所間の距離が一キロメートルに満たないときは、その中心を結ぶこう配をいう。

（停車場等の境界）

第五條　停車場、停留場又は信号所内外の境界は、左の通りとする。

一　場内信号機

二　場内信号機の位置が防護区域を示すことができない場合には、その防護区域を示す標

三　場内信号機がない場合は、停車場、停留場又は信号所の区域を示す標

第二章　係員

（運転の安全確保）

第六條　列車又は車両の運転にあたつては、鉄道係員の知識技能並びに運転関係の設備を総合活用して、その安全確保に努めなければならない。

（知識技能の保有）

第七條　鉄道係員は、列車又は車両を安全に運転するために充分な知識技能を保有しなければならない。

（心身異常の場合の処置）

第八條　鉄道係員が心身の状態によつて、その知識技能を充分に発揮できないと認められるときは、乗務その他直接運転の安全に関係する職務に従事させてはならない。

（係員に対する監督）

第九條　鉄道係員を監督する職にある者は、鉄道係員に対し列車の運転中その他適宜なときに運転上必要な指示を与える等適切な監督をしなければならない。

第三章　施設及び車両

第一節　施設

（線路の整備）

第十條　線路は、所定の速度で列車又は車両を安全に運転させることができる状態に保持しなければならない。

2　本線路が一時前項の状態でないときは、信号によりこれを表わし、特に注意を必要とする箇所は、これを監視しなければならない。

（本線路の巡視）

第十一條　本線路は、毎日少くとも一回巡視しなければならない。

2　本線路に被害の虞あるときは、これを監視しなければならない。

（軌道の検査）

第十二條　軌道は、一年に少くとも一回検査しなければならない。

（線路建造物の検査）

第十三條　橋、トンネル、転車台その他の線路建造物は、二年ごとに少くとも一回検査しなければならない。

（新設線路、休止線路等の検査）

第十四條　新設、改築又は修理をした線路及び一時使用を休止した線路は、検査をし、且つ、試運転をした後でなければこれを使用してはならない。但し、本線路の改築又は修理であつて軽易な場合及び使用を休止した期間が一月以内の場合並びに側線に対しては、試運転を省略することができる。

（電力設備の整備）

第十五條　列車運転のための電力設備は、所定の速度で列車又は車両を安全に運転させることができる状態に保持しなければならない。

（電車線路の巡視）

第十六條　電車線路で本線路に関係のあるものは、毎日少くとも一回巡視しなければならない。

（電力設備の検査）

第十七條　電車線路、開閉器、自動しや断器及び避雷器並びに発電所、変

印刷庁
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

号外

昭25.12.29.

電所等の保護通動装置その他の電力設備の重要部分は、一年に少くとも一回検査しなければならない。

2　前項に規定するものを除く電力設備は、二年ごとに少くとも一回検査しなければならない。

（新設電力設備、休止電力設備等の検査）

第十八條　新設、改造又は修理をした電力設備及び一時使用を休止した電力設備は、検査をし、且つ、試運転をした後でなければ使用してはならない。但し、改造又は修理であつて軽易な場合及び使用を休止した期間が一月以内の場合は、試運転を省略することができる。

（通信設備の整備）

第十九條　通信設備は、常に通信できる状態に保持しなければならない。

（通信設備の検査）

第二十條　通信設備は、一年に少くとも一回検査しなければならない。

（新設等の通信設備の検査）

第二十一條　新設、改造又は修理をした通信設備は、検査した後でなければ使用してはならない。

（保安装置の整備）

第二十二條　信号装置、連動装置、転てつ装置及び閉そく装置（以下「保安装置」という。）は、完全な状態に保持しなければならない。

（保安装置の検査）

第二十三條　保安装置は、一年に少くとも一回検査しなければならない。

（新設等の保安装置の検査）

第二十四條　新設、改造又は修理をした保安装置は、検査した後でなければ、これを使用してはならない。

（絶縁抵抗及び絶縁耐力試験）

第二十五條　新設、改造又は修理をした電力設備、通信設備及び保安装置は、電気回路の絶縁耐力試験をした後でなければこれを使用してはならない。但し、改造又は修理であつて軽易な場合及び三百ボルト以下の電気回路に対しては、これを省略することができる。

（電力設備等の計器の検査）

第二十六條　電力設備、通信設備及び保安装置に附属する計器は、一年に少くとも一回検査しなければならない。

（計器検査の標記）

第二十七條　前條の規定による検査をしたときは、その年月日及び場所を計器に標記しなければならない。

（踏切道の安全設備）

第二十八條　相当な時間にわたつて交通のひん繁な踏切道においては、踏切しや断装置又は警報装置その他の方法によつて通行人に注意を与えなければならない。

（障害物）

第二十九條　建築限界内には物を置いてはならない。但し、工事上の作業に臨時に必要な物で、列車又は車両の運転に支障がないときは、この限りでない。

2　建築限界内にくずれてくる虞のある物は、建築限界外であつても置いてはならない。

（検査及び試験の記録）

第三十條　第十二條から第十四條まで、第十七條、第十八條、第二十條、第二十一條及び第二十三條から第二十六條までの規定によつて検査又は試験を施行したときは、その年月日及び成績を記録しておかなければならない。

第二節　車両

（車両の整備）

第三十一條　車両は、安全に運転することができる状態でなければ、これを使用してはならない。

2　製作車両等の検査）

第三十二條　製作し、又は購入した車両、重要な改造又は修理をした電力設備及び保安装置は、電気回路の絶縁耐力試験をした後でなければこれを使用してはならない。但し、改造又は修理であつて軽易な場合及び三百ボルト以下の電気回路に対しては、これを省略することができる。

（電力設備等の計器の検査）

第二十六條　電力設備、通信設備及び保安装置に附属する計器は、一年に少くとも一回検査しなければならない。

（計器検査の標記）

第二十七條　前條の規定による検査をしたときは、その年月日及び場所を計器に標記しなければならない。

（踏切道の安全設備）

第二十八條　相当な時間にわたつて交通のひん繁な踏切道においては、踏切しや断装置又は警報装置その他の方法によつて通行人に注意を与えなければならない。

（障害物）

第二十九條　建築限界内には物を置いてはならない。但し、工事上の作業に臨時に必要な物で、列車又は車両の運転に支障がないときは、この限りでない。

2　建築限界内にくずれてくる虞のある物は、建築限界外であつても置いてはならない。

（検査及び試験の記録）

第三十條　第十二條から第十四條まで、第十七條、第十八條、第二十條、第二十一條及び第二十三條から第二十六條までの規定によつて検査又は試験を施行したときは、その年月日及び成績を記録しておかなければならない。

第二節　車両

（車両の整備）

第三十一條　車両は、安全に運転することができる状態でなければ、これを使用してはならない。

2　製作車両等の検査）

第三十二條　製作し、又は購入した車両、重要な改造又は修理をした車両及び六箇月以上使用を休止した車両は、検査をし、且つ、試運転をした後でなければ、これを使用してはならない。

2　蒸気機関車及び汽動車で、製作し、又は購入したもの及びその汽かんに重要な改造又は修繕をしたものは、前項の規定による検査及び試運転の外、水圧試験をもしなければならない。

3　電気機関車、蓄電池機関車、電車及び蓄電池電車で製作し、又は購入したもの及びその電気装置に重要な改造又は修繕をしたものは、第一項の規定による検査及び試運転の外、絶縁耐力試験をもしなければならない。

（車両の全般検査）

第三十三條　車両は、左の各号に定める期間ごとに少くとも一回その要部を解体して全般にわたつて検査をし、汽かんに対しては水圧試験を、電気装置に対しては絶縁耐力試験をした後試運転をしなければならない。

一　蒸気機関車及び汽動車　四年

二　電気機関車、蓄電池機関車、電車及び蓄電池電車　三年

三　内燃機関車及び内燃動車　二年

四　客車　三年

五　貨車

2　鋼製の貨車で、その状態が良好なものにあつては、製作後五年まで前項の全般検査及び試運転を省略することができる。

（蒸気機関車等の重要部検査）

第三十四條　蒸気機関車及び汽動車の動力発生装置、弁装置、動力伝達装置、台車、制動装置、バネ装置、連結装置、計器等は一年に少くとも一回、その要部分を分解して検査をしなければならない。この場合において、汽かんに対しては水圧試験をしなければならない。

（蒸気機関車等の各部の状態及び作用の検査）

第三十五條　蒸気機関車及び汽動車の火室、火ごうし装置、溶栓、かん内部、燃室、煙室内部、脇路装置、汽筒、注水器内部、安全弁、制動装置等の各部の状態及び作用については、四十日ごとに少くとも一回検査しなければならない。

（電気機関車等の重要部検査）

第三十六條　電気機関車、蓄電池機関車、電車及び蓄電池電車の集電装置、主電動機、補助回転機、制御装置、台車、制動装置、連結装置、計器等は一年に少くとも一回、その要部分を分解して検査しなければならない。

（電気機関車等の各部の状態及び作用の検査）

第三十七條　電気機関車、蓄電池機関車、電車及び蓄電池電車の集電装置、主電動機、補助回転機、制御装置、台車、制動装置、連結装置、戸閉装置、蓄電池、車体等の各部の状態及び作用については、一箇月に少くとも一回検査しなければならない。

（内燃機関車等の重要部検査）

第三十八條　内燃機関車及び内燃動車の機関、機関附属装置、動力伝達装置及び制御装置は六箇月ごとに、台車、制動装置、連結装置、計器等は一年に少くとも一回その重要部分を分解して検査しなければならない。

（内燃機関車等の各部の状態及び作用の検査）

第三十九條　内燃機関車及び内燃動車の機関、機関附属装置、動力伝達装置、制御装置、台車、制動装置、連結装置、車体等の各部の状態及び作用については、一箇月に少くとも一回検査しなければならない。

（客貨車の空気制動機の検査）

第四十條　客車及び貨車の空気制動機は、九箇月ごとに少くとも一回分解して検査しなければならない。

（客貨車各部の状態及び作用の検査）

第四十一條　客車及び貨車は、その各部の状態及び作用については、五十日ごとに少くとも一回検査しなければならない。

（組成車両の要部の検査）

第四十二條　列車を組成する車両は、毎日少くとも一回その要部を検査しなければならない。

（絶縁抵抗試験）

第四十三條　第三十二條から第三十六條まで及び第三十九條までの規定による検査をするときは、電気回路に対する絶縁抵抗の測定をもしなければならない。

（水圧試験）

第四十四條　第三十二條から第三十四條までの規定による水圧試験は、標準圧力計を使用し、汽かんの最高使用圧力にその三割五分以上を増加した水圧を用い、これを五分時以上持続させて行うものとする。

（絶縁耐力試験）

第四十五條　第三十二條及び第三十三條の規定による絶縁耐力試験は、最大使用電圧にその六割五分以上を増加した電圧を用い、これを一分時以上持続させて行うものとする。

（消火器の備付）

第四十六條　運転室を有する車両（蒸気機関車を除く。）の運転室及び客扱又は荷扱のため乗務する係員の車室には、消火器を備え付けなければならない。但し、一車両を通じて一個とすることができる。

（車両検査の標記）

第四十七條　第三十三條の規定による検査をしたときは、その年月を車両に標記しなければならない。

（計器検査の標記）

第四十八條　第三十四條、第三十六條及び第三十八條の規定により計器を検査したときは、その年月日及び場所をこれに標記しなければならない。

（検査及び試験の記録）

第四十九條　第三十二條から第四十一

條まで及び第四十三條の規定によつて検査又は試験を施行したときは、その年月日及び成績を記録しておかなければならない。

第四章　運転

第一節　列車の組成

（列車の最大両数）

第五十條　列車の最大両数は、列車を組成する車両の台わく及び連結装置の強度に応じて、これを定めなければならない。

（動力車のけん引定数）

第五十一條　動力車のけん引定数は、その性能及び列車の種類に応じてこれを定めるものとし、列車を組成するときはそのけん引定数をこえてはならない。

（組成車両の連結）

第五十二條　列車を組成する車両は、これを相互に連結しなければならない。

（列車の非常制動距離）

第五十三條　非常制動による列車の制動距離は、六百メートル以下としなければならない。但し、三位式信号機を使用する区間以外の区間にあつては、四百メートル以下とする。

（列車の制動軸数）

第五十四條　毎時六十五キロメートルをこえる速度で運転する列車は、貫通制動機を使用し、その列車の連結軸数百に対し八十以上の割合の制動軸を備えなければならない。但し、動力車一両のみの列車は、貫通制動機以外の動力制動機を使用することができる。

2　前項以外の列車に対しては、線路の標準こう配及び速度に応じて必要な連結軸数に対する制動軸数の割合を定め、且つ、その割合以上の制動軸を備えなければ、これを運転してはならない。

（列車制動力の均等）

第五十五條　列車を組成するときは、その全長にわたつて制動力がなるべく均等となるように、車両を配置しなければならない。

（動力車の連結位置）

第五十六條　列車を運転するための動力車は、左の各号の一に該当する場合を除く外列車の最前部に連結しなければならない。

一　総括制御法により運転するとき。

二　補助動力車として使用するとき。

三　推進運転をするとき。

（列車の最後部の車両）

第五十七條　列車の最後部（推進運転をするときは最前部）には、左の車両を連結しなければならない。

一　貫通制動機を使用する列車については制動筒を装置してある車両。但し、自動閉そく式を施行する区間を運転する列車に対しては制動筒、車掌弁及び圧力計を装置してある車両

二　前号以外の列車に対しては、手用制動機を装置してある車両

2　前項第一号但書又は第二号の車両には、制動機取扱者を乗り込ませて、制動機を取り扱わせなければならない。

3　貨車又は列車の中部に連結することができない車両は、一両に限り、第一項第一号又は第二号の車両の後部（推進運転をするときは前部）に連結することができる。この場合貨車にあつては旅客列車以外の列車に連結しなければならない。

4　工事列車、救援列車、排雪列車及び動力車のみの列車は、第一項及び第二項の規定によらないことができる。

（列車の制動機の試験）

第五十八條　列車を組成したとき又はその組成を変更したときは、その列車を出発させる前に制動機の機能を試験しなければならない。

第二節　列車の運転

（本線路の運転）

第五十九條　車両は、これを列車としなければ、停車場、停留場又は信号所外の本線路を運転してはならない。但し、車両の入換をするときは、この限りでない。

（列車の発着時刻）

第六十條　列車は、原則として所定の発着時刻により運転しなければならない。

（運転整理）

第六十一條　列車の運転順序変更、運変更、取消等の運転整理を必要とするときは、その都度運輸長又は運輸長の指定する運転整理担当者の指令によつてこれを行うものとする。

（列車の左側運転）

第六十二條　上下列車を区別して運転する一対の線路では、列車は左側の線路を運転しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　退行運転をするとき。

二　工事列車、救援列車又は排雪列車を運転するとき。

三　停車場又は信号所内を運転するとき。

（列車の推進運転）

第六十三條　列車は、左の各号の一に該当する場合を除く外、推進運転をしてはならない。

一　列車又は線路に故障があるとき。

二　工事列車、救援列車又は排雪列車を運転するとき。

三　停車場、停留場又は信号所内の構外の本線路の途中から分岐する側線との間を運転するとき。

（動力車の操縦位置）

第六十四條　動力車は、故障の場合及び退行運転をする場合を除きその前位の運転台で操縦しなければならない。

2　総括制御法により運転する列車は、故障の場合及び退行運転をする場合を除き、その最前部で操縦しなければならない。

（列車の退行運転）

第六十五條　列車は、左の各号の一に該当する場合を除く外退行運転をしてはならない。

一　列車又は線路に故障があるとき。

二　工事列車、救援列車又は排雪列車を運転するとき。

2　前項各号の場合であつても、左の各号の一に該当する場合を除く外自動閉そく式を施行する区間を運転する列車にあつては閉そく区間の、隔時法により運転する列車にあつては隔時法を施行する区間の、票券隔時法により運転して通券を使用する列車にあつては票券隔時法を施行する区間の、指導隔時法により運転して指導券を使用する列車にあつては指導隔時法を施行する区間の途中から退行してはならない。

一　退行を予定しているとき。

二　電話によるか、又は適任者を走らせて後方の停車場、停留場又は信号所の閉そく取扱者の指示を受けたとき。

三　閉そく区間又は隔時法、票券隔時法、若しくは指導隔時法を施行する区間をこえない範囲内での退行であつて、その退行の範囲の外方適当な距離を隔てた地点に停止手信号を現示して、後続列車を停止させる手配をしたとき。

（停車場、停留場以外の客貨取扱）

第六十六條　列車は停車場又は停留場外の本線路の途中で、旅客又は貨物の取扱をするために停止してはならない。

（列車の同時発着）

第六十七條　二以上の列車が、到着し又は出発する場合相互に支障する虞があるときは、二以上の列車を同時に進入させ又は進出させてはならない。

（続行列車に対する注意喚起）

第六十八條　自動閉そく式又は隔時法を施行する区間を運転する列車及び票券隔時法又は指導隔時法を施行する区間で、通券又は指導券を携帯して運転する列車は、その区間の途中で停車した場合において、続行する列車が接近したときは、これを停止させる手配をしなければならない。（先行列車に接近した列車の運転）

第六十九條　自動閉そく式を施行する区間を運転する列車が先行の列車に接近したために停止したときは、先行の列車が進行を開始した後一分時を経過しなければ進行してはならない。

2　隔時法、票券隔時法又は指導隔時法を施行する区間を運転する列車が先行の列車に接近したために停止したときは、先行の列車が進行を開始した後五分時を経過しなければ進行してはならない。

（線路閉鎖）

第七十條　工事のため線路を閉鎖する必要が生じたときは、運輸長又は運輸長の指定する運転整理担当者の指令によつて、これをしなければならない。

（トロリーの取扱方）

第七十一條　列車の間合でトロリーを使用するときの取扱方法は、あらかじめ定めておかなければならない。

（暴風時の処置）

第七十二條　風速が毎秒三十メートル以上になつたと認められる場合は、列車の運転を一時中止するものとする。

（運転状況の記録）

第七十三條　始発停車場、終着停車場及び主要停車場においては、列車の運転に関し左の事項を記録しておかなければならない。

一　列車の組成

二　実際発着時刻

三　早着又は遅着発の時分及びその理由

四　その他必要な事項

号外

昭25.12.29.

第三節　車両の入換

（入換運転）

第七十四條　車両の入換は、入換信号機又は入換合図によつて、これをしなければならない。

2　定例となつている車両の入換は、線路及び区間を定め、且つ、入換標識の表示に従つてこれをするときは、前項の規定によらないことができる。この場合においては、車両の運転を開始する前にその区間に支障がないことを確め、且つ、車両の運転を開始する時機を指示しなければならない。

（入換の禁止）

第七十五條　閉そく式に承認を与えたとき又はこれを与えることができない閉そく方式若しくは閉そく準用法を施行しているときは、列車の進行してくる方向に対して停車場、停留場又は信号所外の本線路を支障する車両の入換をしてはならない。但し、やむを得ない事由のある場合で相当の防護をしたときは、この限りでない。

（突放入換の禁止）

第七十六條　車両は、適度に制動することができる場合の外突放入換をしてはならない。

第七十七條　旅客の乗り込んでいる車両又は火薬類その他危害を生ずる虞ある貨物を積載している車両は、これを突放し、又はこれに向つて他の車両を突放してはならない。

（入換作業の監視）

第七十八條　本線路を使用して車両の手押入換をするときは、これを監視しなければならない。

（列車の入換）

第七十九條　列車の入換をするときは、これを車両の入換として取り扱うものとする。

第四節　転てつ器の取扱

（転てつ器の定位）

第八十條　転てつ器は、左の各号の方向に開通して置くことをその定位としなければならない。

一　本線路と本線路とを分岐する転てつ器は、主要な本線路の方向。

二　本線路と側線とを分岐する転てつ器は、本線路の方向

三　本線路又は側線と安全側線とを分岐する転てつ器は、安全側線の方向

四　側線と側線とを分岐する転てつ器は、主要な側線の方向

五　脱線転てつ器は、脱線させる方向

（転てつ器の支持）

第八十一條　本線路における鎖錠されていない転てつ器を列車が対向して通過するときは、その取柄を支持しなければならない。

第五節　車両の留置

（留置車両の転動防止）

第八十二條　車両を留置するときは、不測の転動を防止するために必要な手配をして置かなければならない。

（動力車の留置）

第八十三條　動力のある動力車を留置するときは、その自動を防止するために必要な手配をして、これを看守しなければならない。

第六節　運転速度

（列車速度の最大限）

第八十四條　列車は、施設及び車両の構造に応じて定めた最高速度をこえて運転してはならない。

（下りこう配線の速度制限）

第八十五條　下りこう配線を運転する列車は、制動距離を考慮して定めた制限速度をこえて運転してはならない。

（曲線の速度制限）

第八十六條　曲線を通過する列車は、車両の安定度によつて定めた制限速度をこえて運転してはならない。

（推進運転の速度）

第八十七條　推進運転をする場合における列車の速度は、毎時二十五キロメートル以下としなければならない。但し、排雪列車を運転するときは、この限りでない。

（後位の運転台で操縦する場合の速度）

第八十八條　故障の場合に、列車の最前部に連結した動力車をその後位の運転台で操縦する場合及び総括制御法により運転する列車の最前部以外で操縦する場合における列車の速度は、毎時二十五キロメートル以下としなければならない。

（機関車を逆向きにして操縦する場合の速度）

第八十九條　炭水車附の機関車を逆向きにして操縦する場合における列車の速度は、毎時三十五キロメートル以下としなければならない。但し、この限りでない。

（退行運転の速度）

第九十條　列車又は線路の故障により退行運転をする場合における列車の速度は、毎時十五キロメートル以下としなければならない。

2　前項の場合を除き退行の為進運転の状態となる場合における列車の速度は、毎時二十五キロメートル以下としなければならない。

（入換の速度）

第九十一條　車両の入換をする場合における速度は、毎時二十五キロメートル以下としなければならない。但し、入換信号機による場合において、その速度は、毎時三十五キロメートル以下とすることができる。

（転てつ器通過の速度）

第九十二條　鎖錠されていない転てつ器を対向して通過する場合は、列車又は車両の速度は、毎時十五キロメートル以下としなければならない。但し、貨車のみの列車又は車両の速度は、毎時二十五キロメートル以下としなければならない。

（閉そく区間）

第一節　総則

第九十三條　閉そく準用法を施行する場合の速度は、毎時二十五キロメートル以下としなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　自動閉そく式を施行する区間で閉そく信号機に停止信号の現示箇所をこえて進行するとき。

二　閉そく準用法により列車を運転するとき。

三　閉そく区間内で列車を分割して運転するとき。

四　列車のある閉そく区間に他の列車を誘導するとき。

（閉そく方式の施行）

第九十四條　閉そく区間における列車の運転に対しては、常用閉そく方式を施行しなければならない。

2　前項の常用閉そく方式によることができない事由があるときは、代用閉そく方式を施行しなければならない。

（閉そく準用法の施行）

第九十五條　常用閉そく方式又は代用閉そく方式によることができない事由があるときは、閉そく準用法を施行しなければならない。

（閉そく方式、閉そく区間変更の指令）

第九十六條　事故のため閉そく方式又は閉そく区間を臨時に変更する必要が生じたとき及びこれを所定に復するときは、その都度運輸長又は運輸長の指定する運転整理担当者の指令によつて行わなければならない。

（閉そく方式の種類）

第九十七條　閉そく方式の種類は、左の通りとする。

一　常用閉そく方式

(一)　複線運転をするとき。

自動閉そく式

連動閉そく式

タブレット閉そく式

票券閉そく式

スタフ閉そく式

二　代用閉そく方式

(一)　複線運転をするとき。

通信式

(二)　単線運転をするとき。

指導通信式

指導式

（閉そく準用法の種類）

第九十八條　閉そく準用法の種類は、左の通りとする。

一　複線運転をするとき。

隔時法

伝令法

二　単線運転をするとき。

票券隔時法

指導隔時法

伝令法

（閉そくの取扱者）

第九十九條　閉そくは、駅長が取り扱わなければならない。但し、運輸長が駅長以外の者を指定したときは、その者に取り扱わせることができる。

第二節　常用閉そく方式

（自動閉そく式の條件）

第百條　自動閉そく式を施行する区間の信号機は、左の各号の一に該当する場合は、自動作用により停止信号を現示する装置のものとしなければならない。

一　閉そく区間に列車又は車両があるとき。

二　閉そく区間にある転てつ器が正当な方向に開通していないとき。

三　他の線路にある列車又は車両が分岐箇所又は交さ箇所で閉そく区間を支障しているとき。

四　閉そく装置に故障を生じたとき。

2　複線区間で自動閉そく式を施行する区間の信号機は、三位式としなければならない。

3　単線区間で自動閉そく式を施行する区間の信号機は、第一項の外、一方向の信号機に進行を指示する信号を現示したときは、その区間にある反対方向の信号機には停止信号を現示する装置のものとし、且つ、専用の電話機を備えなければならない。但し、その区間の運転の方向を列車が制御するときは、専用の電話機を備えないことができる。

（自動閉そく式施行の打合）

第百一條　単線区間で自動閉そく式を施行する区間の信号機は、第一項の外、一方向の信号機に進行を指示する信号を現示したときは、その区間にある反対方向の信号機には停止信号を現示する装置のものとし、且つ、専用の電話機を備えなければならない。但し、その区間の運転の方向を列車が制御するときは、専用の電話機を備えないことができる。

（双信閉そく式の條件）

第百二條　双信閉そく式を施行する閉そく区間にあつては、その両端の停車場、停留場又は信号所に一組の双信閉そく機を備えなければならない。

第百三條　双信閉そく機は、腕又は螢により左の標示をすることができる装置のものとし、且つ、電鈴及び専用の電話機を備えなければならない。

一　列車閉そく区間になし

二　列車閉そく区間にあり

第百四條　双信閉そく機は、列車を閉そく区間に進入させた停車場、停留場又は信号所において「列車閉そく区間にあり」の標示を変更することができない装置のものとしなければならない。

（双信閉そく式を施行する場合の承認）

第百五條　閉そく区間に列車を進入させるときは、あらかじめ相手の停車場、停留場又は信号所の承認を受けなければならない。

2　前項の承認は、その閉そく区間に列車又は車両がないことを確めた後でなければ、これを与えることはできない。

第三款　連動閉そく式

（連動閉そく式の條件）

第百六條　連動閉そく式を施行する区間の出発信号機は、左の各号の一に該当する場合は、自動作用により停止信号を現示する装置のものとしなければならない。

一　閉そく区間に列車又は車両があるとき。

二　閉そく装置に故障が生じたとき。

第百七條　連動閉そく式を施行する区間の出発信号機は、前條の装置の外、その閉そく区間の両端の停車場又は信号所の一方が出発信号機を進行信号を現示したときは、相手の停車場又は信号所の出発信号機に進行信号を現示することができない装置のものとし、且つ、専用の電話機を備えなければならない。

（準用規定）

第百八條　第百一條の規定は、連動閉そく式を施行する場合にこれを準用する。

第四款　タブレット閉そく式

（タブレット閉そく式の條件）

第百九條　タブレット閉そく式を施行する区間にあつては、その閉そく区間の両端の停車場、停留場又は信号所に一組のタブレットを備えなければならない。

（タブレットの携帯）

第百十條　タブレット閉そく式を施行する区間にあつては、その閉そく区間のタブレットを携帯しなければ列車を運転してはならない。

（タブレット再使用の禁止）

第百十一條　列車の運転に使用したタブレットは、一旦タブレット閉そく機に納めた後でなければ、他の列車に使用してはならない。但し、運行図表に定めたとおり列車が行違又は折返をするときその時分が五分以内の場合は、この限りでない。

（タブレットの調節）

第百十二條　タブレットの調節は、運輸長又は運輸長の指定した者が閉そく取扱者と立会つてしなければならない。

（タブレット閉そく式の條件）

第百十三條　タブレット閉そく式を施行する区間の両端の停車場、停留場又は信号所に一組のタブレットを備えなければならない。

（タブレットの携帯）

第百十四條　タブレット閉そく式を施行する区間にあつては、その閉そく区間のタブレットを携帯しなければ列車を運転してはならない。

（タブレット再使用の禁止）

第百十五條　タブレットは、一旦タブレット閉そく機に納めた後でなければ、他の列車に使用してはならない。但し、運行図表に定めたとおり列車が行違又は折返をするときその時分が五分以内の場合は、この限りでない。

（タブレットの調節）

第百十六條　タブレットの調節は、運輸長又は運輸長の指定した者が閉そく取扱者と立会つてしなければならない。

（閉そく区間一列車）

第百十七條　閉そく区間には二以上の列車を同時に運転してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　自動閉そく式を施行する区間で閉そく信号機に停止信号の現示箇所をこえて進行するとき。

二　閉そく準用法により列車を運転するとき。

三　閉そく区間内で列車を分割して運転するとき。

四　列車のある閉そく区間に他の列車を誘導するとき。

（閉そく方式の施行）

第百一條　閉そく区間における列車の運転に対しては、常用閉そく方式を施行しなければならない。

2　前項の常用閉そく方式によることができない事由があるときは、代用閉そく方式を施行しなければならない。

（閉そく準用法の施行）

第百二條　常用閉そく方式又は代用閉そく方式によることができない事由があるときは、閉そく準用法を施行しなければならない。

（閉そく方式、閉そく区間変更の指令）

第百三條　閉そく方式の種類は、左の通りとする。

一　常用閉そく方式

(一)　複線運転をするとき。

自動閉そく式

双信閉そく式

(二)　単線運転をするとき。

自動閉そく式

連動閉そく式

タブレット閉そく式

票券閉そく式

スタフ閉そく式

二　代用閉そく方式

(一)　複線運転をするとき。

通信式

(二)　単線運転をするとき。

指導通信式

指導式

（閉そく準用法の種類）

第百四條　閉そく準用法の種類は、左の通りとする。

一　複線運転をするとき。

隔時法

伝令法

二　単線運転をするとき。

票券隔時法

指導隔時法

伝令法

（閉そくの取扱者）

第百五條　閉そくは、駅長が取り扱わなければならない。但し、運輸長が駅長以外の者を指定したときは、その者に取り扱わせることができる。

第二節　常用閉そく方式

（自動閉そく式の條件）

第百六條　自動閉そく式を施行する区間の信号機は、左の各号の一に該当する場合は、自動作用により停止信号を現示する装置のものとしなければならない。

一　閉そく区間に列車又は車両があるとき。

二　閉そく区間にある転てつ器が正当な方向に開通していないとき。

三　他の線路にある列車又は車両が分岐箇所又は交さ箇所で閉そく区間を支障しているとき。

四　閉そく装置に故障を生じたとき。

2　複線区間で自動閉そく式を施行する区間の信号機は、三位式としなければならない。

3　単線区間で自動閉そく式を施行する区間の信号機は、第一項の外、一方向の信号機に進行を指示する信号を現示したときは、その区間にある反対方向の信号機には停止信号を現示する装置のものとし、且つ、専用の電話機を備えなければならない。但し、その区間の運転の方向を列車が制御するときは、専用の電話機を備えないことができる。

（自動閉そく式施行の打合）

第百七條　単線区間で自動閉そく式を施行する区間の信号機は、第一項の外、一方向の信号機に進行を指示する信号を現示したときは、その区間にある反対方向の信号機には停止信号を現示する装置のものとし、且つ、専用の電話機を備えなければならない。但し、その区間の運転の方向を列車が制御するときは、専用の電話機を備えないことができる。

（双信閉そく式の條件）

第百八條　双信閉そく式を施行する閉そく区間にあつては、その両端の停車場、停留場又は信号所に一組の双信閉そく機を備えなければならない。

第百九條　双信閉そく機は、腕又は螢により左の標示をすることができる装置のものとし、且つ、電鈴及び専用の電話機を備えなければならない。

一　列車閉そく区間になし

二　列車閉そく区間にあり

第百十條　双信閉そく機は、列車を閉そく区間に進入させた停車場、停留場又は信号所において「列車閉そく区間にあり」の標示を変更することができない装置のものとしなければならない。

（双信閉そく式を施行する場合の承認）

第百十一條　閉そく区間に列車を進入させるときは、あらかじめ相手の停車場、停留場又は信号所の承認を受けなければならない。

2　前項の承認は、その閉そく区間に列車又は車両がないことを確めた後でなければ、これを与えることはできない。

第三款　連動閉そく式

（連動閉そく式の條件）

第百十二條　連動閉そく式を施行する区間の出発信号機は、左の各号の一に該当する場合は、自動作用により停止信号を現示する装置のものとしなければならない。

一　閉そく区間に列車又は車両があるとき。

二　閉そく装置に故障が生じたとき。

第百十三條　連動閉そく式を施行する区間の出発信号機は、前條の装置の外、その閉そく区間の両端の停車場又は信号所の一方が出発信号機を進行信号を現示したときは、相手の停車場又は信号所の出発信号機に進行信号を現示することができない装置のものとし、且つ、専用の電話機を備えなければならない。

（準用規定）

第百十四條　第百一條の規定は、連動閉そく式を施行する場合にこれを準用する。

第四款　タブレット閉そく式

（タブレット閉そく式の條件）

第百十五條　タブレット閉そく式を施行する区間の両端の停車場、停留場又は信号所に一組のタブレットを備えなければならない。

（タブレットの携帯）

第百十六條　タブレット閉そく式を施行する区間にあつては、その閉そく区間のタブレットを携帯しなければ列車を運転してはならない。

（タブレット再使用の禁止）

第百十七條　列車の運転に使用したタブレットは、一旦タブレット閉そく機に納めた後でなければ、他の列車に使用してはならない。但し、運行図表に定めたとおり列車が行違又は折返をするときその時分が五分以内の場合は、この限りでない。

（タブレットの調節）

第百十八條　タブレットの調節は、運輸長又は運輸長の指定した者が閉そく取扱者と立会つてしなければならない。

2　前項の調節をしたときは、その年月日、時刻、事由その他必要な事項を記録して置かなければならない。

（運用規定）

第百十九條　第百十一條の規定は、タブレット閉そく式を施行する場合に、これを準用する。

第五款　票券閉そく式

（票券閉そく式の條件）

第百二十條　票券閉そく式を施行する閉そく区間には、一個の通票及び専用の電話機を備えなければならない。

2　前項の閉そく区間の両端の停車場、停留場又は信号所には、通券箱に収容されてある通券及び左の標示をすることができる閉そく票を備えなければならない。

一　列車閉そく区間になし

二　列車閉そく区間にあり

第百二十一條　隣接する閉そく区間にあつては、通票はこれに当該閉そく区間の通票の穴形を赤色で表わすか又は色を異にしなければならない。

第百二十二條　通券箱は、当該閉そく区間の通票でなければ開くことができない装置のものとしなければならない。

（通券の記入事項と再使用の禁止）

第百二十三條　通券には、閉そく区間の両端の停車場名、停留場名又は信号所名、発行の年月日及びこれを携帯せる列車の番号を記入しなければならない。

2　列車の運転に使用した通券は、他の列車に使用してはならない。

（通票通券の携帯）

第百二十四條　票券閉そく式を施行する閉そく区間にあつては、当該閉そく区間の通票又は通券を携帯しなければ、列車を運転してはならない。

（通券を発行する場合）

第百二十五條　通券は、左の各号の一に該当する場合に発行する。

(一)　閉そく区間一列車

第百二十六條　一閉そく区間には二以上の列車を同時に運転してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　自動閉そく式を施行する区間で閉そく信号機に停止信号の現示箇所をこえて進行するとき。

二　閉そく準用法により列車を運転するとき。

三　閉そく区間内で列車を分割して運転するとき。

四　列車のある閉そく区間に他の列車を誘導するとき。

（閉そく方式の施行）

第百一條　閉そく区間における列車の運転に対しては、常用閉そく方式を施行しなければならない。

2　前項の常用閉そく方式によることができない事由があるときは、代用閉そく方式を施行しなければならない。

（閉そく準用法の施行）

第百二條　常用閉そく方式又は代用閉そく方式によることができない事由があるときは、閉そく準用法を施行しなければならない。

（閉そく方式、閉そく区間変更の指令）

第百三條　閉そく方式の種類は、左の通りとする。

一　常用閉そく方式

(一)　複線運転をするとき。

自動閉そく式

号外

昭25.12.29.

する場合は、同一の閉そく区間で同一方向に二以上の列車を続いて運転させるときに限るものとする。この場合において、先発する列車には通券を携帯させ、最後の列車には通票を携帯させるものとする。
（通券の授受）
第百二十九條　閉そく取扱者は、列車を運転する者に通券を渡すときは、当該閉そく区間の通票を示さなければならない。
2　列車を運転する者は、前項の通票を確認した後でなければ通券を受け取つてはならない。
（準用規定）
第百三十條　第百十一條の規定は、票券閉そく式を施行する場合に、これを準用する。

第六款　スタフ閉そく式

（スタフ閉そく式の條件）
第百三十一條　スタフ閉そく式を施行する閉そく区間には、一個のスタフを備えなければならない。
2　隣接する閉そく区間のスタフは、その種類を異にしなければならない。
（スタフの携帯）
第百三十二條　スタフ閉そく式を施行する閉そく区間にあつては、当該閉そく区間のスタフを携帯しなければ、列車を運転してはならない。

第三節　代用閉そく方式

第一款　通信式

（通信式を施行する場合）
第百三十三條　通信式は、複線区間で故障その他の事由により、自動閉そく式又は双信閉そく式を施行することができないときに施行するものとする。
（通信式の條件）
第百三十四條　通信式を施行する閉そく区間の両端の停車場、停留場又は信号所には、専用の電話機を選定しなければならない。
2　前項の通信式記録簿には、閉そくの承認、列車の発着及び閉そくの解除の旨を記録して、閉そく取扱の正確を図らなければならない。
（準用規定）
第百三十五條　第百十一條の規定は、通信式を施行する場合に、これを準用する。

第二款　指導通信式

（指導通信式を施行する場合）
第百三十六條　指導通信式は、複線区間で一線が不通となつたとき又は単線区間で常用閉そく方式を施行することができないときに施行するものとする。但し、スタフ閉そく式を施行する区間を除く。
（指導通信式の條件）
第百三十七條　指導通信式を施行する閉そく区間には、一人の指導者及び専用の電話機を選定しなければならない。
2　前項の閉そく区間の両端の停車場、停留場又は信号所には、指導券を備えなければならない。
（指導者の定め方）
第百三十八條　指導通信式を施行する閉そく区間の両端の停車場、停留場又は信号所においては、打合により指導者を定め相互にその職氏名を記録して置かなければならない。
2　指導者には、赤色の腕章を着けさせなければならない。
（指導券の記入事項と再使用の禁止）
第百三十九條　指導券には、閉そく区間の両端の停車場名、停留場名又は信号所名、発行の年月日及びこれを携帯させる列車の番号を記入しなければならない。
2　列車の運転に使用した指導券は、これを他の列車に使用してはならない。
（指導券の渡し方）
第百四十條　指導券は、当該閉そく区間の指導者が列車を運転する者に直接渡さなければならない。
（指導者の同乗又は指導券の携帯）
第百四十一條　指導通信式を施行する場合においては、当該閉そく区間の指導者が同乗するか又は当該閉そく区間の指導券を携帯しなければならない。
（指導券を発行する場合）
第百四十二條　指導者により指導券を発行する場合は、同一の閉そく区間で同一方向に二以上の列車を続いて運転させるときに限るものとする。この場合においては、先発する列車には指導券を携帯させ、最後の列車には指導者を同乗させるものとする。
（自動閉そく式の併用）
第百四十三條　自動閉そく式を施行する複線区間で一線が不通となつたとき又は単線区間で常用閉そく方式を施行することができないときに施行する指導通信式を施行する場合においては、一個とし、隣接する閉そく区間の指導票はその種類を異にしなければならない。
2　タブレット閉そく式又は票券閉そく式を施行する場合においては、指導通信式を施行するときは、必要に応じて指導者のかわりに指導票を使用することができる。この場合において、指導票は一閉そく区間に対しては一個とし、隣接する閉そく区間の指導票はその種類を異にしなければならない。
（準用規定）
第百四十四條　第百十一條の規定は、指導通信式を施行する場合に、これを準用する。

第三款　指導式

（指導式を施行する場合）
第百四十五條　指導式は、スタフ閉そく式を施行することができないとき又は列車若しくは線路の故障により閉そく区間を二以上の閉そく区間に分割したときにその各区間に対して施行するものとする。
（指導式の條件）
第百四十六條　指導式を施行する閉そく区間には、一人の指導者を定めなければならない。
2　指導者には、赤色の腕章を着けさせなければならない。
（指導者の同乗）
第百四十七條　指導式を施行する閉そく区間にあつては、当該閉そく区間の指導者が同乗しなければ列車を運転してはならない。
（指導票を使用する場合）
第百四十八條　自動閉そく式、双信閉そく式又は連動閉そく式を施行する区間であつて列車又は線路の故障により一閉そく区間を二以上の閉そく区間に分割した場合において指導式を施行したときは、必要に応じて指導者のかわりに指導票を使用することができる。この場合において、指導票は一閉そく区間に対しては一個とし隣接する閉そく区間の指導票はその種類を異にしなければならない。
2　タブレット閉そく式、票券閉そく式又はスタフ閉そく式を施行する区間で、列車又は線路の故障により一閉そく区間を二以上の閉そく区間に分割した場合において、指導式を施行したときは分割した閉そく区間の一に対して必要に応じて指導者のかわりにもとのタブレット、通票又はスタフを使用することができる。

第四節　閉そく準用法

第一款　隔時法

（隔時法を施行する場合）
第百四十九條　隔時法は、複線区間で通信が全く絶したため双信閉そく式又は通信式を施行することができないときに施行するものとする。
（隔時法を施行する場合の確認事項）
第百五十條　隔時法を施行するときは、最初に運転する列車を出発させる前に当該区間に列車又は車両がないことを確認しなければならない。
（続行列車の運転）
第百五十一條　隔時法を施行する区間を運転する列車が停車場、停留場又は信号所を出発した後その区間の運転時分の二倍を経過したときは同一方向に次の列車を出発させることができる。但し、運転時分の二倍が五分以内であるときは、五分を経過した後でなければならない。

第二款　票券隔時法

（票券隔時法を施行する場合）
第百五十二條　票券隔時法は、単線区間で通信が全く絶したため、票券閉そく式を施行することができないときに施行するものとする。
（準用規定）
第百五十三條　第百二十三條から第百二十九條まで、第百五十一條及び第百五十二條の規定は、票券隔時法を施行する場合に、これを準用する。

第三款　指導隔時法

（指導隔時法を施行する場合）
第百五十四條　指導隔時法は、単線区間で通信が全く絶したため連動閉そく式、タブレット閉そく式又は指導通信式を施行することができないときに施行するものとする。
（準用規定）
第百五十五條　第百三十七條から第百四十二條まで、第百四十四條、第百五十一條及び第百五十二條の規定は、指導隔時法を施行する場合に、これを準用する。

指導隔時法を施行する場合に、これを準用する。

第四款　伝令法

（伝令法を施行する場合）
第百五十七條　伝令法は、列車又は車両がある閉そく区間に更に他の列車を運転させるときにその列車に対して施行するものとする。
（列車がある閉そく区間の伝令法）
第百五十八條　列車がある閉そく区間に伝令法を施行する場合は、列車から救援を求められるか、列車が救援を要することを確認するか又は工事列車が停止している区間に更に他の工事列車を運転することを予定しているときでなければならない。
2　前項の場合において救援される列車又は先行の列車は、その停止した位置を移動してはならない。
（伝令法の條件）
第百五十九條　伝令法を施行する区間には、一人の伝令者を定めなければならない。
2　伝令者には、白色の腕章を着けさせなければならない。
（伝令者の定め方）
第百六十條　伝令法を施行する区間の両端の停車場、停留場又は信号所においては、打ち合せて伝令者を定め、相互にその職氏名を記録して置かなければならない。但し、隔時法、票券隔時法、指導隔時法又はスタフ閉そく式を施行しているときは、伝令法を施行しようとする停車場、停留場又は信号所において伝令者を定めることができる。
（伝令者の同乗）
第百六十一條　伝令法を施行するときは、伝令者が同乗しなければ列車を運転してはならない。
（他の列車の運転）
第百六十二條　伝令法により列車を出発させたときは、その伝令者が停車場、停留場又は信号所に到着したことを確認した後でなければその区間に他の列車を進入させてはならない。

第六章　鉄道信号

第一節　総則

（鉄道信号と運転の関係）
第百六十三條　列車又は車両は、鉄道信号が現示又は表示する條件に従つて運転しなければならない。
（鉄道信号の種別）
第百六十四條　鉄道信号の種別は、左の通りとする。
一　信号
信号は、形、色、音等により列車又は車両に対して、一定の区域内を運転するときの條件を現示するものとする。
二　合図
合図は、形、色、音等により鉄道係員相互間でその相手者に対して合図者の意志を表示するものとする。
三　標識
標識は、形、色等により物の位置、方向又は條件等を表示するものとする。
（現示方式、表示方式の書夜別）
第百六十五條　書間と夜間とで、現示方式又は表示方式を異にする鉄道信号は、日出から日没までは書間の方式により、日没から日出までは夜間の方式によらなければならない。但し、トンネル内又は雪覆内等で、書間の現示又は表示を識別することができないときは、夜間の方式によらなければならない。
2　前項但書の場合において、列車標識は、自動閉そく式を施行する区間を除き延長八百メートルをこえないときは夜間の方式によらないことができる。
（天候による現示方式、表示方式の変更）
第百六十六條　書間であつても天候の状態その他の事由により鉄道信号の夜間の現示又は表示が、書間の現示又は表示よりよく識別できるときは、夜間の方式によらなければならない。
2　天候の状態その他の事由により鉄道信号の現示又は表示が、正常の状態より識別し難くなつたときの運転方法は、これを定めて置かなければならない。

第二節　信号

第一款　通則

（停止信号の現示）
第百六十七條　列車又は車両は、停止信号の現示があるときはその現示箇所の外方又はこれを現示する信号機の防護区域の外方に停止しなければならない。但し、信号の現示は信号機の防護区域の始端まで停止することができない距離で停止信号の現示があつたときは、すみやかに停止しなければならない。
2　前項の停止した列車又は車両は、進行を指示する信号の現示があるまで進行してはならない。
（自動閉そく信号機の停止信号の現示）
第百六十八條　列車は、自動閉そく式を施行する区間で、閉そく信号機により停止し、一旦停止信号の現示箇所を過したときは、前條第二項の規定にかかわらず、停止信号の現示箇所をこえて進行することができる。
（注意信号の現示）
第百六十九條　列車又は車両は、注意信号の現示がある場合においては次の信号機に停止信号の現示があるか又は停止位置があることを予期して進行するものとする。
（進行信号の現示）
第百七十條　列車又は車両は、進行信号の現示があるときは、その現示箇所をこえて進行するものとする。
（誘導信号の現示）
第百七十一條　列車は、誘導信号の現示があるときは、その信号所をこえて進行するものとする。
2　誘導信号の現示があつた場合において、その現示箇所に列車又は車両があることを予期して進行するときは、その速度は、次の信号機の現示に応じ、それぞれ次の速度以下とする。
一　場内信号機　停車場、停留場又は信号所に進入する列車に対し信号を現示するもの。
二　出発信号機　停車場、停留場又は信号所を進出する列車に対し信号を現示するもの。
三　閉そく信号機　閉そく区間に進入する列車に対し信号を現示するもの。
四　誘導信号機　場内信号機に進行を指示する信号を現示してはならないときにおいて、誘導を受けて停車場、停留場又は信号所に進入する列車に対し信号を現示するもの。入換運転をする車両に対し信号を現示するもの。
五　入換信号機
（従属信号機の種類）
第百七十九條　従属信号機の種類は、左の通りとする。
一　遠方信号機　場内信号機に従属してその信号機の信号現示を予告するもの。
二　通過信号機　出発信号機に従属して、その信号機の信号現示を予告するもの。
（進路表示機）
第百八十條　進路表示機は、場内信号機、出発信号機又は入換信号機の信号を前途二以上に分岐する線路に共用するときその信号機に附属して列車又は車両の進路を現示するものとする。
（主信号機の信号現示）
第百八十一條　主信号機の信号現示は、腕、色燈又は燈列を用い、左の方式によらなければならない。
一　場内信号機、出発信号機、閉そく信号機

号外

昭25.12.29.

方式	昼夜間別	信号の種類	
三位式	昼間及び夜間	停止信号	赤色燈
		注意信号	黄色燈
		進行信号	緑色燈
二位式	昼間及び夜間	停止信号	赤色燈
		注意信号	黄色燈
		進行信号	緑色燈

方式	昼夜間別	信号の種類	
色燈式腕木式	昼間及び夜間	誘導信号	黄色燈
色燈式腕木式	昼間	誘導信号	黄色燈
	夜間	誘導信号	黄色燈

二　誘導信号機

方式	昼夜間別	信号の種類	
色燈式腕木式	昼間及び夜間	停止信号	赤色燈 水平
		注意信号	黄色燈 白色燈列左下向四十五度
		進行信号	緑色燈 白色燈列垂直
色燈式腕木式	昼間及び夜間	停止信号	赤色燈 腕水平
	昼間	注意信号	黄色燈 腕左下向四十五度
	夜間	進行信号	緑色燈 腕左下向四十五度
燈列式	昼間及び夜間	停止信号	白色燈列水平
		注意信号	白色燈列左下向四十五度
		進行信号	白色燈列左下向四十五度

三　入換信号機

方式	昼夜間別	信号の種類	
色燈式腕木式	昼間及び夜間	誘導信号	黄色燈 腕左下向四十五度
	昼間	誘導信号	黄色燈 白色燈列左下向四十五度
	夜間	誘導信号	白色燈列左下向四十五度

（従属信号機の信号現示）

第百八十二條　従属信号機の信号現示は、腕又は色燈を用い、左の方式によらなければならない。

方式	昼夜間別	信号の種類	
色燈式腕木式	昼間及び夜間	停止信号	赤色燈
		注意信号	黄色燈
		進行信号	緑色燈
燈列式	昼間及び夜間	停止信号	白色燈列水平
		注意信号	白色燈列左下向四十五度
		進行信号	白色燈列垂直

第百八十三條　主信号機及び従属信号機の腕は、長方形としなければならない。但し、遠方信号機の腕端は矢はず形とし、通過信号機の腕端はち形としなければならない。

2　主信号機の腕の表面は赤色とし、腕端に近くこれに並行して白色線一條を画さなければならない。

3　従属信号機の腕の表面は黄色とし、腕端に近くこれに並行して黒色線一條を画さなければならない。

4　前二項の腕の背面は白色とし、腕端に近くこれに並行して黒色線一條を画さなければならない。

（進路表示機の現示方式）

第百八十四條　進路表示機は、その現示方式を定めてこれを用いなければならない。

（同一地点の信号現示方）

第百八十五條　同一地点で同一種類の信号機により信号を二以上現示するときは、最左側にあるものは最左側の線路に対するものとし、以下順次右方の線路に対するものとしなければならない。但し垂直にならべて現示するときは、最上位にあるものは、最左側の線路に対するものとし以下順次右方の線路に対するものとしなければならない。

2　前項の場合において、最高位にあるものは最主要の線路に対するものとする。

3　色燈式信号機は、これを垂直に排列してはならない。

（常置信号機の信号現示の定位）

第百八十六條　常置信号機の信号現示の定位は、左の通りとしなければならない。

種別	定位
場内信号機、出発信号機（自動閉そく式を施行する区間にあるものを除く。）	停止信号の現示
誘導信号機	無現示
入換信号機（自動のものを除く。）	停止信号の現示
遠方信号機、通過信号機	注意信号の現示

2　自動閉そく式を施行する区間にある場内信号機及び出発信号機は、その信号現示の定位を定めてこれを用いなければならない。

種別	定位
当該進路表示機が附属している信号機が、進行を指示する信号の現示を定位とするとき。	閉通している進路に対する現示
当該進路表示機が附属している信号機が、停止信号の現示を定位とするとき。	無現示

（進路表示機の現示の定位）

第百八十七條　進路表示機の現示の定位は、左の通りとしなければならない。

（進行信号現示の時機）

第百八十八條　三位式信号機の取扱にあたつては、その内方の信号機に注意信号を現示する以前に進行信号を現示してはならない。

（遠方信号機の進行信号現示の時機）

第百八十九條　遠方信号機の取扱にあたつては、その主体の信号機に進行を指示する信号を現示する以前に進行信号を現示してはならない。

（通過信号機の進行信号現示の時機）

第百九十條　通過信号機の取扱にあたつては、その主体の信号機及び通過信号機と同一柱又は同一地点に設けてある場内信号機に進行信号を現示する以前に進行信号を現示してはならない。

（進路表示機現示の時機）

第百九十一條　進路表示機の取扱にあたつては、その附属している信号機に進行を指示する信号を現示する以前に進路の現示をしてはならない。

（出発信号機に進行信号現示の時機）

第百九十二條　自動閉そく式以外の閉そく方式を施行する区間における出発信号機の取扱にあたつては、その区間に対して閉そくを行つた後でなければ進行信号を現示してはならない。但し、隔時法、票券隔時法、又は指導隔時法を施行する場合は、所定の時分を経過したときは進行信号を現示することができる。

（誘導信号現示の時機）

第百九十三條　誘導信号機の取扱にあたつては、誘導すべき列車が場内信号機の外方に一旦停止した後でなければ誘導信号を現示してはならない。

（進行信号現示の條件）

第百九十四條　列車又は車両の進路に支障があるときは、その区間を防護する信号機に進行を指示する信号を現示してはならない。

（進行を指示した場合の処置）

第百九十五條　列車又は車両に対して進行を指示する信号が現示されているときは、その進路を支障してはならない。

（常置信号機の取扱者）

第百九十六條　常置信号機は、駅長が取り扱わなければならない。但し、運輸長が駅長以外の者を指定したときは、その者に取り扱わせることができる。

第三款　臨時信号機

（臨時信号機の意義）

第百九十七條　臨時信号機は、線路の故障その他の事由により列車又は車両が所定の速度で運転することができないときに臨時に設けて信号を現示するものとする。

（臨時信号機の種類）

第百九十八條　臨時信号機の種類は、左の通りとする。

一　徐行信号機　徐行運転を必要とする区域に進入する列車又は車両に対し信号を現示するもの。

二　徐行予告信号機　徐行信号機に従属して徐行信号の現示を予告するもの。

三　徐行解除信号機　徐行運転を必要とする区域を進出する列車又は車両に対し信号を現示するもの。

（臨時信号機の形状、塗色、現示方式）

第百九十九條　臨時信号機は、その形状及び塗色並びに現示方式を定めてこれを用いなければならない。

（臨時信号機の現示方）

第二百條　臨時信号機により列車又は車両を徐行させるときは、徐行運転を必要とする区域の始端に徐行信号機を設けてこれにより徐行信号を現示し、必要があるときは更にその外方相当の距離を隔てた地点に徐行予告信号機を設けてこれにより徐行予告信号を現示しなければならない。この場合において、徐行運転を必要とする区域の終端には、徐行解除信号機を設けて、これにより徐行解除信号を現示しなければならない。

（徐行速度の指定）

第二百一條　徐行信号機により列車又は車両を徐行させるときは、その速度を指定しなければならない。

両が所定の速度で運転することができないときに臨時に設けて信号を現示するものとする。

（臨時信号機の種類）

第百九十八條　臨時信号機の種類は、左の通りとする。

一　徐行信号機　徐行運転を必要とする区域に進入する列車又は車両に対し信号を現示するもの。

二　徐行予告信号機　徐行信号機に従属して徐行信号の現示を予告するもの。

三　徐行解除信号機　徐行運転を必要とする区域を進出する列車又は車両に対し信号を現示するもの。

（臨時信号機の形状、塗色、現示方式）

第百九十九條　臨時信号機は、その形状及び塗色並びに現示方式を定めてこれを用いなければならない。

（臨時信号機の現示方）

第二百條　臨時信号機により列車又は車両を徐行させるときは、徐行運転を必要とする区域の始端に徐行信号機を設けてこれにより徐行信号を現示し、必要があるときは更にその外方相当の距離を隔てた地点に徐行予告信号機を設けてこれにより徐行予告信号を現示しなければならない。この場合において、徐行運転を必要とする区域の終端には、徐行解除信号機を設けて、これにより徐行解除信号を現示しなければならない。

（徐行速度の指定）

第二百一條　徐行信号機により列車又は車両を徐行させるときは、その速度を指定しなければならない。

第四款　手信号

（手信号を使用する場合）

第二百二條　手信号は、信号機を使用することができないとき又はこれを設けてないときに旗又は燈により信号を現示するものとする。

（手信号の種類）

第二百三條　手信号の種類は、左の通りとする。

一　代用手信号　場内信号機又は出発信号機を使用することができないときそのかわりに使用するもの。

二　通過手信号

昼夜間別	信号の種類	
昼間	停止信号	赤色旗
	進行信号	緑色旗
夜間	停止信号	赤色燈
	進行信号	緑色燈

通過信号機を使用することができないとき又はこれを設けてないときに停車場、停留場又は信号所を通過する列車に対して使用するもの。

三　臨時手信号　信号機を設けてない箇所で特に信号を現示する必要があるときに使用するもの。

（手信号の現示方式）

第二百四條　手信号による信号現示は、緑色旗及び赤色旗又は緑色燈及び赤色燈を用い、左の方式によらなければならない。

昼夜間別	信号の種類		
昼間	停止信号	赤色旗。但し、赤色旗がないときは、両腕を高くあげるか又は緑色旗以外の物を激しく振つて、これにかえることができる。	赤色旗及び緑色旗を持つたまま頭上に高く交さする。但し、旗がないときは、両腕を左右に延ばしたやかに上下にこれにかえることができる。
	進行信号	緑色旗。但し、緑色旗がないときは、片腕を高くあげて、これにかえることができる。	緑色旗及び緑色旗を緩く振つて、これにかえることができる。
夜間	停止信号	赤色燈。但し赤色燈がないときは緑色燈以外の燈を激しく振つてこれにかえることができる。	赤色燈及び緑色燈を緩く振つて、これにかえることができる。
	進行信号	緑色燈	明滅する緑色燈

（代用手信号を用いる場合）

第二百五條　場内信号機又は出発信号機が故障のため信号を現示することができないときは、代用手信号を現示しなければならない。

（通過手信号を用いる場合）

第二百六條　出発信号機が設けてない場合若しくはこれを使用できない場合又は二位式場内信号機に通過信号機が附設してない場合若しくは附設してあつてもこれを使用できない場合に停車場、停留場又は信号所において列車を通過させるときは、場内信号機の内方で通過手信号による進行信号を現示しなければならない。但し、出発信号機が四百メートルを隔てた地点から識別できるときは、この限りでない。

昼夜間別	信号の種類	
昼間及び夜間	停止信号	発雷信号
	進行信号	信号雷管の爆音

二　発炎信号

昼夜間別	信号の種類	
昼間及び夜間	停止信号	信号炎管の赤色火炎

第五款　特殊信号

（特殊信号を現示する場合）

第二百七條　特殊信号は、予期しない箇所で特に列車を停止させる必要が生じたとき又は天候の状態その他の事由により信号の現示を識別することができないときに音又は炎により信号を現示するものとする。

（特殊信号の種類）

第二百八條　特殊信号の種類は、左の通りとする。

一　発雷信号　爆音により列車を停止させるもの。

二　発炎信号　火炎により列車を停止させるもの。

（特殊信号の現示方式）

第二百九條　特殊信号による信号現示は、左の方式による。

（出発合図）

第二百十條　故障その他の事由により列車を停止させる必要が生じたときは、支障箇所の外方適当な距離を隔てた地点で臨時手信号又は発炎信号による停止信号を現示し、必要に応じて更にその外方の適当な距離を隔てた地点に信号雷管を装置しなければならない。

第三節　合図

（出発合図）

第二百十一條　列車を出発させるときは、これに対して出発合図を行わなければならない。

2　列車が運転の途中で停止して再び運転を開始するときは、必要に応じて、出発合図を行わなければならない。

（出発合図の方式）

第二百十二條　出発合図は、左の方式によらなければならない。

昼間　片腕を高くあげる。

夜間　緑色燈を高くあげて円形に動かす。

2　出発合図を行うときは、必要に応じて同時に手笛を吹鳴するものとする。

3　出発合図は、夜間の表示方式によらなければならない場合であつても昼間の表示が識別できるときにおいては、昼間の方式によることができる。

（出発合図装置）

第二百十三條　出発合図のかわりに特

号外

昭25.12.29.

する。

第四十條中「発著時刻表第十七号様式運行図表第十八号様式及運転速度表第十九号様式」を「運転速度表第十七号様式及運行図表第十八号様式」に改める。

第四十一條を次のように改める。

第四十一條　旅客列車及混合列車ノ運転速度ヲ増加シ又ハ度数ヲ変更セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ新旧対照運転速度表及新旧対照運行図表ヲ添付シ所管陸運局長ノ認可ヲ受クヘシ

旅客列車及混合列車ノ運転速度ヲ低下シ又ハ度数ヲ臨時ニ変更セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ新旧対照運転速度表及新旧対照運行図表ヲ添付シ其ノ月日ヲ記載シ予メ所管陸運局長ニ届出ツヘシ

前二項ノ度数ノ変更ニシテ速度ノ変更ヲ伴ハサルモノニ付テハ新旧対照運転速度表ノ添付ヲ省略スルコトヲ得

第四十二條ノ二中「運行図表及発著時刻表」を「新旧対照運行図表」に改める。

第四十三條を次のように改める。

第四十三條　貨物列車ノ運転速度及度数ノ制定ハ運転速度表及運行図表ヲ添付シ実施ノ月日ヲ記載シ予メ所管陸運局長ニ届出ツヘシ

貨物列車ノ運転速度及度数ヲ変更セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ新旧対照運転速度表及新旧対照運行図表ヲ添付シ実施ノ月日ヲ記載シ予メ所管陸運局長ニ届出ツヘシ

前項ノ度数ノ変更ニシテ速度ノ変更ヲ伴ハサルモノニ付テハ新旧対照運転速度表ノ添付ヲ省略スルコトヲ得

第四十四條を次のように改める。

第四十四條　天災事変其ノ他予測シ得サル事由ニ因リ一時列車ノ運転速度ヲ低下シ又ハ度数ヲ変更シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ運転速度表及運行図表ヲ添付シ実施ノ月日又ハ期間ヲ記載シ遅滞ナク所管陸運局長ニ届出ツヘシ

前項ノ度数ノ変更ニシテ速度ノ変更ヲ伴ハサルモノニ付テハ運転速度表ノ添付ヲ省略スルコトヲ得

第十七号様式及ノ第十八号様式ヲ別表ノように改め、第十九号様式ヲ削り、第二十号様式及ノ第二十一号様式中「運輸省陸運監理局長宛」を「運輸省（鉄道監督局長宛）」に改める。

5　地方鉄道建設規程（大正八年閣令第十一号）ノ一部ヲ次のように改正する。

第一條中「特別ノ設計ヲ必要トスルモノニ在リテハ」の下に「所管陸運局長ヲ経由シ」を加え、「（様太ニ在リテハ様太鉄道局長）」を削る。

第一條中「別ニ職制ヲ定メ」の下に「所管陸運局長ヲ経由シ」を加え、「（、様太ニ在リテハ様太鉄道局長）」を削る。

6　地方鉄道係員職制（大正八年閣令第十三号）ノ一部を次のように改正する。

第一條中「（様太ニ在リテハ様太鉄道局長）」を削る。

7　軌道運輸規程（大正十二年鉄道省令第四号）ノ一部を次のように改正する。

第一條中「（様太ニ在リテハ様太庁長官）」を削る。

8　軌道建設規程（大正十二年内務省、鉄道省令）ノ一部を次のように改正する。

第三十五條中「（様太ニ在リテハ様太庁長官）」を削る。

（一の其）　鉄道運転速度表

第十七号様式（第四十條）

区間粁程	標準勾配	駅名	列車																			
			運転時分	平均速度	最高速度	運転時分	平均速度	最高速度	運転時分	平均速度	最高速度											
		全線																				

備考　1　駅名欄ニハ停車場、停留場又ハ信号所ヲ記載シ、停留場ニハ◎印ヲ信号所ニハ×印ヲ附スヘシ
2　列車種別欄ハ動力別ニ旅客、混合、貨物ヲ区別シテ記載シ更ニ急行、準急行、等速度ノ異ル毎ニ記載スヘシ
3　上リ列車及下リ列車ノ運転速度異ルモノハ各別ニ記載スヘシ
4　同一種別ノ列車ニシテ運転時分ガ異ルモノハ最少時分ノモノニ依リ記載スヘシ
5　新旧対照表ハ本表ニ準ジテ作成シ旧ハ黒書、新ハ朱書スヘシ

（二の其）　鉄道運転速度表

下リ勾配ニヨル制限速度		曲線ニヨル制限速度		
勾配	制限速度	曲線半径	分岐ニ附帯セザル曲線ニヨル制限速度	分岐ニ附帯スル曲線ニヨル制限速度
50 ‰ 以下		50 米 以下		
10 ‰ 以下		100 〃 以下		
		150 〃 以下		

備考　1　勾配欄ニハ千分率ニヨリ制限ヲ要スル最小ノ勾配ヨリ順次5刻ミニ実在ノ最急勾配ニ至ル
2　曲線半径欄ハ50米ヨリ50米刻ミニ制限ヲ要スル最大ノ半径マデニ至ル
3　新旧対照表ハ本表ニ準ジテ作成シ旧ハ黒書、新ハ朱書スヘシ

別の合図装置を使用するときは、その方式を定めなければならない。

（気笛合図）

第二百十四條　気笛合図は、左の各号の一に該当する場合に行わなければならない。

一　列車が運転を開始するとき。但し、戸閉装置があるものを除く。

二　列車から危険を警告するとき。

三　列車に非常事故が生じたとき。

（気笛合図の方式）

第二百十五條　気笛合図は、左の方式によらなければならない。

一　運転を始めるときその他注意を促すとき。　適度気笛一声

二　列車の接近を知らせるとき。　長緩気笛一声

三　危険を警告するとき。　短急気笛数声

2　前項以外の気笛合図方式を必要とするときは、その方式を定めて用いなければならない。

（車両の入換合図）

第二百十六條　車両の入換をするときに行う入換合図は、緑色旗及び赤色旗又は緑色燈及び赤色燈を用い、左の方式によらなければならない。

昼夜間別 / 合図の種類	昼間	夜間
合図者の方へきたれ	緑色旗を左右に動かす。但し、緑色旗がないときは、片腕を左右に動かしてこれにかえることができる。	緑色燈を左右に動かす。
合図者から去れ	緑色旗を上下に動かす。但し、緑色旗がないときは片腕を上下に動かしてこれにかえることができる。	緑色燈を上下に動かす。
速度を節制せよ	上下又は左右に動かしている緑色旗を大きく上下に一回動かす。	上下又は左右に動かしている緑色燈を大きく上下に一回動かす。
僅少の進退をせよ	赤色旗を絞つて片手に持つたままこれを頭上に動かしつつ「合図者の方へきたれ」又は「合図者から去れ」の合図をする。	赤色燈を上下に動かした後「合図者の方へきたれ」又は「合図者から去れ」の合図をする。
停止せよ	赤色旗を表示する。但し、赤色旗がないときは両腕を高くあげてこれにかえることができる。	赤色燈を表示する。

2　前項によることができないときは、音を用いて入換合図をすることができる。この場合にあつては、合図の方式を定めて用いなければならない。

（その他の合図）

第二百十七條　出発合図、気笛合図及び入換合図以外の合図を使用するときは、その方式を定めなければならない。

第四節　標識

（列車標識）

第二百十八條　列車には、列車標識を掲出しなければならない。

（列車標識の方式）

第二百十九條　列車標識は、左の方式によらなければならない。

一　前部標識　標識を掲出しない。

夜間　列車の前面に白色燈一個以上

二　後部標識

昼間　最後部の車両（電車を除く）の後部端りようの上部に赤色縁の燈器一個以上。但し、燈器のかわりに赤色円板を使用することができる。

夜間　最後部の車両の後部端りようの上部に赤色燈一個以上。但し、自動閉そく式を施行する区間では二個以上とする。

（入換機関車標識）

第二百二十條　入換動力車には、入換機関車標識を掲出しなければならない。

（入換機関車標識の方式）

第二百二十一條　入換機関車標識は、左の方式によらなければならない。

昼間　標識を掲出しない。

夜間　前部端りようの上部右側及び後部端りようの上部左側に赤色燈各一個

（自動識別標識）

第二百二十二條　自動閉そく式を施行する区間においては、閉そく信号機には、自動識別標識を表示しなければならない。

（自動識別標識の方式）

第二百二十三條　自動識別標識は、その表示方式を定めて用いなければならない。

（入換標識）

第二百二十四條　入換運転をひん繁に行う線路には、必要に応じて入換標識を設けなければならない。

（入換標識の方式）

第二百二十五條　入換標識は、その表示方式を定めて用いなければならない。

（転てつ器標識）

第二百二十六條　普通転てつ器、第一種転てつ器、脱線転てつ器、遮断転てつ器及び脱線器には、必要に応じて転てつ器標識を設けなければならない。

（転てつ器標識の方式）

第二百二十七條　転てつ器標識は、左の方式によらなければならない。

一　普通転てつ器標識

(一)　転てつ器が定位にあるとき。

昼間　前方及び後方に対し中央に白色線一條を横に画した群青色円板

夜間　前方及び後方に対し紫色燈

(二)　転てつ器が反位にあるとき。

昼間　前方及び後方に対し中央に黒色線一條を矢はずに画した黄色矢はず形板

夜間　前方及び後方に対し黄色燈

二　第一種転てつ器標識

(一)　転てつ器が定位にあるとき。

昼間　前方及び後方に対し中央に白色線一條を横に及び白色S形を画した群青色円板

夜間　前方及び後方に対し紫色燈

(二)　転てつ器が反位にあるとき。

昼間　前方及び後方に対し中央に黒色線一條を矢はずに画した黄色矢はず形板

夜間　前方及び後方に対し黄色燈

三　脱線器標識

(一)　脱線させる方向に開通しているとき。

昼間　前方及び後方に対し赤色燈

夜間　前方及び後方に対し白色長方形板

(二)　脱線させない方向に開通しているとき。

昼間　前方及び後方に対し中央に黒色線一條を矢はずに画した黄色矢はず形板

夜間　前方及び後方に対し白色長方形板

（車止標識）

第二百二十八條　本線、折返線、車両の入換のひん繁な側線等における車止には、必要に応じて車止標識を設けなければならない。

（車止標識の方式）

第二百二十九條　車止標識は、その表示方式を定めて用いなければならない。

（その他の標識）

第二百三十條　列車標識、入換機関車標識、自動識別標識、入換標識、転てつ器標識及び車止標識以外の標識を必要とするときは、その表示方式を定めて用いなければならない。

附　則

1　この規則は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　地方鉄道運転信号保安規程（大正八年閣令第十二号）は、廃止する。

3　軌道運転信号保安規程（大正十二年鉄道省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「（様太ニ在リテハ様太庁長官）」を削る。

第四十六條第二項を次のように改める。

地方鉄道運転規則第四條第三号ノ規定ハ前項ノ標準勾配ニ付之ヲ準用ス

4　地方鉄道法施行規則（大正八年閣令第十号）の一部を次のように改正

号外

P. 10

昭25.12.29.

第十條　通運計算事業者は、毎月末現在の、又は毎一箇月間における当該事業につき、左の各号に掲げる報告書一通を、翌月二十五日までに運輸大臣に提出しなければならない。

一　通運計算事業実績（第十四号様式）

二　計算尻未収金状況（第十五号様式）

（事業に関する重大な事故に際して行うべき報告）

第十一條　通運事業者は、天災その他により当該事業に重大な影響を及ぼす事故が発生したときは、すみやかに電信、電話又は口頭で事故の概況を事故発生地の所轄陸運局長に報告しなければならない。

2　通運計算事業者は、前項の事故が発生したときは、前項に定める方法により、すみやかにその概況を運輸大臣に報告しなければならない。

3　通運事業者又は通運計算事業者は、前二項に定める報告の外、当該事故の発生日時、発生箇所、被害状況、応急措置、復旧に要する費用及び期間を記載した報告書を、事故発生後二十日以内に提出しなければならない。

4　前項の報告書は、通運事業者にあつては二通を所轄陸運局長に、通運計算事業者にあつては一通を運輸大臣に提出するものとする。

（臨時に提出すべき報告書）

第十二條　この省令に定める報告書の外、通運事業者又は通運計算事業者は、運輸大臣又は所轄陸運局長から報告書の提出を求められたときは、すみやかに当該報告書を提出しなければならない。

附　則

この省令は、昭和二十六年一月一日から施行する。

第一号様式

年　月　日

住所

通運事業者名　　印

取扱駅

通運事業営業報告書

年　月　日から
年上(下)期　年　月　日まで

一　概況　この項は、事業の概要を示すことを目的とし、当該期間において、通運事業に関し行政庁に申請した事項、その指令の要領、商業登記、訴訟その他重要な庶務事項並びに総会に関する事項等を記載すること。

二　施設　この項は、施設及び運搬具の状況を示すことを目的とし、並びに当該年度末現在数量を記載すること。

三　営業　この項は、営業の状況を示すことを目的とし、当該期間における発着別取扱数量、収入支出総額等を前期及び前々期と比較し（一箇年を営業年度とするものにあつては、前前期との比較を要しない）営業成績に影響を及ぼした重要な事項を記載すること。

四　会計　この項は、会計の状況を示すことを目的とし、当該期間における資本金、社債金、借入金、その他の資金の増減、財産価額の償却等会計に関する事項を記載すること。

五　兼業　この項は、他の事業を営む場合において、一事業ごとに事業種別、事業地域、従業員数（兼務者を除く）、兼業費、収入、支出、益金等を掲げ事業の状況を記載すること。

（第一表）

貸借対照表

年　月　日現在

事業者名

借方			貸方		
科目	金額		科目	金額	
通運事業固定資産		円	資本金又は出資金		円
業固業資			法定準備金		
業固業費			別途積立金		
不動産			従業員退職手当積立金		
有価証券			積立金		
貯蔵物品			社債金		
他店貸			借入金		
荷主貸			支払手形		
未収金			当座借越金		
貸付金			未払金		
受取手形			未払配当金		
仮払金			引当金		
差入保証金			他店借		
預け金			預り金		
現金			仮受金		
前期繰越欠損金			従業員積立金		
当期欠損金			保証金		
			前期繰越利益金		
			当期利益金		
合計			合計		

備考　下記のものについてはその内訳及び注記等を欄外に記載すること。
何々興業費、不動産、有価証券、未収金、仮払金、社債金、未払金及び仮受金

第十八号様式（第四十條）

鉄道　列車運行図表

線路種別	閉塞方式	スタフ通票タブレット	駅名	接続	累計粁程	区間粁程	標準勾配
1	閉塞式タブレット	2					
‖	自動閉塞式						
‖	スタフ閉塞式	△					
		□					
		○					

備考　1　駅名ニハ次ノ記号ヲ附スベシ
連絡停車場（）　停留場　◎
信号所　×　貨物専用駅　▽△
機関庫所在駅　△

2　列車ノ記号ハ次ノ区別ニ依ツテ記入スベシ
急行旅客列車　————　旅客列車　————
混合列車　— — —　貨物列車……　廻送列車　—□—□—
単行機関車　—▽—　列車ガ通過スルトキ　————　但シ通過列車ヲ備考欄デ明示シタモノハ省略スルコトヲ得
入庫　—▽　出庫　—○
不定期列車　—×—×—

3　動力ヲ併用スル場合ハ前号ノ列車種別記号ニ動力別ノ記号ヲ併記スベシ
4　1号及2号ノ記号ノ他所要ノ記号ヲ用ユル場合及3号ノ記号ハ備考欄ニ明記スベシ
5　列車ニハ番号ヲ附シ見易キ位置ニ記入スベシ
6　時間目盛ハ一分目盛、二分目盛、一時間目盛ノ三種トシ記号ヲ定メテ主要駅ノ発着時分秒ヲ明示スベシ　但シ一時間目盛ノ場合ハ各駅ノ発着時分秒ヲ記入スベシ
前項ノ記号ハ備考欄ニ明記スベシ
7　線路種別ハ単線——　複線═══　三線═══　複々線═══　ノ区別ヲ示スベシ　但シ単線ノミナルトキハ線路種別ヲ省略スベシ
8　新旧対照表ハ本表ニ準ジテ作成シ現行列車ヲ黒書改正列車ヲ朱書スベシ

◎運輸省令第百号

通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第三十七條第一項の規定に基き、通運事業調査規則を次のように定める。

昭和二十五年十二月二十九日

運輸大臣　山崎　猛

通運事業調査規則

（趣旨）

第一條　通運事業者及び通運計算事業者が行う当該事業に関する報告については、この省令の定めるところによる。

（営業報告書）

第二條　通運事業者は、毎営業年度における当該事業につき、営業報告書（第一号様式）を、当該営業年度の経過後二箇月以内に所轄陸運局長及び所轄陸運局長を経由して運輸大臣にそれぞれ一通提出しなければならない。この場合において、一般免許業務と限定免許業務とを行う通運事業者にあつては、当該事業を一括したものを作成するものとする。

2　通運事業者で二以上の陸運局の管轄区域内にその取扱駅を有する者は、前項に準じ当該事業を一括した営業報告書を、運輸大臣及び所轄陸運局長にそれぞれ一通提出しなければならない。

（毎月提出すべき報告書）

第三條　通運事業者は、毎月その一箇月間における当該事業につき、通運事業実績（一）（第二号様式）一通を、翌月二十日までに所轄陸運局長に提出しなければならない。

（年四回提出すべき報告書）

第四條　通運事業者は、毎年三月、六月、九月及び十二月の各一箇月間における当該事業につき、運搬具別運用実績（第五号様式）一通を、翌月二十日までに所轄陸運局長に提出しなければならない。

（年二回提出すべき報告書）

第五條　通運事業者は、毎年三月及び九月末日で終る各六箇月間における当該事業につき、左の各号に掲げる報告書一通を、当該期間経過後二十日以内に所轄陸運局長に提出しなければならない。

一　荷役機械操業実績（第六号様式）

二　荷物事故調（第十一号様式）

三　貨物引換証及び荷物代金取立調（第十二号様式）

第六條　陸運局長が指定する駅を取扱駅とする通運事業者は、当該取扱駅における毎年五月及び十一月の各一箇月間における当該事業につき、労務員賃金調（第七号様式）一通を、翌月二十日までに所轄陸運局長に提出しなければならない。

（毎年提出すべき報告書）

第七條　通運事業者は、毎年三月三十一日現在の、又は四月一日から翌年三月三十一日までの一箇年間における当該事業につき、左の各号に掲げる報告書二通を、四月末日までに所轄陸運局長に提出しなければならない。但し、第二号及び第四号の報告書にあつては一通とする。

一　通運事業実績（一）（第二号様式）

二　同（二）（第三号様式）

三　車扱主要品目別取扱実績（第四号様式）

四　従業員数（第八号様式）

五　運搬具数（第九号様式）

六　施設状況（第十号様式）

（報告書の作成）

第八條　第三條から第七條までに定める報告書は、通運事業者で一般免許業務と限定免許業務とを行う者にあつては当該業務別に、二以上の陸運局の管轄区域内にその取扱駅を有する者にあつては所轄陸運局別に作成するものとする。

（通運計算事業者の提出すべき報告書）

第九條　通運計算事業者は、毎営業年度における当該事業につき、第十三号様式による営業報告書一通を、当該営業年度の経過後二箇月以内に運輸大臣に提出しなければならない。

号外

（第二表）

損益計算表

年　月　日から　年　月　日まで

事業者名

収入 科目	収入 金額	支出 科目	支出 金額	損益
	円		円	円
通運事業収入		通運事業支出		
事業収入		事業支出		
発送収入		発送運賃及び掛費		
到着収入		到着掛費		
作業収入		作業掛費		
船車収入		船車掛費		
倉庫収入		倉庫掛費		
その他収入		その他掛費		
雑収入		その他支出		
収入利息及び配当金		営業費		
雑収		人件費		
		諸経費		
		財産価額償却金		
		諸税		
		支払利子		
		社債差損金		
		財産価額償却金		
		雑損		
計		計		
業収入		業支出		
業収入		業支出		
合計		合計		

備考　1　事業収入の各科目については各その取扱屯数を「車扱」と「その他」とに分けて欄外に記載すること。

2　財産価額償却金についてはその内訳を欄外に記載すること。

（第三表）

損益処分表

年　月　日から　年　月　日まで

事業者名

収入 科目	収入 金額	支出 科目	支出 金額
	円		円
前期繰越利益金		前期繰越欠損金	
当期利益金		当期欠損金	
後期繰越欠損金		決定準備金	
		別途積立金	
		従業員退職手当積立金	
		積立金	
		役員賞与金	
		株主配当金	
		優先株（年分厘）	
		普通株（年分厘）	
		後配株（年分厘）	
		後期繰越利益金	
合計		合計	

備考　1　優先株又は後配株に数種があるときは各種類ごとに配当金を区別して記載すること。

2　年度の中間で株金の払込があつたときはその期日及び金額を欄外に記載すること。

（第四表）

通運事業兼業費明細表

年　月　日から　年　月　日まで

事業者名

科目	金額 前期末	当期中増減	当期末	摘要
	円	円	円	
土地				
店舗用				
倉庫用				
用				
建物				
店舗用				
倉庫用				
用				
運搬具				
貨物自動車				
車両類				
はしけ				
その他				
什器				
諸係費				
合計				

備考　1　土地には借地権を、建物には造作をそれぞれ含めること。

2　当期中の増減額についてはその主要なものの内訳及び性質を摘要欄に記載すること。

（第五表）

職員表

年　月　日現在

事業者名

職名	人員	給与 給料月額	給与 諸給与月額	給与 合計	摘要
	人	円	円	円	
取締役社長					
専務取締役					
常務取締役					
取締役					
支配人					
計					
庶務会計					
主任					
書記					
雇員					
傭員					
計					
営業					
事務員 主任					
事務員 書記					
事務員 雇員					
事務員 計					
労務員 構内員					
労務員 積卸員					
労務員 集配員					
労務員 運転手					
労務員 助手上乗					
労務員 駆手					
労務員 車手					
労務員 雑作業員					
労務員 計					
合計					

備考　1　給料月額欄には年額のものは期末現在額の十二分の一を、日給額は期末現在額の三十倍を記載すること。

2　諸給与月額欄には臨時手当、賞与金、交際費、社宅料、被服代、時間増手当等の諸給与を一箇月分に平均したものを記載すること。

3　同一人で他の職務を兼務するときはこれを明示すること。

昭25.12.29.
官女

昭25.12.29.

第四号様式

住　所
事業者名　㊞

車扱主要品目別取扱実績
（　年度分）

駅別	発着別	種別 1 米	2 麦	3 小麦粉	4 いも類	5 大豆	6 野菜	7 果物	8 魚介類	9 塩	10 味噌醤油	11 砂糖	12 油脂及び原料	13 酒	14 煙草	15 木炭	16 薪	17 木材	18 肥料	19 石灰	20 薬品	21 工業薬品	22 飼料	23 畜類	24 石炭	25 亜炭	26 コークス	27 石油及び酒精	28 セメント	29 紙及びパルプ	30 繊維及び製品	31 機械及び車両類	32 銑鋼	33 金属屑	34 鉱礦	35 石灰石	36 砂利	37 石材	38 その他	39 計
駅	発送																																						
	到着																																						
	計																																						
合計	発送																																						
	到着																																						
	計																																						

備考　この年報には3月日31を末日とする1箇年間の実績を計上し、4月末日までに提出すること。

第五号様式

住　所
事業者名　㊞

運搬具別運用実績
（　月分）

運搬具別 種別		実在台数	延実働台数	実働率	運搬屯数	運搬延回数	一車運搬一日平均屯数	延走行粁 実車粁	延走行粁 空車粁	延走行粁 計	一車一日平均走行粁 実車粁	一車一日平均走行粁 空車粁	一車一日平均走行粁 計	一車運搬一日平均回数	一回平均走行粁 実車粁	一回平均走行粁 空車粁	一回平均走行粁 計
自動車	普通車																
	小型車																
	特殊車																
荷牛馬車																	
荷車リヤカー																	
はしけ																	
傭車船	自動車																
	荷牛馬車																
	はしけ																

備考　1　この月報は3月、6月、9月及び12月の各1箇月間の実績を計上し、翌月20日までに提出すること。
2　「実在台数」欄には通運事業のために使用する運搬具で自己の所有する実数を計上すること。従つて自己所有のもので他の部門に属するものは除くこと。又他部門に属する運搬具を通運事業に使用した場合は傭車船として「実在台数」欄には計上しないこと。荷牛馬車で牛馬又は運搬具のいずれか一方が所有の場合は「実在台数」欄に計上すること。
3　実在台数が月の中途で増減する場合は月間延実在台数を月間日数で除し、小数点1位以下の端数を4捨5入すること。
4　平均数は小数点1位まで計上し端数は4捨5入すること。
5　「小型車」欄には積載量1屯以下のものを計上すること。トレーラーはけん引、被けん引を一組とする台数を「特殊車」欄に計上すること。馬橇は「荷牛馬車」欄に手橇は「荷車リヤカー」欄にそれぞれ計上すること。

第二号様式

住　所
事業者名　㊞

通運事業実績（一）
（　月分又は　年度）

駅別	発着別	種別 取扱 車扱	取扱 小口混載	取扱 小口扱	取扱 計	取扱 内線専用扱	積卸 車扱	積卸 小口混載	積卸 小口扱	積卸 計	積卸 内線専用扱	積卸 内連水陸路	運搬 集配 車扱	運搬 集配 小口混載	運搬 集配 小口扱	運搬 集配 計	運搬 その他	運搬 合計	運搬 内線専用扱	手小荷物 取扱	手小荷物 集配
		屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	個	個
駅	発送																				
	到着																				
	計																				
合計	発送																				
	到着																				
	計																				

備考　1　この表には毎1箇月間の実績及び3月31日を末日とする、1箇年間の実績を計上すること。
2　月報は翌月20日までに、年報は4月末日までに提出すること。
3　営業休止中の駅についてはその旨を欄外に記入すること。
4　車扱は運賃計算屯数、他は実重量屯数を計上し、端数は4捨5入すること。但し1屯に満たない場合は小数点1位まで計し上し端数を4捨5入すること。
5　「積卸」の「内水陸連絡」欄貨物で専用線扱となるものは「内専用線扱」欄にも計上すること。
6　「運搬」の「その他」欄には道路運送法に基く一般貸切（通運）の免許による一般貸切扱のものを計上すること。

第三号様式

住　所
事業者名　㊞

通運事業実績（二）

附帯業務 保管	附帯業務 移送	附帯業務 中継	附帯業務 仕分	附帯業務 荷造	附帯業務 計	兼営事業 倉庫	兼営事業 貨物自動車運送 貸切	兼営事業 貨物自動車運送 積合	兼営事業 貨物軽車両運送	兼営事業 港湾荷役 沿岸	兼営事業 港湾荷役 船内	兼営事業 はしけ回送	兼営事業 荷造	兼営事業 計
屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯

備考　1　この年報には3月31日を末日とする1箇年間の実績を計上し、4月末日までに提出すること。
2　「附帯業務」欄にはすべて通運にかかる物品で有料扱のものを計上すること。
3　「倉庫」欄には営業倉庫で入出庫扱となるものの数量を計上すること。
4　「貨物自動車運送」欄及び「貨物軽車両運送」欄には第二号様式「運搬」欄に計上した分を除くこと。
5　単位は実重量屯とし端数は4捨5入すること。

号外

昭25.12.29.

第八号様式

住所
事業者名　㊞

従業員数
（　年度分）

種別 / 男女別	事務員	労務員 在籍 構内員	積卸員	集配員 運転手	助手及び上乗	駆手	車手	計	雑作業員	計	労務員 専属 構内員	積卸員	集配員 運転手	助手及び上乗	駆手	車手	計	雑作業員	計	労務員計	従業員計	兼営事業従業員	合計
男																							
女																							
計																							
臨時雇入延人員																							

備考　1　この年報には毎年3月末日現在の実数を計上し、4月末日までに提出すること。

2　2以上の職種に従事する者はその主たる職種に計上すること。

3　「兼営事業」欄には第二号様式に列挙された事業以外のものもあわせて計上すること。

4　「構内員」欄には荷物の引渡、監査又は荷捌に従事し、積卸、集配その他の作業を指導する者を計上すること。

第九号様式

住所
事業者名　㊞

運搬具数
（　年度分）

駅別 / 種別 所有専属別	貨物自動車 普通車	小型車	特殊車 けん引車	特殊車 その他	計	被けん引車	牛頭数	馬頭数	荷車牛車	荷車馬車	荷車計	橇	リヤカー	橇 肩引	橇 牛馬用	自転車	はしけ
駅 所有																	
駅 専属																	
駅 計																	
合計 所有																	
合計 専属																	
合計 計																	
他の部門に使用する運搬具																	

備考　1　この年報には毎年3月31日現在の実数を計上し、4月末日までに提出すること。

2　「専属」欄には當時備入する実数を計上すること。

第六号様式

住所
事業者名　㊞

荷役機械操業実績
（　半期分）

種別 / 実績	所有 起重機	自動車	起重機	コンベヤー	その他	計	入換動力車	その他 国有鉄道 起重機	自動車	起重機	コンベヤー	その他	計	入換動力車	その他 その他 起重機	自動車	起重機	コンベヤー	その他	計	入換動力車	合計	入換動力車計
基数																							
稼働延日数																							
操業実績	屯	屯	屯	屯	屯	車	屯	屯	屯	屯	屯	屯	車	屯	屯	屯	屯	屯	屯	車	屯	車	

備考　1　この報告には毎年3月又は9月で終る各6箇月間の実績を計上し、4月20日又は10月20日までに提出すること。

2　「起重機」欄にはガントリークレーン、天上走行起重機、テルハー、ホイスト、ジブクレーン、デリッククレーン及びロコモチブクレーン等の実績を含め計上すること。

3　「自動車起重機」欄にはクローラクレーン及びレッカー等の実績を含め計上すること。

4　「その他」欄にはローダ、アンローダ、スタッカー、フォークリフトトラック、捲上機、ウインチ及びホイスト等の実績を計上すること。

5　「入換動力車」の「操業実績」欄には入換動力車による入換貨車数（空車も含む）を計上すること。

第七号様式

住所
事業者名　㊞

労務員賃金調
（　月分）

職種別		在籍数	受給延日数	基本給 総額 A	基本給 一日平均 A/N	諸手当 総額 家族	諸手当 総額 地域	諸手当 総額 その他	諸手当 総額 計	諸手当 一日平均 B/N	一日平均 A+B/N	記事
在籍	構内員											
	積卸員											
	集配員 運転手											
	集配員 助手及び上乗											
	集配員 駆手（馬持を除く）											
	集配員 車手											
	集配員 計											
	雑作業員											
	合計											

その他	月間延人員	賃金総額	一日平均日額

備考　1　この月報には5月及び11月の各1箇月間の賃金を計上し、翌月20日までに提出すること。

2　女子労務員は該当欄に括弧をもつて別掲とすること。

3　「受給延日数」欄には基本給の支給を受けた延日数を計上すること（公休、忌引等出勤しないで給料の支給を受けた場合を含む）。

4　「諸手当」欄の「その他」欄には役付、雑作業その他作業関係諸手当を計上し、賞与及び現物給与等は除くこと。

5　二以上の職種に従事している者は主たる職種に計上すること。

6　「職種別」の「その他」欄には臨時雇入の労務員の賃金を計上すること。

7　1日平均以外の金額は円未満は4捨5入すること。

8　1日平均の金額で銭未満は4捨5入すること。

号外

昭25.12.29.

第十号様式

住所

事業者名　㊞

施設状況

（　年度分）

駅別	種別	事務所 棟数	事務所 面積	荷扱所 棟数	荷扱所 面積	保管庫 棟数	保管庫 面積	上屋 棟数	上屋 面積	車庫 棟数	車庫 面積	既舎 棟数	既舎 面積	労務員詰所 棟数	労務員詰所 面積	露天置場 場数	露天置場 面積	その他 棟数	その他 面積	専用線 専用側線	専用線 専用鉄道	専用線 計
			平方米		平方米		平方米		平方米		平方米		平方米		平方米		平方米		平方米	米	米	米
駅	所有																					
	その他																					
	計																					
合計	所有																					
	その他																					
	計																					

備考　1　この年報には毎年3月31日現在の状況を計上し、4月末日までに提出すること。
2　面積は平方米単位とし、専用線は延長米単位として端数は4捨5入すること。
3　通運事業以外の兼営事業に常時使用する施設の面積は除くこと。
4　「荷扱所」欄には市内集荷所等のような事務所の補助的施設を計上すること。
5　「種別」の「その他」欄には例えば車両修理工場又は修繕場、燃飼料製造所、厚生施設等の場所又は建物等の事業場を計上すること。

第十一号様式

住所

事業者名　㊞

荷物事故調

（　半期分）

車扱 第一種	車扱 第二種	車扱 計	その他 第一種	その他 第二種	その他 計	計 第一種	計 第二種	計 計	競売件数	寄託件数	損害賠償 件数	損害賠償 金額	運送保険 保険契約 件数	運送保険 保険契約 金額	運送保険 保険金の支払 件数	運送保険 保険金の支払 金額	運送保険 取扱手数料 金額

備考　1　この報告には3月又は9月で終る各6箇月間の実績を計上し、4月20日又は10月20日までに提出すること。
2　「第一種」欄には盗難、不着、紛失、破損、減量、汚損、濡損、焼損、変質、動物死傷、その他の損傷及び引渡遅延を計上し、「第二種」欄には荷主不明及び引渡不能の荷物を計上すること。両欄ともに自己の責任であると否とを問わず自己の取り扱つたものを計上すること。但し、鉄道輸送中の事故にかかるものは括弧書として計上すること。
3　第十二号様式で計上される貨物引換証付物品の事故件数はこの報告から除くこと。

第十二号様式

住所

事業者名　㊞

貨物引換証及び荷物代金取立扱調

（　半期分）

貨物引換証 発行件数	貨物引換証 金額	荷物代金取立扱 扱件数	荷物代金取立扱 金額	荷物代金取立扱 料金	記事

備考　1　この報告には3月又は9月で終る各6箇月間の実績を計上し、4月20日又は10月20日までに提出すること。
2　金額の記載のない貨物引換証は「発行件数」欄に件数を括弧で別計すること。
3　「記事」欄には貨物引換証付物品の事故件数（窗店で記入）及び特殊な事故と思われるものを詳細に記入すること。

第十三号様式

年　月　日

住所

通運計算事業者名　印

通運計算事業営業報告書

年上（下）期　年　月　日から　年　月　日まで

一　概況
この項は、事業の概要を示すことを目的とし、当該期間において通運計算事業に関し、行政庁に申請した事項、その指令の要領、商業登記、訴訟その他重要な庶務事項並びに総合に関する事項等を記載すること。

二　施設
この項は、施設の状況を示すことを目的とし、当該期間における事務所の新設、移転等に関する事項を記載すること。

三　営業
この項は、営業の状況を示すことを目的とし、当該期間における通運計算取扱高及び当該年度末における加入者状況等を前期及び前々期と比較し、営業成績に影響を及ぼした重要な事項を記載すること。

四　会計
この項は、会計の状況を示すことを目的とし、当該期間における資本金、社債金、借入金、その他資金の増減、財産価格の償却等会計に関する事項を記載すること。

五　兼業
この項は、他の事業を営む場合において、一事業ごとに事業種別、事業地域、従業員数（兼務者を除く）、興業費、収入、支出、益金等を掲げ事業の状況を記載すること。

（第一表）　貸借対照表

年　月　日現在　事業者名

借方 科目	借方 金額 円	貸方 科目	貸方 金額 円
現金		預り金	
預け金		未払金	
貸付金		交計仮預り金	
未収金		諸引当金	
交計前渡金		支払手形	
受取手形		社債金	
仮払金		借入金	
在庫品		保証預り金	
差入保証金			
諸立替金		資本金	
有価証券		法定準備金	
その他の流動資産		別途積立金	
計算事業興業費		従業員退職積立金	
その他の固定資産			
		その他の負債	
前期繰越欠損金		前期繰越利益金	
当期欠損金		当期利益金	
総計		総計	

備考　下記のものについてはその内訳及び性質等を欄外に記載すること。
有価証券、未収金、仮払金、社債金及び未払金

（第三表）　損益処分表

年　月　日から　年　月　日まで　事業者名

収入 科目	収入 金額 円	支出 科目	支出 金額 円
前期繰越利益金		前期繰越欠損金	
当期利益金		当期欠損金	
後期繰越欠損金		法定準備金	
		別途積立金	
		従業員退職手当積立金	
		積立金	
		役員賞与金	
		株主配当金	
		優先株（年分厘）	
		普通株（年分厘）	
		後配株（年分厘）	
		後期繰越利益金	
合計		合計	

備考　1　優先株又は後配株に数種があるときは、各種類ごとに配当金を区別して記載すること。
2　年度の中間で株金の払込があつたときは、その期日及び金額を欄外に記載すること。

（第二表）　損益計算書

年　月　日から　年　月　日まで　事業者名

収入（益） 科目	収入（益） 金額 円	支出（損） 科目	支出（損） 金額 円	差引損益 金額 円
計算収入		計算支出		
違約金収入				
		営業費		
		人件費		
利息収入		諸経費		
配当収入		償却金		
		諸税		
		支払利息		
雑収入		雑損		
合計		合計		
その他事業収入		その他事業支出		
総計		総計		

備考　償却金についてはその内訳を欄外に記載すること。

号外

P.20

昭25.12.29.

第十五号様式

住　所
事業者名　　㊞

計算尻未収金状況

主なる取扱駅名	通運事業者名	金　額	記　事

備考　1　この月報には毎月末現在の状況を翌月20日までに提出すること。
2　この月報には15日以上経過した加入者の未収金を計上すること。
3　「記事」欄には未収金の延滞回数（15日を1回とする）等を記入すること。

裁判所公告

○公示催告

●昭和二十五年(ヘ)第一七号
宮城県本吉郡志津川町字蛇王百九十二の五番地
佐々木勇治ことサヽキ勇治

申立人、佐々木勇治ことサヽキ勇治

別紙表示の株券につき、前記申立人より公示催告の申立があつたから、前記申立人は、昭和二十六年九月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月七日
仙台簡易裁判所
裁判官　手戸清蔵

（別紙）
一、株券の種類　目録
一、株券の種類　東北配電株式会社普通甲株式二十株券二枚
一株券の記号番号　普通ろ甲第二一二〇七号、第二一五二〇八号
一株券の額面　金五百円
一株の拂込額　金五十円
一発行者　東北配電株式会社
一発行年月日　昭和二十四年九月一日
一最初の株主　佐々木勇治
一最終の株主　佐々木勇治

●昭和二十五年(ヘ)第一八号
宮城県本吉郡志津川町字林五十二番地
申立人　石田善衛

別紙表示の株券につき、前記申立人より公示催告の申立があつたから、其の所持人は昭和二十六年九月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月七日
仙台簡易裁判所
裁判官　手戸清蔵

（別紙）
一、株券の種類　目録
一、株券の種類　東北配電株式会社普通甲株式二十株券二枚
一株券の記号番号　普通ろ甲第二一二三号、第二一三七六一号
一株券の額面　金五百円
一株の拂込額　金五十円
一発行者　東北配電株式会社
一発行年月日　昭和二十四年九月一日
一最初の株主　石田善衛
一最終の株主　石田善衛

●昭和二十五年(ヘ)第一九号
宮城県本吉郡志津川町字林八十七番地
申立人　石田源次郎

別紙表示の株券につき、前記申立人より公示催告の申立があつたから、其の所持人は昭和二十六年九月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月七日
仙台簡易裁判所
裁判官　手戸清蔵

（別紙）
一、株券の種類　目録
一、株券の種類　東北配電株式会社普通甲株式四十株券四枚
一株券の記号番号　普通ろ甲第二一三七五二号至第二一三七五五号
一株券の額面　金五百円
一株の拂込額　金五十円
一発行者　東北配電株式会社
一発行年月日　昭和二十四年九月一日
一最初の株主　石田源次郎
一最終の株主　石田源次郎

●昭和二十五年(ヘ)第二〇号
宮城県本吉郡志津川町字蛇王二百四の二番地
申立人　小山　巽亮

別紙表示の株券につき、前記申立人より公示催告の申立があつたから、其の所持人は昭和二十六年九月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月七日
仙台簡易裁判所
裁判官　手戸清蔵

（別紙）
一、株券の種類　目録
一、株券の種類　東北配電株式会社普通甲株式二十株券二枚
一株券の記号番号　普通ろ甲第二一二四〇三三号、第二一四〇三四号
一株券の額面　金五百円
一株の拂込額　金五十円
一発行者　東北配電株式会社
一発行年月日　昭和二十四年九月一日
一最初の株主　小山巽亮
一最終の株主　小山巽亮

●昭和二十五年(ヘ)第二一号
宮城県本吉郡志津川町字蛇王二百三十七番地
申立人　及川幸之進

別紙表示の株券につき、前記申立人より公示催告の申立があつたから、其の所持人は昭和二十六年九月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月七日
仙台簡易裁判所
裁判官　手戸清蔵

（別紙）
一、株券の種類　目録
一、株券の種類　東北配電株式会社普通甲株式二十株券二枚
一株券の記号番号　普通ろ甲第二一二四一九六号
一株券の額面　金五百円
一株の拂込額　金五十円
一発行者　東北配電株式会社
一発行年月日　昭和二十四年九月一日
一最初の株主　及川幸之進
一最終の株主　及川幸之進

●昭和二十五年(ヘ)第二二号
宮城県本吉郡志津川町字蛇王百二十七番地
申立人　小山亀之助

別紙表示の株券につき、前記申立人より公示催告の申立があつたから、其の所持人は昭和二十六年九月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月七日
仙台簡易裁判所
裁判官　手戸清蔵

（別紙）
一、株券の種類　目録
一、株券の種類　東北配電株式会社普通甲株式二十株券二枚
一株券の記号番号　普通ろ甲第二一二四〇三一号、第二一二四〇三二号
一株券の額面　金五百円
一株の拂込額　金五十円
一発行者　東北配電株式会社
一発行年月日　昭和二十四年九月一日
一最初の株主　小山亀之助
一最終の株主　小山亀之助

●昭和二十五年(ヘ)第二三号
宮城県本吉郡志津川町字蛇王百二十九番地
申立人　小山亀之助

別紙表示の株券につき、前記申立人より公示催告の申立があつたから、其の所持人は昭和二十六年九月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十二月七日
仙台簡易裁判所
裁判官　手戸清蔵

（別紙）
一、株券の種類　目録
一、株券の種類　東北配電株式会社普通甲株式二十株券二枚
一株券の記号番号　普通ろ甲第二一二四一九五号、第二一二四一九六号
一株券の額面　金五百円
一株の拂込額　金五十円
一発行者　東北配電株式会社
一発行年月日　昭和二十四年九月一日
一最初の株主　及川幸之進
一最終の株主　及川幸之進

●昭和二十五年(ヘ)第二四号
宮城県本吉郡志津川町字細浦五十三番地
申立人　大森　源六

別紙表示の株券につき、前記申立人より公示催告の申立があつたから、其の所持人は昭和二十六年九月二十四日迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に

（第五表）　職　員　表

年　月　日現在

事業名

職名	人員	給与			摘要
		給料月額	諸給与月額	合計	
	人	円	円	円	
取締役社長					
専務取締役					
常務取締役					
取締役					
支配人					
計					
庶務会計主任					
書記					
雇員					
計					
営業主任					
書記					
雇員					
計					
合計					

備考　1　給与月額欄には年額のものは期末現在額の十二分の一を、日給額は期末現在額の三十倍を記載すること。
2　諸給与月額欄には臨時手当、賞与金、交際費、社宅料、被服代、時間増手当等の諸給与を一箇月分に平均したものを記載すること。
3　同一人で他の職務を兼務するときは、これを明示すること。

（第四表）　通運計算事業興業費明細表

年　月　日から　年　月　日まで

事業者名

科目	金額			摘要
	前期末	当期中増減	当期末	
	円	円	円	
土地				
店舗用				
用				
建物				
店舗用				
用				
什器				
諸係費				
合計				

備考　1　土地には借地権を、建物には造作をそれぞれ含めること。
2　当期中の増減額についてはその主要なものの内訳及び性質を摘要欄に記載すること。

第十四号様式

住　所
事業者名　　㊞

通運計算事業実績

（　月分）

種別 / 業者別	交付又は取立	加入者数	請求			計算尻	
			口数	金額	計算手数料	支払高	取立高
通運事業者							
その他							
合計							

備考　この月報には毎1箇月間の実績を計上し、翌月20日までに提出すること。

号外

昭和二十五年十二月二十九日　第三種郵便物認可

印刷局

昭25.12.29.

官報

号外（物価第六十七号）

目次

告示
○食糧配給公団が販売する米麦等の販売価格の統制額指定　一
○玄米、精米、籾、大麦、稞麦及び小麦の販売価格の統制額指定　一
○砕米、屑米及びしいなの販売価格の統制額指定　二
○めん類の販売価格の統制額指定　二
○パン類の販売価格の統制額指定　三
○大豆の販売価格の統制額指定　三
○昭和二十五年物価庁告示第四百五十五号中一、の告示による統制額の適用停止期間延長　五
○石油の統制額の一部改正　五
○板硝子の販売価格の統制額指定　五
○洋紙の販売価格の統制額指定　五
○綿織物の販売価格の統制額の一部改正　五
告示、公示
○塩販売人の塩販売制限価格指定　五

告示

◉物価庁告示第六百十二号

物価統制令第四條の規定によつて、食糧配給公団が販売する米麦等の販売価格の統制額を次のように指定し、昭和二十四年五月物価庁告示第三百二十六号（食糧配給公団が主食用として販売する玄麦の販売価格の統制額指定の件）及び昭和二十五年一月一日物価庁告示第二号（米麦等の販売価格の統制額指定の件）は、廃止する。

昭和二十五年十二月二十九日

物価庁長官　周東　英雄

第一　統制額

種別		販売価格の統制額（正味一〇キログラムにつき）
		円
精米	うるち精米	五一五・〇〇
	もち精米	五五五・〇〇
輸入精米		四六五・〇〇
玄米	うるち玄米	四九〇・〇〇
	もち玄米	五三五・〇〇
精麦	押麦	四〇〇・〇〇
	挽割麦	三九五・〇〇
	丸麦	三九〇・〇〇
小麦粉		四二五・〇〇
玄麦	大麦	二八〇・〇〇
	はだか麦	三三〇・〇〇
	小麦	三三〇・〇〇

第二　販売條件その他

一、この表の統制額は、裸売りのものの持込み渡し又は売主店先渡しの統制額とする。

二、主要食糧検査令施行規則第十二條第二項の規定によつて増設された五等玄米を原料とする精米の統制額は、この表の精米の統制額から一〇キログラムにつき五〇円を差引いた額とする。

三、輸入精米であつて農林大臣及び物価庁長官が特に指定したものについては、この表の精米の統制額によることができる。

四、小麦粉を綜合配給用のパン及び生めん等の加工用に販売する場合の統制額は、二二キログラムにつき九〇一円二〇銭とする。但し、容器込で販売する場合は、次の金額を加算した額とする。

新ス・フ袋	二二キログラムにつき	円 三〇・〇〇
新紙袋	〃	六・〇〇
故紙袋	〃	六・〇〇
綿袋	〃	五三・〇〇
㊒綿袋	〃	五三・〇〇
㊒綿袋	四四キログラムにつき	八〇・〇〇

前項の額は製造工場又はこれに準ずる場所渡しのものの統制額であつて、都道府県知事の指定する配給所渡しで販売する場合の統制額は、前項の額から二二キログラムにつき三円四〇銭を差引いた額とする。

附　則

この告示は、昭和二十六年一月一日から実施する。

◉物価庁告示第六百十三号

物価統制令第四條の規定によつて、玄米、精米、籾、大麦、稞麦及び小麦の販売価格の統制額を次のように指定し、昭和二十五年四月物価庁告示第二百九十四号（玄米、籾、大麦、稞麦及び小麦の販売価格の統制額指定の件）は、廃止する。

昭和二十五年十二月二十九日

物価庁長官　周東　英雄

第一　統制額表

品目		量	販売価格の統制額
			円
玄米	うるち玄米	正味六〇キログラムにつき	二、六九五・〇〇
	もち玄米	同	二、九一五・〇〇
精米	うるち精米	同	二、八四三・〇〇
	もち精米	同	三、〇七三・〇〇
籾	うるち籾	正味三七・五キログラムにつき	一、三〇二・〇〇
	もち籾	同	一、四二二・〇〇
大麦		正味四五キログラムにつき	一、三二九・一〇
同		正味五二・五キログラムにつき	一、五三八・三〇
稞麦		正味六〇キログラムにつき	一、九六九・三〇
小麦		同	一、九九四・三〇

第二　販売條件その他

一、この表の統制額は、政府が売り渡したものの統制額であつて、その他のものの統制額は、昭和二十五年十二月十八日農林省、物価庁告示第十九号（昭和二十五年産米穀の政府買入価格指定の件）大麦、稞麦及び小麦については、昭和二十五年八月農林省、物価庁告示第十号（昭和二十五年産の大麦、稞麦及び小麦の政府買入価格指定の件）に定める政府の買入価格と同額とする。但し、主要食糧検査令による検査を受けないものの統制額は、玄米、精米及び籾については、二等のものの価格と同額とする。

二、この表の統制額は、等級及び包装の如何を問はないものとする。

三、販売を業とする者（生産者の団体を含む。）が販売する場合の統制額は、この表の統制額（政府が別段の額で売り渡したものについては、その額）に一俵につき二十円（但し、籾については十二円）及び政府売渡場所から引渡場所までの運賃諸掛の実費を加算した額とする。

四、この表の統制額は、食糧配給公団が販売する場合にはこれを適用しない。

附　則

この告示は、昭和二十六年一月一日から実施する。

◉物価庁告示第六百十四号

物価統制令第四條の規定によつて、砕米、屑米及びしいなの販売価格の統制額を次のように指定し、昭和二十五年五月二十日物価庁告示第三百四十七号（砕米、屑米及びしいなの販売価格の統制額指定の件）は、廃止する。

昭和二十五年十二月二十九日

物価庁長官　周東　英雄

第一　統制額表

種別	量	生産者販売価格の統制額
		円
砕米	正味四五キログラムにつき	九四四・九〇
屑米	同	一、四八二・五〇
しいな	正味三七・五キログラムにつき	六〇五・五〇

第二　販売條件その他

一、この表の砕米の統制額は、包装込みのもの精米所、産地倉庫又はこれに準ずる場所渡しの統制額とし、この表の屑米及びしいなの統制額は、主要食糧検査令による検査（以下検査という。）をつけた包装込みのもの産地倉庫渡しの統制額とする。

前項の検査をうけない屑米及びしいなの統制額は、この表の統制額から屑米では正味四五キログラムにつき一七九円、しいなでは正味三七・五キログラムにつき七〇円をそれぞれ差引いた額とする。

裸のまま販売する場合の統制額は、この表の統制額から砕米及び屑米では、正味

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

物価号外

昭25.12.29.

五キログラムにつき三六円五〇銭、しいなでは、正味三七・五キログラムにつき三六円五〇銭をそれぞれ差引いた額とする。

二、粋米、屑米及びしいなの生産者以外のものの販売価格の統制額は、この表の生産者販売価格の統制額（政府が別段の額で売り渡したものについてはその額）の五分増の額に、一、に掲げる受渡場所から当該品の売主店先迄の運賃諸掛を加算した額とする。

◎**物価庁告示第六百十五号**

物価統制令第四條の規定によつて、めん類の販売価格の統制額を次のように指定し、昭和二十五年一月二十二日物価庁告示第百五十五号（めん類の販売価格の統制額指定の件）は、廃止する。

昭和二十五年十二月二十九日

物価庁長官　周東　英雄

種別	単位	販売価格の統制額
手延製そうめん	正味三九〇グラムにつき	二二円三〇
機械製そうめん ひやむぎ	同	一九・九〇
乾うどん、平めん、乾そば、乾支那そば	同	一九・五〇
短めん	同	一九・〇〇
節めん（手延製そうめんの屑）	同	二一・九〇

この表の販売価格の統制額は、裸売りのものの売主店先渡し又は持込み渡しの額とする。

二、マカロニー（ロング又はカット）

販売価格の統制額	正味三九〇グラムにつき	三〇・四〇円

(1)マカロニーとは、小麦粉を原料として圧搾製造した製品であつて、その水分一三%以下のものとする。

(2)この表の販売価格の統制額は、売主店先渡し又は持込渡しの額とする。

(3)スパゲテー、バーミセリ、タリヤテルレ、アルファベット及びエルボマカロニーの販売価格の統制額は、この表によるものとする。

三、生めん

種別	単位	製造販売業者販売価格の統制額	小売販売業者販売価格の統制額
生うどん、生そば又は生支那そば	四五匁につき	六・二〇円	六・四〇円

(1)この表の生うどん、生そば又は生支那そばとは左に掲げる配給割合でこね上げ生のままめん線となしたものをいう。

生うどん又は生そば	生支那そば
小麦粉	二二キログラム
麦粉重量二〇%以上のそば粉を代替するものとする。	二キログラム
澱粉（打粉として使用する。）	―適量
がん水（代用薬品を含む。）	適量
食塩	適量
水	六・八キログラム以下

(2)この表の製造販売業者販売価格の統制額は、小売販売業者の店先まで持込んだ場合の統制額とし、小売販売業者販売価格の統制額は売主店先渡し又は持込渡しの統制額とする。

(3)この表の統制額は四五匁以外の生めんであつても都道府県知事が特に承認した場合は、その生めんに適用することができるものとする。

四、玉うどん（玉そばを含む以下同じ。）、蒸支那そば（生支那そばを蒸したもの）、水洗蒸支那そば（蒸支那そばを水洗したもの）及び飲食店等における調理しためん類の販売価格の統制額は、都道府県知事が定める額による。但し、都道府県知事が玉うどんの販売価格の統制額を定めるについては、管区経済局長の承認を受けるものとする。

附　則

この告示は、昭和二十六年一月一日から実施する。

◎**物価庁告示第六百十六号**

物価統制令第四條の規定によつて、パン類の販売価格の統制額を次のように指定し、昭和二十五年十一月一日物価庁告示第五百四十二号（パン類の販売価格の統制額指定の件）は、廃止する。

昭和二十五年十二月二十九日

物価庁長官　周東　英雄

第一　統制額表

種別	単位量	水分	製造販売業者販売価格の統制額（店先又は持込渡し）	小売販売業者販売価格の統制額（持込渡し）
パン	一個一七六・六グラムのコッペ焼のもの三個について	―	二一円三九	二二円二〇
パン	型焼のもの一斤（五三八・三グラム）について	―	二一・三九	二二・二〇
砂糖バター入パン	一個カナダ産硬質小麦粉混用の場合一八〇グラム、普通小麦粉のみの場合一八二グラムのコッペ焼のもの三個につき		三六%以下	
	型焼のもの一斤（カナダ産硬質小麦粉混用の場合五四七グラム、普通小麦粉のみの場合五六グラム）につき		三七%以下	
バター入パン	一個一七七グラムのコッペ焼のもの三個につき		三六%以下	
	型焼のもの一斤（五三八グラム）につき		三七%以下	

第二　販売條件その他

一、パンとは、小麦粉に適量の副材料を加え酵母によつてはつ酵させ焼いたものをいう。但し、副材料は使用しなくともよい。

砂糖バター入パンとは、パンに原粉小麦粉の重量の三%に相当する砂糖及び二%に相当する人造バターを混入して製造したパンをいう。

バター入パンとはパンに原料小麦粉の重量の二%に相当する人造バターを混入して製造したパンをいう。

二、食糧庁長官の定める人工甘味入りのものの統制額は、この表のパン、砂糖バター入パン及びバター入パンのものの統制額にそれぞれ六〇銭を加えた額とする。

三、都道府県知事が特に承認した場合は、この表の統制額に定めるそれぞれの量目以外のものであつてもこの表のそれぞれの統制額によることができるものとする。但し、右以外の場合は重量の比例によつてこの表のそれぞれの統制額から算出した額とし、銭位未満の端数は四捨五入するものとする。

附　則

この告示は、昭和二十六年一月一日から実施する。

◎**物価庁告示第六百十七号**

物価統制令第四條の規定によつて、大豆の販売価格の統制額を次のように指定し、昭和二十五年二月十六日物価庁告示第百四十八号（大豆の販売価格の統制額指定の件）は、廃止する。この指定については物価統制令第八條ノ二本文の規定は適用しない。

昭和二十五年十二月二十九日

物価庁長官　周東　英雄

第一　統制額表

種別	量目	販売業者販売価格の統制額	小売販売業者販売価格の統制額
国内産大豆	正味六〇キログラムにつき	二、八五七・〇〇円	二、九一四・〇〇円
外国産大豆	正味六〇キログラムにつき	二、九六五・〇〇	―

第二　販売條件

一、この表の国内産大豆の統制額は、包装込みのものの買主指定港の岸壁上屋又は岸壁最寄の倉庫又はこれに準ずる場所渡しの統制額とする。但し、農林大臣が特に認めた場合当該大豆を産地倉庫渡し、又はこれに準ずる場所渡しで販売する場合の統制額は、この表の油糧砂糖配給公団又は販売業者の統制額から正味六〇キログラムにつき、油糧砂糖配給公団販売価格の統制額については四六六円五〇銭、販売業者販売価格の統制額については四七五円五〇銭をそれぞれ差引いた額とする。

二、この表の外国産大豆の統制額は、裸のものの買主指定港の岸壁上屋又は岸壁最寄の倉庫渡し、又はこれに準ずる場所渡しの統制額であつて、包装込のものの統制額は、この表の統制額に左に掲げる包装代を加えた額とする。

包装の種別	単位	包装代
ガンニ麻袋	一枚につき	九〇円
（シアン麻袋）	一枚につき	五〇円

三、輸出（加工して輸出する場合を含む。）用国内産大豆を買主指定港の岸壁上屋又は岸壁最寄の倉庫又はこれに準ずる場所渡しで販売する統制額は、この表の統制額にかかわらず包装込正味六〇キログラムにつき二、九六九円五〇銭とする。

四、正味六〇キログラム以外の量目入りのものの中味の統制額は、国内産大豆については、一、又は三、の統制額から四円五〇銭を差し引いた中味の価格を、外国産大豆については、この表の統制額をそれぞれ基準として、内容量の正比例によつて算出した額とし、一〇銭未満の端数は四捨五入する。

包装込の統制額は、前項の中味の統制額に、国内産大豆については一俵につき四円五〇銭を、外国産大豆については、二、に掲げた包装代をそれぞれ加えた額とする。

◎**物価庁告示第六百十八号**

昭和二十五年七月二十九日物価庁告示第四百五十五号中一、の告示による統制額の適用停止期間を、昭和二十六年一月一日より同年七月三十一日まで延長する。

昭和二十五年十二月二十九日

物価庁長官　周東　英雄

◎**物価庁告示第六百十九号**

昭和二十五年十二月物価庁告示第五百八十九号（石油の統制額指定の件）の一部を次のように改正し、昭和二十六年一月一日よりこれを施行する。

昭和二十五年十二月二十九日

物価庁長官　周東　英雄

第一統制額表中「揮発油の統制額」を次のように改める。

自動車用揮発油	一四、一八〇	一九、四八〇
ゴム用〃	二五、四〇〇	三三、四〇〇
大豆用〃	五九、三〇〇	六七、三〇〇
脫水用〃	三七、〇〇〇	四五、〇〇〇
ミネラルターペン	二八、八〇〇	三六、八〇〇
ベンヂン	四一、七〇〇	四九、七〇〇

◎**物価庁告示第六百二十号**

物価統制令第四條の規定によつて、板硝子の販売価格等の統制額を次のように指定し、昭和二十五年三月十八日物価庁告示第二百二十六号（板硝子の販売価格等の統制額指定の件）は、これを廃止する。

この告示は、昭和二十六年一月一日より施行する。

昭和二十五年十二月二十九日

物価庁長官　周東　英雄

一、統制額表

品種	厚	品等	一箱入数	製造業者販売価格の統制額（但し、一箱に付）	卸売業者販売価格の統制額（但し、一箱に付）	小売業者又は小販売価格の統制額（但し、一平方フイートに付）（店頭で行う場合）	小売業者又は小販売価格の統制額（但し、一平方フイートに付）（出張して行う場合）
並厚透明	一・七ミリ以上二ミリ以下	A印	一六枚より一〇三枚まで	三、四一六・〇〇円	三、七二四・〇〇円	一・二〇円	一・二〇円
同	同	B印	同	二、八五〇・〇〇	三、一〇三・〇〇	一・一〇	一・一〇
同	同	A印	一七枚より一〇三枚まで	二、八四六・〇〇	三、一〇二・〇〇	一・一〇	一・一〇
同	同	B印	同	二、一九〇・〇〇	二、三八八・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
同	同	A印	一七枚より一〇三枚まで	二、一九〇・〇〇	二、三八八・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
並厚溜	同	同	同	二、三五六・〇〇	二、五九八・〇〇	一・一〇	一・一〇
三ミリ透明	二・七ミリ以上三・二ミリ以下	A印	四枚より六枚まで	七、〇一〇・〇〇	七、七四一・〇〇	一・八〇	一・八〇
同	同	B印	七枚より一〇三枚まで	三、五五〇・〇〇	三、八七〇・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
同	同	A印	七枚より一〇三枚まで	三、五五〇・〇〇	三、八七〇・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
同	同	B印	四枚より六枚まで	五、二五〇・〇〇	六、三七五・〇〇	一・五〇	一・五〇
同	同	同	七枚より一〇三枚まで	四、四九〇・〇〇	五、四九〇・〇〇	一・二〇	一・二〇
同	同	同	七枚より一〇三枚まで	四、四九〇・〇〇	五、四九〇・〇〇	一・二〇	一・二〇
並厚溜	同	同	同	三、五六〇・〇〇	四、三五六・〇〇	一・三〇	一・三〇
三ミリ透明	二・七ミリ以上三・二ミリ以下	A印	四枚より六枚まで	七、一四〇・〇〇	八、八六〇・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
同	同	B印	七枚より一〇三枚まで	三、六〇〇・〇〇	四、四〇〇・〇〇	一・二〇	一・二〇
同	同	A印	七枚より一〇三枚まで	三、六〇〇・〇〇	四、四〇〇・〇〇	一・二〇	一・二〇
同	同	B印	四枚より六枚まで	五、四〇〇・〇〇	六、六〇〇・〇〇	一・八〇	一・八〇
同	同	同	七枚より一〇三枚まで	四、六〇〇・〇〇	五、六〇〇・〇〇	一・三〇	一・三〇
同	同	同	七枚より一〇三枚まで	四、六〇〇・〇〇	五、六〇〇・〇〇	一・三〇	一・三〇
並厚溜	同	同	同	三、七二〇・〇〇	四、五六〇・〇〇	一・四〇	一・四〇
三ミリ透明	二・七ミリ以上三・二ミリ以下	A印	四枚より六枚まで	七、二九〇・〇〇	八、九一〇・〇〇	二・四〇	二・四〇
同	同	B印	七枚より一〇三枚まで	三、七二〇・〇〇	四、五六〇・〇〇	一・四〇	一・四〇
同	同	A印	七枚より一〇三枚まで	三、七二〇・〇〇	四、五六〇・〇〇	一・四〇	一・四〇
同	同	B印	四枚より六枚まで	五、六〇〇・〇〇	六、九〇〇・〇〇	二・二〇	二・二〇
同	同	同	七枚より一〇三枚まで	四、七六〇・〇〇	五、八四〇・〇〇	一・八〇	一・八〇
同	同	同	七枚より一〇三枚まで	四、七六〇・〇〇	五、八四〇・〇〇	一・八〇	一・八〇
並厚溜	同	同	同	三、八〇〇・〇〇	四、六六〇・〇〇	一・五〇	一・五〇
三ミリ摺	同	同	同	三、八〇〇・〇〇	四、六六〇・〇〇	一・五〇	一・五〇
同	同	同	七枚より一六枚まで	三、六〇〇・〇〇	四、四〇〇・〇〇	一・四〇	一・四〇
同	同	同	七枚より一六枚まで	三、六〇〇・〇〇	四、四〇〇・〇〇	一・四〇	一・四〇
並厚透明	一・七ミリ以上二ミリ以下	A印	七枚より一六枚まで	三、四一六・〇〇	三、七二四・〇〇	一・二〇	一・二〇
同	同	B印	一七枚より一〇三枚まで	二、八五〇・〇〇	三、一〇三・〇〇	一・一〇	一・一〇
同	同	A印	一七枚より一〇三枚まで	二、八四六・〇〇	三、一〇二・〇〇	一・一〇	一・一〇
同	同	B印	七枚より一六枚まで	二、一九〇・〇〇	二、三八八・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
同	同	A印	一七枚より一〇三枚まで	二、一九〇・〇〇	二、三八八・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
並厚溜	同	同	同	二、三五六・〇〇	二、五九八・〇〇	一・一〇	一・一〇
三ミリ透明	二・七ミリ以上三・二ミリ以下	A印	四枚より六枚まで	七、〇一〇・〇〇	七、七四一・〇〇	一・八〇	一・八〇
同	同	B印	七枚より一〇三枚まで	三、五五〇・〇〇	三、八七〇・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
同	同	A印	七枚より一〇三枚まで	三、五五〇・〇〇	三、八七〇・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
同	同	B印	四枚より六枚まで	五、二五〇・〇〇	六、三七五・〇〇	一・五〇	一・五〇
同	同	同	七枚より一〇三枚まで	四、四九〇・〇〇	五、四九〇・〇〇	一・二〇	一・二〇
同	同	同	七枚より一〇三枚まで	四、四九〇・〇〇	五、四九〇・〇〇	一・二〇	一・二〇
並厚溜	同	同	同	三、五六〇・〇〇	四、三五六・〇〇	一・三〇	一・三〇
三ミリ摺	同	同	同	三、五六〇・〇〇	四、三五六・〇〇	一・三〇	一・三〇
同	同	同	七枚より一六枚まで	三、四〇〇・〇〇	四、一四〇・〇〇	一・二〇	一・二〇
同	同	同	七枚より一六枚まで	三、四〇〇・〇〇	四、一四〇・〇〇	一・二〇	一・二〇
並厚透明	一・七ミリ以上二ミリ以下	A印	七枚より一六枚まで	三、四一六・〇〇	三、七二四・〇〇	一・二〇	一・二〇
同	同	B印	一七枚より一〇三枚まで	二、八五〇・〇〇	三、一〇三・〇〇	一・一〇	一・一〇
同	同	A印	一七枚より一〇三枚まで	二、八四六・〇〇	三、一〇二・〇〇	一・一〇	一・一〇
同	同	B印	七枚より一六枚まで	二、一九〇・〇〇	二、三八八・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
同	同	A印	一七枚より一〇三枚まで	二、一九〇・〇〇	二、三八八・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
並厚溜	同	同	同	二、三五六・〇〇	二、五九八・〇〇	一・一〇	一・一〇
三ミリ透明	二・七ミリ以上三・二ミリ以下	A印	四枚より六枚まで	七、〇一〇・〇〇	七、七四一・〇〇	一・八〇	一・八〇
同	同	B印	七枚より一〇三枚まで	三、五五〇・〇〇	三、八七〇・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
同	同	A印	七枚より一〇三枚まで	三、五五〇・〇〇	三、八七〇・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
同	同	B印	四枚より六枚まで	五、二五〇・〇〇	六、三七五・〇〇	一・五〇	一・五〇
同	同	同	七枚より一〇三枚まで	四、四九〇・〇〇	五、四九〇・〇〇	一・二〇	一・二〇
同	同	同	七枚より一〇三枚まで	四、四九〇・〇〇	五、四九〇・〇〇	一・二〇	一・二〇
並厚溜	同	同	同	三、五六〇・〇〇	四、三五六・〇〇	一・三〇	一・三〇
三ミリ摺	同	同	同	三、五六〇・〇〇	四、三五六・〇〇	一・三〇	一・三〇
同	同	同	七枚より一六枚まで	三、四〇〇・〇〇	四、一四〇・〇〇	一・二〇	一・二〇
同	同	同	七枚より一六枚まで	三、四〇〇・〇〇	四、一四〇・〇〇	一・二〇	一・二〇

物価号外

昭25.12.29.

同	同	二七枚より一〇三枚まで	六、八五〇・〇〇	二・六〇	一・八〇	四・四〇	
同	同	四枚より六枚まで	九、四四〇・〇〇	二・六〇	一・八〇	四・四〇	
同	同	七枚より一〇三枚まで	七、三四〇・〇〇	二・六〇	一・八〇	四・四〇	
同	同	一七枚より二六枚まで	五、八〇〇・〇〇	二・六〇	一・八〇	四・四〇	
同	同	二七枚より一〇三枚まで	四、六五〇・〇〇	二・六〇	一・八〇	四・四〇	
同	同	四枚より六枚まで	一四、四八〇・〇〇	二・六〇	一・八〇	四・四〇	
同	同	七枚より一六枚まで	一一、一四〇・〇〇	二・六〇	一・八〇	四・四〇	
同	同	一七枚より二六枚まで	九、三四〇・〇〇	二・六〇	一・八〇	四・四〇	
同	同	二七枚より一〇三枚まで	七、五四

昭25.12.29.

水戸	茨	城		181.00	683.00	598.00	171.00	965.00	804.00	643.00	563.00	165.00	929.00	774.00	619.00	542.00
宇都宮	栃	木		179.50	678.00	593.00	169.50	957.00	798.00	638.00	558.00	163.50	921.00	768.00	614.00	537.00
高崎	群新長	馬潟野		182.00	689.00	603.00	172.00	973.00	811.00	649.00	568.00	166.00	937.00	781.00	625.00	547.00
				182.50	690.00	604.00	172.50	975.00	813.00	650.00	569.00	166.50	939.00	783.00	626.00	548.00
				182.00	688.00	602.00	172.00	972.00	810.00	648.00	567.00	166.00	936.00	780.00	624.00	546.00
郡山	福	島		181.50	687.00	601.00	171.50	970.00	809.00	647.00	566.00	165.50	934.00	779.00	623.00	545.00
仙台	宮岩青山秋	城手森形田		176.00	665.00	582.00	166.00	937.00	781.00	625.00	547.00	160.00	901.00	751.00	601.00	526.00
				180.00	680.00	595.00	170.00	960.00	800.00	640.00	560.00	164.00	924.00	770.00	616.00	539.00
				180.50	682.00	597.00	170.50	963.00	802.00	642.00	562.00	164.50	927.00	772.00	618.00	541.00
				180.50	682.00	597.00	170.50	963.00	802.00	642.00	562.00	164.50	927.00	772.00	618.00	541.00
				180.00	680.00	595.00	170.00	960.00	800.00	640.00	560.00	164.00	924.00	770.00	616.00	539.00
札幌	北	道	洋	191.00	724.00	633.00	181.00	1,026.00	855.00	684.00	598.00	175.00	990.00	825.00	660.00	577.00
			海	191.00	723.00	633.00	181.00	1,025.00	854.00	683.00	598.00	175.00	989.00	824.00	659.00	577.00
			北	190.50	721.00	631.00	180.50	1,022.00	852.00	681.00	596.00	174.50	986.00	822.00	657.00	575.00
			東	190.50	721.00	631.00	180.50	1,022.00	851.00	681.00	596.00	174.50	986.00	821.00	657.00	575.00
名古屋	愛三静岐	知重岡阜		186.00	704.00	616.00	176.00	995.00	830.00	664.00	581.00	170.00	959.00	800.00	640.00	560.00
				184.50	698.00	611.00	174.50	987.00	823.00	658.00	576.00	168.50	951.00	793.00	634.00	555.00
金沢	石福富	川井山		182.50	690.00	604.00	172.50	975.00	812.00	650.00	569.00	166.50	939.00	782.00	626.00	548.00
				182.50	690.00	603.00	172.50	974.00	812.00	650.00	568.00	166.50	938.00	782.00	626.00	547.00
				182.50	690.00	604.00	172.50	975.00	813.00	650.00	569.00	166.50	939.00	783.00	626.00	548.00
大阪	大京兵奈滋和	阪都庫良賀山		184.50	699.00	611.00	174.50	988.00	824.00	659.00	576.00	168.50	952.00	794.00	635.00	555.00
岡山	岡	山	山	181.00	685.00	599.00	171.00	967.00	806.00	645.00	564.00	165.00	931.00	776.00	621.00	543.00
	岡	山	備	181.00	683.00	598.00	171.00	965.00	804.00	643.00	563.00	165.00	929.00	774.00	619.00	542.00
	鳥	取	中	181.50	686.00	600.00	171.50	969.00	807.00	646.00	565.00	165.50	933.00	777.00	622.00	544.00
			津	180.00	680.00	595.00	170.00	960.00	800.00	640.00	560.00	164.00	924.00	770.00	616.00	539.00
			島	179.50	678.00	593.00	169.50	956.00	797.00	638.00	558.00	163.50	920.00	767.00	614.00	537.00
			米	179.50	679.00	594.00	169.50	958.00	799.00	639.00	559.00	163.50	922.00	769.00	615.00	538.00
			子	180.50	682.00	596.00	170.50	962.00	802.00	642.00	561.00	164.50	926.00	772.00	618.00	540.00
広島	広	島	後	183.00	692.00	605.00	173.00	978.00	815.00	652.00	570.00	167.00	942.00	785.00	628.00	549.00
	島	根	備	180.50	683.00	598.00	170.50	964.00	804.00	643.00	563.00	164.50	928.00	774.00	619.00	542.00
	山	口	東	181.50	686.00	600.00	171.50	969.00	807.00	646.00	565.00	165.50	933.00	777.00	622.00	544.00
			三	181.00	684.00	599.00	171.00	966.00	805.00	644.00	564.00	165.00	930.00	775.00	620.00	543.00
			次	181.50	686.00	600.00	171.50	968.00	807.00	646.00	565.00	165.50	932.00	777.00	622.00	544.00
			江	177.00	668.00	585.00	167.00	942.00	785.00	628.00	550.00	161.00	906.00	755.00	604.00	529.00
高松	香	川	田	177.50	670.00	586.00	167.50	945.00	788.00	630.00	551.00	161.50	909.00	758.00	606.00	530.00
徳島	愛	媛	口	184.50	699.00	611.00	174.50	988.00	823.00	659.00	576.00	168.50	952.00	793.00	635.00	555.00
	徳	島	東	181.00	683.00	598.00	171.00	965.00	804.00	643.00	563.00	165.00	929.00	774.00	619.00	542.00
	高	知	周	192.50	730.00	638.00	182.50	1,034.00	862.00	690.00	603.00	176.50	998.00	832.00	666.00	582.00
福岡	福	岡		184.00	697.00	610.00	174.00	985.00	821.00	657.00	575.00	168.00	949.00	791.00	633.00	554.00
	長	崎		185.50	701.00	614.00	175.50	992.00	827.00	661.00	579.00	169.50	956.00	797.00	637.00	558.00
	佐	賀		179.50	677.00	593.00	169.50	956.00	797.00	637.00	558.00	153.50	920.00	767.00	613.00	537.00
熊本	熊	本		182.00	688.00	602.00	172.00	973.00	810.00	648.00	567.00	166.00	937.00	780.00	624.00	546.00
	大	分		185.50	702.00	614.00	175.50	993.00	827.00	662.00	579.00	169.50	957.00	797.00	638.00	558.00
鹿児島	鹿児島	宮崎		183.50	695.00	608.00	173.50	982.00	818.00	655.00	573.00	167.50	946.00	788.00	631.00	552.00
				184.00	695.00	608.00	174.00	983.00	819.00	655.00	573.00	168.00	947.00	789.00	631.00	552.00

塩元売人塩販売制限価格表　（単位銭）

地方局名	売渡元人名	都府県名		白塩 叺 40キログラム	白塩 叺 35キログラム	粉砕塩 散塩売 1トン当	粉砕塩 叺 60キログラム	粉砕塩 叺 50キログラム	粉砕塩 叺 40キログラム	粉砕塩 叺 35キログラム	原塩 散塩売 1トン当	原塩 叺 60キログラム	原塩 叺 50キログラム	原塩 叺 40キログラム	原塩 叺 35キログラム
東京		京	七	613.00	536.00	13,921.00	859.00	716.00	573.00	501.00	13,321.00	823.00	686.00	549.00	480.00
		東豆	七	739.00	647.00	17,082.00	1,049.00	874.00	699.00	612.00	16,482.00	1,013.00	844.00	675.00	591.00
		伊島	奈	611.00	535.00	13,878.00	857.00	714.00	571.00	500.00	13,278.00	821.00	684.00	547.00	479.00
		神埼	川玉	611.00	535.00	13,875.00	857.00	714.00	571.00	500.00	13,275.00	821.00	684.00	547.00	479.00
		千山	葉梨	620.00	543.00	14,101.00	870.00	725.00	580.00	508.00	13,501.00	834.00	695.00	556.00	487.00
				619.00	542.00	14,082.00	869.00	724.00	579.00	507.00	13,482.00	833.00	694.00	555.00	486.00
水戸	茨	城		608.00	532.00	13,805.00	852.00	710.00	568.00	497.00	13,205.00	816.00	680.00	544.00	476.00
宇都宮	栃	木		601.00	526.00	13,615.00	841.00	701.00	561.00	491.00	13,015.00	805.00	671.00	537.00	470.00
高崎	群新長	馬潟野		605.00	529.00	13,721.00	847.00	706.00	565.00	494.00	13,121.00	811.00	676.00	541.00	473.00
				605.00	529.00	13,713.00	847.00	706.00	565.00	494.00	13,113.00	811.00	676.00	541.00	473.00
				604.00	529.00	13,704.00	846.00	705.00	564.00	494.00	13,104.00	810.00	675.00	540.00	473.00
郡山	福	島		603.00	528.00	13,684.00	845.00	704.00	563.00	493.00	13,084.00	809.00	674.00	539.00	472.00
仙台	宮岩青山秋	城手森形田		597.00	522.00	13,524.00	835.00	696.00	557.00	487.00	12,924.00	799.00	666.00	533.00	466.00
				598.00	523.00	13,545.00	837.00	697.00	558.00	488.00	12,945.00	801.00	667.00	534.00	467.00
				601.00	525.00	13,614.00	841.00	701.00	561.00	490.00	13,014.00	805.00	671.00	537.00	469.00
				601.00	526.00	13,621.00	841.00	701.00	561.00	491.00	13,021.00	805.00	671.00	537.00	470.00
				601.00	526.00	13,623.00	841.00	701.00	561.00	491.00	13,023.00	805.00	671.00	537.00	470.00
札幌	北	道	洋	597.00	522.00	13,528.00	836.00	696.00	557.00	487.00	12,928.00	800.00	666.00	533.00	466.00
			海	597.00	522.00	13,520.00	835.00	696.00	557.00	487.00	12,920.00	799.00	666.00	533.00	466.00
			北	595.00	520.00	13,470.00	832.00	693.00	555.00	485.00	12,870.00	796.00	663.00	531.00	464.00
			東	594.00	520.00	13,461.00	832.00	693.00	554.00	485.00	12,861.00	796.00	663.00	530.00	464.00
名古屋	愛三静岐	知重岡阜		615.00	538.00	13,965.00	862.00	718.00	575.00	503.00	13,365.00	826.00	688.00	551.00	482.00
				612.00	536.00	13,905.00	858.00	715.00	572.00	501.00	13,305.00	822.00	685.00	548.00	480.00
金沢	石福富	川井山		611.00	534.00	13,868.00	856.00	713.00	571.00	499.00	13,268.00	820.00	683.00	547.00	478.00
				609.00	533.00	13,831.00	854.00	712.00	569.00	498.00	13,231.00	818.00	682.00	545.00	477.00
				608.00	532.00	13,796.00	852.00	710.00	568.00	497.00	13,196.00	816.00	680.00	544.00	476.00
大阪	大京兵奈滋和	阪都庫良賀山		613.00	537.00	13,930.00	860.00	717.00	573.00	502.00	13,330.00	824.00	687.00	549.00	481.00
岡山	岡	山	山	606.00	530.00	13,753.00	849.00	708.00	566.00	495.00	13,153.00	813.00	678.00	542.00	474.00
	岡	山	備	610.00	534.00	13,857.00	855.00	713.00	570.00	499.00	13,257.00	819.00	683.00	546.00	478.00
	鳥	取	中	598.00	523.00	13,548.00	837.00	697.00	558.00	488.00	12,948.00	801.00	667.00	534.00	467.00
			津	602.00	526.00	13,640.00	842.00	702.00	562.00	491.00	13,040.00	806.00	672.00	538.00	470.00
			島	595.00	521.00	13,475.00	832.00	694.00	555.00	486.00	12,875.00	796.00	664.00	531.00	465.00
			米	601.00	526.00	13,634.00	842.00	702.00	561.00	491.00	13,034.00	806.00	672.00	537.00	470.00
			子	604.00	529.00	13,711.00	847.00	706.00	564.00	494.00	13,111.00	811.00	676.00	540.00	473.00
広島	広	島	後	607.00	531.00	13,780.00	851.00	709.00	567.00	496.00	13,180.00	815.00	679.00	543.00	475.00
	島	根	備	606.00	531.00	13,762.00	850.00	708.00	566.00	496.00	13,162.00	814.00	678.00	542.00	475.00
	山	口	東	610.00	534.00	13,847.00	855.00	712.00	570.00	499.00	13,247.00	819.00	682.00	546.00	478.00
			三	603.00	527.00	13,664.00	844.00	703.00	563.00	492.00	13,064.00	808.00	673.00	539.00	471.00
			次	607.00	531.00	13,779.00	851.00	709.00	567.00	496.00	13,179.00	815.00	679.00	543.00	475.00
			江	595.00	521.00	13,477.00	833.00	694.00	555.00	486.00	12,877.00	797.00	664.00	531.00	465.00
高松	香	川	田	597.00	522.00	13,526.00	836.00	696.00	557.00	487.00	12,926.00	800.00	666.00	533.00	466.00
徳島	愛	媛	口	609.00	533.00	13,836.00	854.00	712.00	569.00	498.00	13,236.00	818.00	682.00	545.00	477.00
	徳	島	東	602.00	527.00	13,647.00	843.00	702.00	562.00	492.00	13,047.00	807.00	672.00	538.00	471.00
	高	知	周	596.00	522.00	13,502.00	834.00	695.00	556.00	487.00	12,902.00	798.00	665.00	532.00	466.00
福岡	福	岡		612.00	536.00	13,912.00	859.00	716.00	572.00	501.00	13,312.00	823.00	686.00	548.00	480.00
	長	崎		606.00	530.00	13,749.00	849.00	707.00	566.00	495.00	13,149.00	813.00	677.00	542.00	474.00
	佐	賀		606.00	530.00	13,746.00	849.00	707.00	566.00	495.00	13,146.00	813.00	677.00	542.00	474.00
熊本	熊	本		609.00	532.00	13,813.00	853.00	711.00	569.00	497.00	13,213.00	817.00	681.00	545.00	476.00
	大	分		609.00	533.00	13,833.00	854.00	712.00	569.00	498.00	13,233.00	818.00	682.00	545.00	477.00
鹿児島	鹿児島	宮崎		606.00	530.00	13,749.00	849.00	707.00	566.00	495.00	13,149.00	813.00	677.00	542.00	474.00
				605.00	529.00	13,728.00	848.00	706.00	565.00	494.00	13,128.00	812.00	676.00	541.00	473.00

塩小売人塩販売制限価格表　（単位銭）

地方局名	売渡元人名	都府県名		白塩 神売 10キログラム当	白塩 叺 40キログラム	白塩 売 35キログラム	粉砕塩 神売 10キログラム当	粉砕塩 叺 60キログラム	粉砕塩 叺 50キログラム	粉砕塩 叺 40キログラム	粉砕塩 売 35キログラム	原塩 神売 10キログラム当	原塩 叺 60キログラム	原塩 叺 50キログラム	原塩 叺 40キログラム	原塩 売 35キログラム
東京		京	七	182.50	690.00	604.00	172.50	975.00	813.00	650.00	569.00	166.50	939.00	783.00	626.00	548.00
		東豆	七	217.00	827.00	724.00	207.00	1,181.00	984.00	787.00	689.00	201.00	1,145.00	954.00	763.00	668.00
		伊島	奈	181.00	684.00	598.00	171.00	966.00	805.00	644.00	563.00	165.00	930.00	775.00	620.00	542.00
		神埼	川玉	180.00	679.00	594.00	170.00	959.00	799.00	639.00	559.00	164.00	923.00	769.00	615.00	538.00
		千山	葉梨	182.50	689.00	603.00	172.50	974.00	811.00	649.00	568.00	166.50	938.00	781.00	625.00	547.00
				189.00	715.00	626.00	179.00	1,013.00	844.00	675.00	591.00	173.00	977.00	814.00	651.00	570.00

物価号外

裁判所公告（※印は新料金）

○公示催告

●昭和二十五年(ヘ)第九号
滋賀県野洲郡小津村大字三宅第七百四十一番地　申立人　北川　幾雄
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年九月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十五年十二月六日
堺簡易裁判所
裁判官　中島清吉
（別紙）　目　録
大日本セルロイド株式会社一百株券一枚
株券額面　金五千円也
一株の拂込金　金五十円也
記号番号　た第二九六四号
最終名義人　立山証券株式会社取締役社長島田純一郎
最終所持人　北川幾雄

●昭和二十五年(ヘ)第一〇号
京都市上京区河原町通荒神口下ル一筋目西入　申立人　荒巻　盛一
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年八月四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十五年十二月四日
京都簡易裁判所
裁判官　藤本香藤
（別紙）　目　録
日本電池株式会社株式一百株券一枚
但し
一表面　金五千円全額拂込済
一記号番号　ね第三四七四号
一当初名義人　山上徳次郎
一最終名義人　荒巻盛一
一発行者　日本電池株式会社取締役社長山岡景範
一発行年月日　昭和二十三年六月一日

●昭和二十五年(ヘ)第二二号
大阪市都島区高倉町弐百二十六番地八百十三番地　申立人　都島自動車株式会社
右代表取締役　高士　政郎
京都市上京区東堀川通丸太町上ル上ノ町四百三十一番地京都運送株式会社
右代理人弁護士　杉原喜興人
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年八月四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十五年十二月四日
京都簡易裁判所
裁判官　藤本香藤
（別紙）　目　録
京都運送株式会社株式一千株券十枚。
一記号番号　自B第二四九号至B第二五八号
一株式額面　金五万円也
一発行者　京都市下京区大宮通七條下ル上ノ町四百三十一番地京都運送株式会社
一発行年月日　昭和二十四年十二月一日
一株式名義人　大阪市都島区高倉町八百二十六番地、八百十三番地都島自動車株式会社代表取締役高士政郎
●昭和二十五年(ヘ)第二四号
東京都葛飾区新宿町三丁目八四一番地　申立人　宮島　善司
右代理人弁護士　入谷　規一
別紙目録記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十六年七月七日午前十時の公示催告期日迄に権利の届出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に届出及提出がない時は申立によりその株券は無効であることを宣言することがある。
昭和二十五年十二月五日
名古屋簡易裁判所
裁判官　吉田好文
（別紙）　目　録
一種類　株式会社松坂屋株式
数量　一百株券一枚
一枚の株券額面　金五千円也
一株の拂込金額　金五十円也
記号番号　甲に第一〇六二二号
発行者　株式会社松坂屋取締役社長伊藤次郎左衛門
発行日　昭和二十三年九月一日
最終株主　宮島善司
最終所持人　宮島善司

●昭和二十四年(ヘ)第四六号
岐阜県高山市鉄砲町六番地　申立人　照蓮寺
主管者　大谷　光暢
右代理人　成田與十郎
別紙目録記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十六年七月二日午前十時の公示催告期日迄に権利の届出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に届出及提出がない時は申立によりその株券は無効であることを宣言することがある。
昭和二十五年十一月十日
名古屋簡易裁判所
裁判官　吉田好文
（別紙）　目　録
一、証書　中部配電株式会社株式五十株券一枚
一記号番号　い丙第一九三六五号
一株券額面　金二千五百円
一拂込額　金二千五百円
一発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
一最終の株式名義人　照蓮寺代表者成田與十郎

●昭和二十五年(ヘ)第三号
東京都墨田区隅田町二丁目千六百十二番地　申立人　鐘淵紡績株式会社
右代表者代表取締役　武藤　糸治
鐘淵紡績株式会社高岡工場長
右代理人　木下　順蔵
右申立人より別紙貨物引換証について公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十六年十月十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし該貨物引換証を提出されたい。若し期日迄に届出がないときは該貨物引換証の無効を宣言することがある。
昭和二十五年十二月九日
一宮簡易裁判所
裁判官　松岡義彦
（別紙）　目　録
一、証書　第四四四〇号貨物引換証
一運送品種類　スフ糸莚包二十箇一通
一運送品価額　金一百十万円也
一発行者　高岡市末広町千二十番地日本通運株式会社高岡支店
一荷送人　高岡市上関八八番地鐘淵紡績株式会社高岡工場
一荷受人　一ノ宮市八幡町東海倉庫内野村義正
一作成地　高岡市末広町千二十番地
一到着地及取扱人　一ノ宮市明治通一丁目日本通運株式会社一ノ宮支店
一発行年月日　昭和二十五年十一月二日
一裏書人　なし
一最終の所持人　鐘淵紡績株式会社

●昭和二十五年(ヘ)第四号
下関市大字宇部四百六十一番地　申立人　後根　栄次
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年十月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に右株券を提出されたい。若し右期日迄に届出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十五年十二月十二日
宇部簡易裁判所
（別紙）　目　録
一宇部興産株式会社百株券十枚
一記号番号　に号戊自第九〇八四号至に号戊自第九〇九三号、第七〇九号、第七〇八五号、第二七九四〇号、第二七九四一号、第三〇七九八号
一額面　金五千円也（全額拂込済）
一発行年月日　昭和二十四年八月十五日
一発行者　宇部興産株式会社取締役社長俵田明
一最終名義人　西岡房子

●昭和二十五年(ヘ)第二一号
宮城県本吉郡志津川町字細浦三十五の一番地　申立人　佐藤庄太郎
別紙表示の株券につき、前記申立人より公示催告の申立があつたから、その所持人は昭和二十六年九月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合にはその無効を宣言することがある。
昭和二十五年十二月七日
仙台簡易裁判所
裁判官　手戸清蔵
（別紙）　目　録
一株券の種類　東北配電株式会社普通株式二十株券二枚
一株券の記号番号　普通ろ甲第二一四七九九八号、第二一四七九九九号
一株券の額面　金五百円
一株の拂込額　金五十円
一発行者　東北配電株式会社
一発行年月日　昭和二十四年九月一日
一最初の株主　佐藤庄太郎
一最終の株主　佐藤庄太郎

定価　一部　二円（官報本紙購読者には無料添付）
発行所　東京都新宿区市谷本村町　印刷庁
発行　電話九段五三一一　官報課
印刷　大蔵省印刷局
明治二十五年五月三日第三種郵便物認可